

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2005年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2020事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- ① 休眠預金等活用法に基づく預金保険機構の検査との連携に係る改正（2020年10月7日）

預金保険機構は、金融機関等における休眠預金等に係る資金の移管及び管理の手續等について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、立入検査を行うことができるところ、かかる検査においても、預金保険機構と連携してフォローアップを行う旨等を追加したもの（2020年10月7日より適用）。
- ② 押印・対面手續の廃止等に係る改正（2020年12月23日）

押印・対面手續の廃止等に係る所要の改正を行ったもの（2020年12月23日より適用）。
- ③ 会社法改正（2021年3月1日施行分）に係る改正（2021年2月3日）

改正会社法及び会社法整備法の施行（1年3月以内施行及び1年6月以内施行）等に伴う所要の改正を行ったもの（2021年3月1日より適用）。
- ④ 銀行口座から資金移動業者アカウントへの不正出金事案に係る改正（2021年2月26日）

悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等をもとに当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージすることで不正な出金を行う事象が複数発生したことを踏まえ、所要の改正を行ったもの（2021年2月26日より適用）。
- ⑤ 流動性比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正に係る改正（2021年3月31日）

2014年10月「バーゼルⅢ安定調達比率」、2015年6月「安定調達比率の開示基準」等がバーゼル銀行監督委員会から公表されたことを踏まえ、安定調達比率に係る計算方法及び開示方法に関する告示等の一部改正が2021年3月31日

に行われたところ、かかる改正に伴う所要の改正を行ったもの（2021年9月30日より適用）。

⑥ 立入検査の基本的手続の一部改正（2021年6月11日）

2020年11月に設置した「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」等での検討を踏まえ、金融機関の負担軽減とより質の高いモニタリングを実施する観点から、日本銀行との更なる連携強化に向けた所要の改正を行ったもの（2021年6月11日より適用）。

⑦ 押印・対面手続の廃止等に係る改正（2021年6月30日）

押印・対面手続の廃止等に係る所要の改正を行ったもの（2021年6月30日より適用）。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2004年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2020事務年度の改正内容は、上記のI 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容の①から⑦である。これに加え、以下の改正を行っている。

● 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正（2020年8月7日）

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、資本参加の決定に当たっての審査の留意事項、監督上の措置等を規定したもの（2020年8月14日より適用）。

● 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の制定に伴う改正（2020年11月27日）

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則の制定に伴い所要の改正を行ったもの（2020年11月27日より適用）。

● 地域金融機関の営業現場の業務における新型コロナウイルス感染症の影響による新たな日常への適応と生産性向上等を進める観点からの改正（2021年4月30日）

金融仲介機能の発揮に関して、組織・地域を超えて他の金融機関職員等との

間で知見・ノウハウを共有することも、営業職員の能力向上等の一つの方策になりうること及びITガバナンスに関して、ニューノーマルの下では、地域金融機関においても、金融機関内や顧客等との連絡手段として電子メール等の情報通信基盤の整備が不可欠になることを規定したもの（2021年4月30日より適用）。（別紙参照）

「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」令和3年7月8日公表より抜粋

③ 地域金融機関の ICT 環境整備に向けた動き

事業者支援ノウハウ共有サイトの創設準備を進める中、いくつかの地域金融機関からは、職場からインターネットへ接続する環境がない、そもそもメールアドレスが個人に付与されていないといった声が聞かれた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、顧客とのコミュニケーション手段に限られる中、対面のみならず、非対面によるオンライン面談や電子メール等の活用ニーズも高まった。

そこで、2020年12月、地域金融機関におけるICT（情報通信技術）環境の整備状況についての実態を把握するため、地域金融機関に対し、アンケート調査¹を実施した。以下、アンケート調査の結果を紹介する。

(ア) 営業店²の業務用端末での取引先とのオンライン会議環境に関する整備状況

66%（324 機関）の地域金融機関が、すでに営業店におけるオンライン会議を導入している、又は、導入を検討中としており、取引先とのオンライン会議を可能とする環境の整備が進んでいる様子が窺われる。

(イ) 営業店の営業担当者をカバーするインターネット接続端末の整備状況

47%（230 機関）の地域金融機関では、営業担当者数をカバーする数のインターネット接続端末を整備している結果となった。

(ウ) 営業店の営業担当者数をカバーするメールアドレスの保有状況

10%（51 機関）の地域金融機関では、営業担当者数をカバーする数のメールアドレスを整備している結果となった。

(エ) 積極的な取組事例

アンケート調査では、顧客とのコミュニケーション手段の多様化に向けて、積極的に環境整備を進める事例も見られた。以下、協同組織金融機関における事例を紹介する。

- ・ 金融機関の SNS 公式アカウントを開設し、地域で開催されるイベントやお祭り、商店で利用できるクーポンやお得な情報を配信するほか、相続に関する相談窓口を設ける等、顧客との新たな接点として活用
- ・ 営業担当者全員にスマートフォンを支給し、SNS を電話・ファックス以外の新たな通信手段として、顧客向けの連絡や補助金等の情報提供に利用するほか、グループチャットで顧客同士の意見交換の場を設け、新たなコミュニケーションツールとして活用

¹ 全国 499 の地域金融機関（2020年12月アンケート調査実施時点）を対象に実施し、496 機関（回収率 99%）から回答を得た。

² 「営業店」とは、支店及び出張所（但し、無人出張所は除く）をいい、本部を除く。また、店舗数1店舗のみで本部（本店）と営業店が一体運営されている金融機関も含む。営業業務を廃止している等により、同業務が存在しないと回答した金融機関（5機関）を除く。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の2020年度決算概況（別紙1参照）

II 地域銀行の2020年度決算概況（別紙2参照）

地域銀行の2020年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、与信関係費用の増加や債券等関係損益の減少があったものの、経費の減少及び株式等関係損益の増加等が寄与し、前年同期比181億円増益の7,082億円となった。
- ② 不良債権額は前年同期比0.5兆円増加の5.3兆円、不良債権比率も前年同期比0.08%pt増加の1.78%となった。
- ③ 国際統一基準行の総自己資本比率は前年同期比0.79%pt上昇の14.28%、Tier1比率及び普通株式等Tier1比率は、いずれも前年同期比0.75%pt上昇の13.48%となった。
国内基準行の自己資本比率は前年同期比0.18%pt上昇の9.70%となった。

III 再編等の状況

1. 銀行業の免許（別紙3参照）

2. 主要行等の再編等

2020年7月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

3. 地域銀行の再編等（別紙4～7参照）

2020年7月以降に行われた地域銀行における再編等は、以下のとおりである。

株式会社親和銀行、株式会社十八銀行

（内容）2020年10月1日に合併

合併後の銀行名：株式会社十八親和銀行

株式会社広島銀行

（内容）2020年10月1日に銀行を子会社とする持株会社を設立

設立後の名称：株式会社ひろぎんホールディングス

株式会社第四銀行、株式会社北越銀行

（内容）2021年1月1日に合併

合併後の銀行名：株式会社第四北越銀行

株式会社三重銀行、株式会社第三銀行
(内容) 2021年5月1日に合併
合併後の銀行名：株式会社三十三銀行

4. 外国銀行の参入

2020年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した外国銀行はない(2021年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は55行)。

5. 外国銀行の退出

2020年7月以降、銀行業を廃止した外国銀行支店はない。

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念(別紙8~9参照)

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである(主要行については1999年3月期より、地域銀行については1999年9月期より、協同組織金融機関については2000年3月期より、開示が義務付けられた)。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分(破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会(SEC)と同様の基準に基づくものであり、1998年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、1999年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（別紙10～17参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位：%、兆円)	2002年 3月期		2019年 9月期	2020年 3月期	2020年 9月期	2021年 3月期
不良債権比率	8.4		1.1	1.1	1.1	1.2
総与信	512.1		613.3	629.6	643.9	650.1
金融再生法 開示債権	43.2		6.8	6.8	7.4	7.9
破産更生 債権	7.4		1.2	1.2	1.3	1.3
危険債権	19.3		4.1	4.0	4.3	4.6
要管理 債権	16.5		1.5	1.6	1.8	2.0
正常債権	468.9		606.5	622.8	636.5	642.1

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位：兆円)

2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期
10.0	9.0	8.2	7.6	6.6	6.5	6.7	7.8

3. 不良債権問題への取組み（別紙18～19参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、2001年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、2002年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を2004年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、

自己査定の実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、2005年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、2005年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

V 預金保険料率の変更

2021年度の預金保険料率については、預金保険機構の運営委員会において、預金保険機構実効料率は0.031%（現行比▲0.002%）にすることとし、この実効料率を基に、決済用預金と一般預金等の金額割合を踏まえて、それぞれの保険料率に割り付けた結果、決済用預金に係る保険料率を0.042%（現行比▲0.003%）、一般預金等に係る保険料率を0.029%（現行比▲0.002%）に変更することが議決された。

これを受け、預金保険機構より、決済用預金に係る保険料率を0.042%（現行比▲0.003%）、一般預金等に係る保険料率を0.029%（現行比▲0.002%）に変更する認可申請がなされ、2021年3月31日、預金保険法に基づき、これを認可した。

(注) 預金保険機構は、「中長期的な預金保険料率のあり方等について」（「預金保険料率に関する検討会」報告書（2015年1月30日公表））を踏まえ、2021年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標としている。

主要行等の令和3年3月期決算の概要

1. 損益の状況（グループ連結ベース）

○ 令和3年3月期は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う与信関係費用の増加があったものの、一部大手銀行グループにおいて前期に計上した特別損失が剥落したことなどにより、当期純利益は前期に比べ+1.5%の増加。

（単位：億円）

	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期	前年比
連結業務粗利益	100,209	105,022	106,412	1,390
資金利益	47,718	46,743	49,618	2,875
役務取引等利益	34,982	35,521	36,036	514
その他業務利益	6,893	10,064	8,254	▲1,810
うち債券等関係損益*	▲588	7,448	1,887	▲5,561
経費	▲68,356	▲69,708	▲69,509	199
連結業務純益	32,915	35,952	37,638	1,686
コア業務純益*		13,534	19,947	6,413
コア業務純益*（除く投資信託解約損益）		13,229	19,692	6,464
与信関係費用**	▲1,702	▲6,830	▲11,789	▲4,960
株式等関係損益	5,404	3,046	2,407	▲639
親会社株主に帰属する当期純利益	21,334	20,697	21,016	319

*債券等関係損益、コア業務純益については銀行単体ベース。**与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期
貸出金（末残）***	305.2兆円	314.7兆円	319.1兆円

***貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

○ 不良債権額は令和2年3月期に比べ増加、不良債権比率は上昇。

	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期
不良債権額	2.0兆円	2.1兆円	2.6兆円
不良債権比率	0.58%	0.59%	0.75%

3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

○ 国際統一基準行の総自己資本比率は令和2年3月期に比べ低下、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は上昇。

○ 国内基準行の自己資本比率は、令和2年3月期に比べ上昇。

（国際統一基準行：4グループ）

（国内基準行：3グループ）

	R2年3月期	R3年3月期
総自己資本比率	17.00%	16.98%
Tier1比率	14.60%	14.78%
普通株式等Tier1比率	12.77%	13.05%

	R2年3月期	R3年3月期
自己資本比率	11.04%	11.43%

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。

（注2）グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。

（注3）銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

地域銀行の令和3年3月期決算の概要

1. 損益の状況（銀行単体ベース）

○ 令和3年3月期の当期純利益は、与信関係費用の増加や債券等関係損益の減少があったものの、経費の減少や株式等関係損益の増加等により、前年同期に比べ、2.6%の増益。

(単位：億円)

	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期	前年同期比
業務粗利益	42,233	42,480	41,692	▲ 788
資金利益	37,201	36,172	36,473	301
役員取引等利益	5,281	5,233	5,458	225
その他業務利益		1,032	▲ 283	▲ 1,315
うち、債券等関係損益	▲ 332	832	▲ 854	▲ 1,686
経費	▲ 30,011	▲ 29,728	▲ 29,361	367
実質業務純益	12,221	12,751	12,330	▲ 421
コア業務純益		11,919	13,184	1,265
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)		11,113	12,167	1,054
与信関係費用(※)	▲ 3,473	▲ 3,583	▲ 4,472	▲ 889
株式等関係損益	2,485	749	2,378	1,629
当期純利益	7,686	6,901	7,082	181

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期
貸出金（末残）	269.3兆円	277.7兆円	291.9兆円

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

○ 不良債権額はR2年3月期に比べ増加し、不良債権比率も上昇。

	H31年3月期	R2年3月期	R3年3月期
不良債権額	4.8兆円	4.8兆円	5.3兆円
不良債権比率	1.74%	1.70%	1.78%

3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

○ 国際統一基準行の総自己資本比率、国内基準行の自己資本比率は、いずれもR2年3月期に比べ上昇。

(国際統一基準行：11行)

(国内基準行：R2年3月期 92行、R3年3月期 90行)

	R2年3月期	R3年3月期
総自己資本比率	13.28%	14.07%
Tier1比率	12.73%	13.48%
普通株式等Tier1比率	12.73%	13.48%

	R2年3月期	R3年3月期
自己資本比率	9.52%	9.70%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) H31年3月期の集計対象は105行(地方銀行64行、第二地方銀行40行及び埼玉りそな銀行)

R2年3月期の集計対象は103行(地方銀行64行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

R3年3月期の集計対象は101行(地方銀行62行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

令和2年12月22日
金融庁

銀行業の免許について

本日、株式会社みんなの銀行に対し、銀行法第4条第1項の規定に基づく銀行業の免許を付与しました。

(参考) 銀行の概要

1. 商 号 : 株式会社みんなの銀行
2. 本店所在地 : 福岡県福岡市中央区西中洲6番27号
3. 資本金 : 165億円
4. 株 主 : 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ (100%)
5. 代 表 者 : 代表取締役頭取 横田 浩二
代表取締役副頭取 永吉 健一

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第一課 (内線 3717、3397)

令和2年9月30日
金融庁

銀行の合併認可について

本日、株式会社親和銀行と株式会社十八銀行に対し、銀行法第30条第1項の規定に基づき、両行が合併することについて認可しました。

(参考)合併後の銀行の概要

1. 商号：株式会社十八親和銀行
2. 本店所在地：長崎県長崎市銅座町1番11号
3. 代表者：代表取締役会長 吉澤 俊介
代表取締役頭取 森 拓二郎
代表取締役副頭取 荒木 英二
4. 資本金：368億円
5. 合併予定日：令和2年10月1日

お問い合わせ先

福岡財務支局 Tel:092-411-5081
金融監督第一課

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線：3320、3366)

令和2年9月11日
金 融 庁**銀行持株会社の設立認可について**

本日、株式会社広島銀行に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社ひろぎんホールディングス」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社ひろぎんホールディングス
2. 本店所在地 : 広島県広島市南区西蟹屋一丁目1番7号
3. 代 表 者 : 代表取締役会長 池田 晃治
代表取締役社長 部谷 俊雄
4. 資 本 金 : 600 億円
5. 役職員数(予定) : 194 名
5. 設 立 予 定 日 : 令和2年10月1日

お問い合わせ先

中国財務局 Tel : 082-221-9221 (代表)
理財部金融監督第一課
(内線 : 3455)

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課
(内線 : 3681)

令和2年12月24日
金 融 庁

銀行の合併認可について

本日、株式会社第四銀行と株式会社北越銀行に対し、銀行法第30条第1項の規定に基づき、両行が合併することについて認可しました。

(参考) 合併後の銀行の概要

1. 商 号 : 株式会社第四北越銀行
2. 本店所在地 : 新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1
3. 代 表 者 : 取締役会長 佐藤 勝弥
取締役頭取 並木 富士雄
取締役副頭取 長谷川 聡
4. 資 本 金 : 327 億円
5. 合 併 予 定 日 : 令和3年1月1日

お問い合わせ先

関東財務局 Tel : 048-600-1127
理財部金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第二課
(内線 : 3222、3681)

令和3年4月26日
金 融 庁

銀行の合併認可について

本日、株式会社三重銀行と株式会社第三銀行に対し、銀行法第30条第1項の規定に基づき、両行が合併することについて認可しました。

(参考)合併後の銀行の概要

1. 商 号：株式会社三十三銀行
2. 本店所在地：三重県四日市市西新地7番8号
3. 代 表 者：取締役会長 岩間 弘
取締役頭取 渡辺 三憲
4. 資 本 金：374億円
5. 合併予定日：令和3年5月1日

お問い合わせ先

東海財務局 Tel:052-951-2493
理財部金融監督第一課

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線:3365、3816)

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。

リスク管理債権及び再生法開示債権の関係

リスク管理債権	再生法開示債権
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む
<p align="center">破綻先債権</p> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<p align="center">破産更生債権及びこれらに準ずる債権</p> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
<p align="center">延滞債権</p> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの	
<p align="center">3カ月以上延滞債権</p> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<p align="center">危険債権</p> 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
<p align="center">貸出条件緩和債権</p> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）	<p align="center">要管理債権</p> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

令和 3 年 9 月 8 日
 金融庁

令和 3 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

1. 金融再生法開示債権の状況

令和 3 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 7.9 兆円であり、令和 2 年 3 月期の 6.8 兆円と比べ 1.1 兆円の増加となっています。

（参考）令和 3 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+1.1
うち 要管理債権	+0.4
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.9
危険債権以下からの上方遷移	+0.0
(債務者の業況改善+0.0 再建計画の策定等+0.0)	
	(増加要因計 +0.9)
[減少要因] 正常債権化	▲0.3
(債務者の業況改善▲0.2 再建計画の策定等▲0.1)	
危険債権以下への下方遷移	▲0.2
返済等 (*)	+0.0
	(減少要因計 ▲0.5)
うち 危険債権以下	+0.7
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.7
要管理債権からの下方遷移	+0.2
	(増加要因計 +1.9)
[減少要因] オフバランス化等 (*)	▲1.2
(債権流動化等▲0.9、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.3)	
	(減少要因計 ▲1.2)

* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

令和 3 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.7 兆円であり、令和 2 年 3 月期の 1.5 兆円と比べ 0.2 兆円の増加となっています。

3. 不良債権処分損の状況

令和 3 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、令和 2 年 3 月期の 0.7 兆円と比べて 0.5 兆円悪化し、1.2 兆円の損失となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課監督調査室

(内線 2688、3278)

(表 1) 金融再生法開示債権等の推移

(Excel) (PDF : 356KB)

(表 2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(Excel) (PDF : 142KB)

(表 3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(Excel) (PDF : 37KB)

(表 4) 担保不動産の評価額 (処分可能見込額) と売却実績額の推移

(Excel) (PDF : 27KB)

(表 5) 不良債権処分損等の推移 (全国銀行)

(Excel) (PDF : 49KB)

(表 6) リスク管理債権額等の推移

(Excel) (PDF : 507KB)

(表 7) 自己査定による債務者区分の推移

(Excel) (PDF : 37KB)

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

(別紙11)

Table with columns for years (14th to 33rd) and rows for various financial metrics (e.g., 貸付総額, 貸付総額(債権), 貸付総額(債権)等). The table contains numerical data and change indicators (▲, ▼, △, ○) for each cell.

項目	單位	14年3月		15年3月		16年3月		17年3月		18年3月		19年3月		20年3月		21年3月		22年3月		23年3月		24年3月		25年3月		26年3月		27年3月		28年3月		29年3月		30年3月		31年3月		32年3月		33年3月		34年3月		35年3月			
		金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位		
總計	總計	1,851,150	1,872,290	1,881,480	1,868,270	1,886,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,750	2,111,180	2,119,280	2,181,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,387,880	2,450,750	2,487,280	2,542,520	2,584,890	2,642,840	2,682,650	2,733,410	2,764,330	2,818,700	2,922,880	2,982,900										
	總計(不含預算外)	148,220	146,800	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,790	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	65,180	66,280	64,500	62,310	50,280	48,240	46,230	45,050	46,550	47,880	47,920	50,540	52,790											
	預算外	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,460	17,840	16,620	16,160	15,890	19,340	22,230	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	8,850	8,520	8,300	8,090	7,920	8,400	9,250	9,570	9,410	9,000	8,990											
	預算外(不含預算外)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800	30,250	29,680	29,800	29,480	28,620	28,420	30,510	32,690										
	預算外(不含預算外)	46,100	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,990	20,360	19,000	19,690	18,770	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130	7,890	7,840	8,340	9,320	10,090	11,000												
預算外(不含預算外)	1,709,930	1,725,860	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,016,380	2,016,260	2,014,640	2,009,050	2,008,140	2,113,160	2,153,050	2,173,440	2,222,280	2,255,900	2,311,740	2,343,330	2,388,440	2,437,030	2,494,260	2,538,670	2,597,580	2,638,100	2,681,770	2,716,650	2,770,760	2,812,340	2,810,990												
預算外(不含預算外)	0.0	2.8	4.9	5.5	5.2	4.5	4.4	3.9	3.7	3.5	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7				
預算外(不含預算外)	2.0	1.8	1.9	0.9	0.4	0.4	0.3	0.4	0.7	0.5	0.4	0.7	0.5	0.2	0.1	0.3	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
預算外(不含預算外)	1.5	1.8	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
預算外(不含預算外)	1,402,920	1,384,450	1,383,130	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,890	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,585,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,530	1,818,930	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270	1,992,300	2,039,710	2,090,130	2,131,090	2,200,710	2,241,630	2,318,050	2,345,310											
預算外(不含預算外)	107,810	105,890	94,440	75,740	71,920	63,820	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,940	47,550	48,800	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	35,080	34,800	33,710	33,720	36,840	37,670	37,900	39,780	41,450											
預算外(不含預算外)	27,590	24,860	19,990	15,290	14,380	12,910	12,530	12,010	11,450	10,920	13,220	14,820	14,220	12,750	12,140	11,880	9,850	9,610	9,890	9,820	7,420	6,990	6,210	6,090	5,890	5,790	5,620	5,530	6,020	6,900	7,440	7,190	6,810	6,760													
預算外(不含預算外)	46,410	42,200	40,820	37,940	35,510	32,320	31,910	30,440	30,770	29,900	29,990	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,630	31,580	32,050	30,940	29,540	28,990	27,500	24,450	23,670	22,420	21,900	22,580	22,360	22,010	21,570	21,420	22,340	23,060												
預算外(不含預算外)	33,900	30,040	30,630	23,670	22,020	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	8,350	7,880	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,860	8,900	8,940	7,850	7,420	7,070	6,860	6,540	6,280	7,110	7,580	8,220	8,760	9,550	9,830											
預算外(不含預算外)	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190	1,957,730	2,006,000	2,054,410	2,094,250	2,163,040	2,204,130	2,281,270	2,303,860											
預算外(不含預算外)	7.7	7.8	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.1	3.1	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8				
預算外(不含預算外)	1.5	1.1	1.6	0.5	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
預算外(不含預算外)	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5		
預算外(不含預算外)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	416,900	423,810	428,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,200	440,780	439,640	441,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	465,990	471,610	479,370	486,690	497,310	503,280	513,660	520,330	530,070	519,100	528,240	488,170	500,110	522,900	534,520											
預算外(不含預算外)	40,410	39,990	31,950	25,720	24,090	22,060	21,380	19,270	19,340	20,540	19,120	16,000	17,710	17,270	17,430	16,630	17,270	17,430	16,390	16,390	15,390	14,390	13,330	12,700	12,090	11,720	11,060	10,610	10,330	9,890	9,410	9,120	9,480	9,270	10,450												
預算外(不含預算外)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,830	5,870	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,200	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,880	2,570	2,470	2,360	2,260	2,190	2,180	2,070	2,080	2,090	2,090													
預算外(不含預算外)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,100	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,180	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420	7,180	7,030	6,680	6,490	6,010	6,260	6,570	7,080											
預算外(不含預算外)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,320	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280	1,190	1,110	1,090	1,140	1,040	1,140	1,140	1,270	1,280											
預算外(不含預算外)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	408,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,820	457,220	466,840	474,100	485,230	491,510	502,800	509,910	519,730	509,230	518,430	480,040	490,830	513,030	524,070												
預算外(不含預算外)	9.0	8.3	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.3	4.3	4.3	4.3	4																																			

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期	31年9月期	2年3月期	2年9月期	3年3月期	3年9月期		
2024年3月期	当座引当額	955,590	945,270	927,430	900,880		922,330	908,780	897,650	821,620	824,700	914,530	915,770	916,290	934,060	946,470	982,650	1,046,660	1,078,190																					
2024年3月期	繰上り引当額(債権)	92,350	91,880	90,580	89,780		61,900	57,550	56,630	51,640	50,620	50,930	53,830	53,720	50,990	47,950	43,980	40,840	37,880																					
	繰上り引当額(債務)	29,920	29,550	28,580	22,350		19,450	18,320	17,800	18,640	18,670	16,670	15,640	14,330	13,160	10,820	9,780	9,090	8,570																					
	繰上り引当額(資産)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100	28,170	28,780	27,130	27,790	29,750	32,980	33,140	33,140	31,530	29,180	27,070	25,220																					
	繰上り引当額(負債)	26,480	26,950	19,900	16,390		13,350	11,060	10,840	4,850	4,150	4,510	5,010	5,000	4,670	4,560	4,180	3,790	3,570																					
	繰上り引当額(資産)	883,240	853,530	847,320	838,290		840,930	849,210	850,960	874,040	874,040	863,560	863,560	862,520	883,090	898,460	938,840	1,006,020	1,040,270																					
	繰上り引当額(負債)	9.7	9.3	8.6	7.7		6.9	6.2	6.0	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.1	4.5	3.9	3.5	3.2																					
	繰上り引当額(資産)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4	0.5	0.4	0.8	0.9	0.4	0.3	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1																					
	繰上り引当額(負債)	0.8	0.5	1.1	1.2		1.3	1.3	1.2	0.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1	1.3	1.1	0.8	0.5																					
	2024年3月期	繰上り引当額	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650	702,740	704,580	712,600	712,250	697,100	698,050	697,260	710,240	722,710	746,290	777,030	784,660																				
		繰上り引当額(債権)	75,930	74,170	65,210	56,610		49,920	45,980	45,150	41,460	41,160	41,720	44,170	44,330	42,310	39,640	36,300	33,500	31,340																				
繰上り引当額(債務)		23,580	23,500	21,100	17,290		14,980	14,040	13,320	13,030	14,000	12,610	11,940	10,770	9,970	9,040	8,040	7,360	6,800																					
繰上り引当額(資産)		30,950	30,210	28,270	26,370		24,550	23,550	24,410	25,320	25,320	25,320	25,320	29,330	29,780	27,170	25,110	23,910	21,990	20,610																				
繰上り引当額(負債)		21,510	20,460	15,830	12,980		10,450	8,990	7,940	3,500	3,050	3,380	3,810	3,830	3,560	3,440	3,160	2,820	2,650																					
繰上り引当額(資産)		674,250	672,600	662,850	652,070		649,710	658,760	659,400	671,120	671,160	655,380	653,850	652,990	667,920	683,040	709,980	743,510	753,290																					
繰上り引当額(負債)		10.1	9.9	9.0	8.0		7.1	6.5	6.4	5.8	5.8	6.0	6.2	6.4	6.0	5.5	4.8	4.3	4.2																					
繰上り引当額		118,590	104,270	100,190	99,670		100,250	99,920	99,010	98,970	98,440	100,440	98,610	99,610	101,120	103,480	112,490	138,270	147,910																					
繰上り引当額(債権)		15,100	15,960	13,350	11,830		10,710	10,340	10,180	8,900	8,110	8,030	8,570	8,360	7,740	7,440	6,880	6,360	5,770																					
繰上り引当額(債務)		9,980	9,700	8,170	4,490		3,920	3,840	4,820	4,820	4,170	3,890	3,440	3,340	2,960	2,630	2,400	2,220	2,060																					
繰上り引当額(資産)	4,590	4,960	4,350	4,050		3,990	3,890	3,770	3,470	3,220	3,540	3,820	3,940	3,710	3,750	3,510	3,220	2,830																						
繰上り引当額(負債)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760	2,540	2,400	990	1,040	1,110	1,080	1,080	1,050	970	920	890	820																						
繰上り引当額	103,480	88,270	86,840	87,840		89,570	89,570	88,800	90,050	90,310	92,390	90,220	91,240	93,360	96,010	105,590	131,910	142,120																						
繰上り引当額(負債)	12.7	15.3	15.3	11.9		10.7	10.3	10.3	9.0	8.2	8.0	8.5	8.4	7.7	7.2	6.1	4.8	3.9																						
繰上り引当額	6,076,350	5,891,090	5,462,460	5,389,350		5,477,050	5,633,340	5,724,020	5,808,990	5,707,510	5,864,980	5,782,000	6,005,000	6,236,450	6,513,930	6,679,640	6,904,490	7,031,150																						
繰上り引当額(債権)	524,420	445,970	346,020	249,040		195,820	170,880	170,880	171,220	167,820	166,280	171,860	172,740	153,190	139,370	127,780	117,970	104,630																						
繰上り引当額(債務)	103,960	87,020	70,090	54,080		43,030	38,990	40,570	47,420	45,700	40,570	35,630	32,820	27,110	24,310	23,370	21,760	20,330																						
繰上り引当額(資産)	229,120	186,200	145,480	119,400		92,340	88,700	86,100	91,470	85,070	96,220	104,750	107,120	96,700	88,690	81,430	72,200	65,250																						
繰上り引当額(負債)	191,340	191,840	130,440	74,990		60,250	49,600	46,610	29,490	25,330	29,490	31,490	32,900	28,990	23,890	22,880	23,910	19,980																						
繰上り引当額	5,551,930	5,245,940	5,108,430	5,120,290		5,281,410	5,458,000	5,553,290	5,737,720	5,539,650	5,498,630	5,610,110	5,832,210	6,083,220	6,374,500	6,551,930	6,788,590	6,926,270																						
繰上り引当額(負債)	3.6	3.6	3.6	4.6		3.6	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0	2.9	2.5	2.1	1.9	1.5	1.4																						
繰上り引当額(資産)	10.6	7.4	6.0	3.4		0.8	1.5	1.4	3.9	2.3	1.3	0.9	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4																							
繰上り引当額	6.8	7.0	7.0	7.1		7.1	6.1	6.1	5.9	5.8	6.1	6.1	5.7	6.0	6.1	5.7	4.7	4.7																						

[注] 1. 計数は、不償還債権分限及び実質業務継続については最高限度、不償還債権比率については%で表示、その他については総行を5年入し、10年円単位にまとめる。

2. 1. 1)は毎期3月期終了時点の貸借対照表の数値。

3. 引当残高の計数は、14年3月期は日本興業銀行を、18年4月期は普通銀行へ転換した新主銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したおきぞら銀行を、

4. 主要行の計数は、親親と親行の合計。

5. 地域銀行の計数は、18年3月期以降は親親と親行を、

6. 全国銀行の計数は、親親と母行及び子行を、

7. 繰上り引当額(負債)の計数は、全部引当及び協同繰上り引当額を合計したもの(繰上り引当額)を示す。ただし、不償還債権分限及び実質業務継続については、繰上り引当額を示す。

8. 一部の銀行においては、繰上り引当額(負債)の計数は、繰上り引当額(負債)の計数を含む。

9. 不償還債権分限及び実質業務継続については3月期(前月計)と半年期、3月期は過期の計数。

10. 18年9月期～22年3月期の計数は、業務修正を行った銀行があるため、過去の当行の数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(別紙12)

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 1.4	▲ 0.6	+ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 1.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 1.1
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.0	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.4
〔増減要因〕 債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.5	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.9	+ 0.9	+ 0.9	+ 1.0	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.6	+ 0.9
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.2
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 0.2	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1	+ 0.0
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 0.4	+ 2.1	▲ 0.2	▲ 0.6	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.2	+ 0.7
〔増減要因〕 債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 3.3	+ 2.8	+ 2.7	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.0	+ 1.5	+ 1.1	+ 1.7
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.9	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.2
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.2

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 3年3月期時点の対象金融機関数は110行。

3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(別紙13)

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.5)	(91.0)	(91.1)	(92.1)	(91.5)	(90.3)	(87.9)	(90.6)	(94.4)	(94.4)	(80.6)	(85.4)	(93.6)	(90.5)	(91.8)	(85.8)	(85.8)	
引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.5)	(9.0)	(8.9)	(7.9)	(8.5)	(9.7)	(12.1)	(9.4)	(5.6)	(5.6)	(19.4)	(14.6)	(6.4)	(9.5)	(8.2)	(14.2)	(14.2)	
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.1	1.2	1.1	1.3	
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	1.7	1.6	1.4	1.9	2.2	2.0	2.2	2.2	1.8	1.5	1.5	1.1	0.9	1.0	0.9	1.1	
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(81.3)	(84.9)	(82.0)	(82.9)	(83.7)	(85.5)	(85.0)	(82.9)	(82.6)	(81.3)	(82.9)	(82.4)	(82.4)	
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.0	0.8	0.9	1.1	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
	(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(54.7)	(42.2)	(52.9)	(48.1)	(50.8)	(55.3)	(54.6)	(54.1)	(54.9)	(57.2)	(50.5)	(55.6)	(54.8)	(47.2)	(51.4)	(50.3)	(50.3)	
引当	4.5	2.6	2.2	1.7	0.7	0.8	0.6	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	
	(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(37.1)	(42.8)	(34.1)	(33.2)	(34.1)	(27.5)	(27.3)	(28.9)	(28.8)	(28.3)	(34.5)	(27.3)	(27.8)	(34.2)	(31.4)	(32.1)	(32.1)	
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6	0.9	
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.1	0.9	0.6	0.7	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.7	0.8	0.5	0.3	0.3	0.5	
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.9)	(63.4)	(56.4)	(56.1)	(59.6)	(64.6)	(69.7)	(71.1)	(67.6)	(65.2)	(69.4)	(69.9)	(66.1)	(61.8)	(55.0)	(56.8)	
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.7	0.5	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(34.3)	(38.4)	(28.4)	(29.8)	(36.2)	(41.0)	(46.3)	(48.0)	(46.7)	(39.8)	(45.9)	(39.3)	(37.4)	(42.5)	(34.0)	(36.6)	(36.6)	
引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	
	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.0)	(27.9)	(26.3)	(23.5)	(23.6)	(23.4)	(23.2)	(20.9)	(25.4)	(23.9)	(30.6)	(28.7)	(19.3)	(21.0)	(20.2)	(20.2)	
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	2.0	2.0	2.6	
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	3.6	3.1	2.8	3.6	3.7	3.5	3.7	3.8	3.0	2.7	2.5	2.3	1.7	1.6	1.5	2.0	
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(77.2)	(77.1)	(75.0)	(79.3)	(81.1)	(79.0)	(79.9)	(80.8)	(79.7)	(78.5)	(82.1)	(79.6)	(78.9)	(79.2)	(76.5)	(75.5)	
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.1	1.8	1.6	1.5	1.2	1.0	1.0	1.3	
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(49.0)	(45.4)	(46.6)	(53.6)	(54.1)	(55.2)	(55.5)	(56.0)	(55.5)	(53.3)	(52.8)	(52.6)	(53.7)	(52.0)	(51.5)	(50.1)	(50.1)	
引当	6.4	5.1	4.3	2.6	1.3	1.3	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	0.5	0.5	0.7	0.7	
	(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(28.2)	(31.7)	(28.4)	(25.7)	(27.0)	(23.9)	(24.5)	(24.8)	(24.1)	(25.2)	(29.3)	(27.0)	(25.1)	(27.2)	(25.0)	(25.4)	(25.4)	

地域銀行

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
これらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(63.2)	(63.5)	(65.3)	(64.2)	(61.9)	(60.3)	(60.2)	(60.1)	(59.2)	(60.8)	(60.5)	(61.3)	(62.0)	(56.8)	(55.9)	(53.3)	(53.3)	
	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(36.8)	(36.5)	(34.6)	(35.7)	(38.1)	(39.6)	(39.7)	(39.8)	(40.8)	(39.2)	(39.5)	(38.7)	(37.9)	(43.2)	(44.1)	(46.7)	(46.7)
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.4	4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	3.3	
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	3.8	3.5	3.4	3.4	3.2	3.4	3.6	3.7	3.4	3.2	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.7	
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.9)	(85.7)	(85.7)	(85.2)	(84.3)	(84.4)	(84.5)	(85.2)	(85.8)	(85.6)	(85.8)	(85.2)	(84.6)	(84.5)	(82.9)	(83.3)	
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	2.0	
	(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(56.1)	(58.2)	(60.3)	(63.0)	(64.0)	(64.8)	(65.2)	(64.7)	(65.4)	(64.8)	(64.2)	(63.4)	(62.7)	(61.5)	(60.7)	(59.8)	(59.8)	
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6	0.8	0.8
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(28.9)	(27.5)	(25.4)	(22.2)	(20.3)	(19.7)	(19.3)	(20.5)	(20.3)	(20.8)	(21.5)	(21.8)	(21.9)	(23.0)	(22.2)	(23.5)	(23.5)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.4	1.1	1.0	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(57.1)	(55.4)	(52.4)	(52.1)	(54.3)	(54.8)	(53.4)	(54.6)	(54.4)	(54.2)	(53.4)	(52.6)	(51.6)	(51.2)	(51.5)	(49.2)	(49.2)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	0.9	0.8	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
	(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(37.9)	(36.4)	(34.5)	(35.9)	(38.8)	(40.6)	(38.2)	(39.1)	(38.5)	(39.0)	(38.3)	(38.0)	(37.9)	(34.5)	(34.1)	(33.4)	(33.4)	
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(19.2)	(19.0)	(17.9)	(16.2)	(15.5)	(14.4)	(15.1)	(15.5)	(15.9)	(15.1)	(15.2)	(14.6)	(13.7)	(16.6)	(17.4)	(15.8)	(15.8)
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5	7.2	6.7	6.7	6.8	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8	5.3	
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.0	6.3	6.0	6.1	5.7	5.6	5.7	5.6	5.1	4.6	4.3	4.0	3.7	3.9	3.8	4.2	
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.4)	(80.7)	(80.0)	(85.2)	(84.7)	(84.2)	(82.6)	(82.8)	(82.7)	(82.4)	(82.5)	(82.2)	(81.8)	(81.3)	(79.6)	(79.0)	
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	4.6	4.2	4.1	4.3	4.0	4.0	4.1	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8	2.6	2.6	2.6	2.8	
	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(52.5)	(53.5)	(54.6)	(59.7)	(59.9)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.5)	(59.4)	(59.1)	(58.8)	(58.4)	(55.5)	(54.1)	(53.2)	(53.2)	
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2	1.4	
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(27.9)	(27.2)	(25.4)	(25.6)	(24.8)	(24.1)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(22.9)	(23.5)	(23.5)	(23.4)	(25.7)	(25.5)	(25.8)	

全国銀行

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
これらに準ずる債権及び破産更生債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	1.6	1.4	1.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.3	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(69.6)	(68.9)	(71.1)	(74.1)	(71.7)	(68.7)	(67.8)	(69.7)	(67.5)	(68.6)	(66.7)	(68.7)	(70.9)	(64.4)	(64.2)	(64.2)	(62.5)	
	引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5
		(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(30.4)	(31.1)	(28.9)	(25.9)	(28.2)	(31.2)	(32.2)	(30.3)	(32.5)	(31.4)	(33.3)	(31.3)	(29.1)	(35.6)	(35.8)	(35.8)	(37.5)
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0	4.0	4.6
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	5.5	5.2	4.9	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2	5.4	4.7	4.5	3.8	3.4	3.5	3.3	3.3	3.8
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(87.0)	(85.5)	(86.2)	(83.9)	(85.1)	(84.5)	(84.1)	(84.8)	(85.4)	(85.7)	(85.6)	(84.5)	(84.1)	(83.6)	(83.0)	(83.2)	
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.3	2.3	2.6
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(55.5)	(53.1)	(58.2)	(57.3)	(59.6)	(62.0)	(61.4)	(60.6)	(61.6)	(62.2)	(59.7)	(61.1)	(60.6)	(57.3)	(57.9)	(57.9)	(57.0)	
	引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.1	0.9	1.1	1.0	1.0	1.2
		(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(31.5)	(32.4)	(27.9)	(26.6)	(25.5)	(22.7)	(24.1)	(23.8)	(23.5)	(25.9)	(23.4)	(23.5)	(26.3)	(26.3)	(25.1)	(26.2)	
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6	1.6	2.0
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.8	1.5	1.4	1.2	1.3	0.9	0.7	0.9	1.1	
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(58.5)	(59.1)	(54.1)	(54.4)	(57.3)	(60.9)	(62.7)	(64.3)	(61.6)	(60.6)	(61.6)	(62.9)	(59.2)	(54.9)	(52.8)	(52.7)	
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4	1.1	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.1)	(37.3)	(31.4)	(32.7)	(37.1)	(40.5)	(42.6)	(44.2)	(42.7)	(39.5)	(42.1)	(38.8)	(37.6)	(37.3)	(34.0)	(34.9)		
	引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	0.2	0.3	0.4	
		(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.4)	(21.9)	(22.6)	(21.6)	(20.4)	(20.1)	(20.1)	(18.8)	(21.1)	(19.7)	(24.1)	(21.5)	(17.5)	(18.9)	(17.8)		
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.8	7.9	
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	10.6	9.5	8.9	9.9	9.8	9.5	9.7	9.8	8.4	7.4	6.9	6.3	5.4	5.4	5.4	6.2	
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(79.3)	(79.5)	(78.3)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.0)	(82.3)	(81.8)	(81.0)	(82.5)	(81.2)	(80.8)	(80.7)	(78.8)	(78.0)	
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.1	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	5.9	5.2	4.8	4.4	3.8	3.7	3.6	4.1	
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(51.2)	(50.8)	(51.9)	(57.7)	(58.5)	(58.8)	(58.3)	(58.2)	(58.0)	(57.1)	(56.8)	(56.5)	(56.9)	(54.5)	(53.3)	(52.1)		
	引当	10.6	9.0	7.9	5.6	3.8	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.4	2.2	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	2.0	
		(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(28.1)	(28.8)	(26.4)	(25.5)	(25.2)	(23.8)	(23.7)	(24.2)	(23.9)	(24.0)	(25.6)	(24.8)	(23.9)	(26.2)	(25.5)	(25.8)	

- (注) 1. ()内の計数は保全率。
2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
(アンケートによる全数調査)

(別紙14)

主要行(7行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	5,285	4,239	2,085	1,161	2,709	2,963	1,886	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015	660	533	508	477
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	3,443	2,497	1,204	849	2,007	2,222	1,370	1,240	1,097	1,129	833	651	406	361	300	289
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,841	1,742	882	311	703	740	517	484	350	484	404	364	254	173	208	188
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	153.5	169.8	173.3	136.7	135.0	133.3	137.7	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9	162.5	147.9	169.3	165.2

地域銀行(101行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	6,571	5,778	4,785	3,723	5,674	5,080	3,832	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953	1,677	1,336	1,530	1,402
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	4,419	3,648	2,911	2,586	4,392	4,026	2,786	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055	878	721	828	801
A-B	48	596	739	1,367	2,152	2,130	1,874	1,137	1,282	1,054	1,046	793	916	906	1,039	898	799	615	702	602
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	148.7	158.4	164.4	143.9	129.2	126.2	137.5	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1	190.9	185.2	184.8	175.2

全国銀行(110行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	11,991	10,039	6,910	5,055	10,351	8,865	6,596	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972	2,347	1,869	2,065	1,891
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	7,891	6,151	4,132	3,605	8,057	6,964	4,863	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709	1,291	1,082	1,149	1,097
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	4,099	3,888	2,778	1,450	2,293	1,901	1,733	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263	1,057	787	916	794
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.0	163.2	167.2	140.2	128.5	127.3	135.6	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9	181.8	172.8	179.7	172.4

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
 2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
 3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
 4. ()内は3年3月期時点の対象金融機関数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(別紙15)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	112,320 (68,130)	83,640 (49,820)	72,420 (39,170)	78,860 (46,690)	60,810 (30,020)

(単位:億円)

	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権処分損	53,742 (34,607)	28,475 (19,621)	3,629 (▲2,803)	10,460 (2,729)	11,238 (4,110)	30,938 (19,119)	16,821 (9,654)	10,046 (3,912)	5,486 (2,575)	5,754 (2,117)	▲ 753 (▲2,546)
貸倒引当金繰入額	16,157 (4,202)	940 (▲4,262)	▲ 3,722 (▲6,963)	5,239 (537)	2,893 (▲1,573)	15,318 (7,255)	8,028 (3,530)	5,362 (1,115)	2,212 (740)	2,850 (492)	▲ 2,332 (▲3,135)
直接償却等	37,335 (30,472)	27,536 (23,862)	7,020 (3,804)	5,373 (2,369)	8,206 (5,770)	15,328 (11,779)	8,574 (6,078)	4,534 (2,854)	3,147 (1,802)	2,768 (1,591)	1,665 (761)
貸出金償却	25,166 (19,852)	17,114 (14,743)	4,786 (2,344)	3,893 (2,077)	6,275 (4,499)	13,933 (10,797)	7,003 (5,021)	4,086 (2,683)	2,379 (1,325)	2,340 (1,437)	1,375 (680)
バルクセール による売却損等	12,169 (10,621)	10,422 (9,119)	2,235 (1,461)	1,479 (292)	1,931 (1,271)	1,395 (981)	1,571 (1,057)	448 (171)	769 (477)	428 (154)	290 (81)
その他	250 (▲68)	▲ 1 (21)	332 (356)	▲ 152 (▲171)	139 (▲86)	291 (85)	218 (47)	151 (▲57)	127 (33)	136 (34)	▲ 86 (▲172)
4年度以降の累計	935,724 (752,541)	964,199 (772,162)	967,828 (769,359)	978,288 (772,088)	989,526 (776,198)	1,020,464 (795,317)	1,037,285 (804,971)	1,047,331 (808,883)	1,052,817 (811,458)	1,058,571 (813,575)	1,057,818 (811,029)
直接償却等の累計	424,844 (380,137)	452,380 (403,999)	459,400 (407,803)	464,773 (410,172)	472,979 (415,942)	488,307 (427,721)	496,881 (433,799)	501,415 (436,653)	504,562 (438,455)	507,330 (440,046)	508,995 (440,807)
リスク管理債権残高	262,040 (135,670)	175,390 (72,900)	131,090 (45,240)	117,540 (40,040)	111,690 (36,990)	116,100 (45,370)	114,280 (48,190)	112,720 (46,390)	115,310 (47,500)	116,820 (49,350)	100,346 (38,722)
貸倒引当金残高	114,300 (69,030)	85,350 (47,390)	64,380 (32,470)	58,960 (30,200)	52,730 (25,800)	58,650 (30,270)	57,020 (29,630)	53,950 (27,060)	51,030 (26,400)	48,650 (25,140)	41,740 (20,430)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	54,410 (25,750)	43,860 (20,000)	28,760 (8,910)	27,200 (9,590)	22,720 (6,840)	27,090 (10,070)	26,770 (11,220)	23,940 (8,800)	24,310 (9,870)	23,880 (9,480)	20,500 (7,580)

(単位:億円)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
不良債権処分損	747 (▲168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)	▲1,246 (▲2,479)	2,579 (▲890)	6,782 (3,206)	11,826 (7,364)
貸倒引当金繰入額	▲1,352 (▲1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)	▲2,766 (▲3,512)	1,569 (▲1,175)	5,003 (2,310)	9,841 (6,010)
直接償却等	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)	1,360 (931)	1,497 (859)	1,705 (931)	1,815 (1,283)
貸出金償却	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)	1,036 (693)	1,268 (748)	1,306 (689)	1,277 (899)
バルクセール による売却損等	351 (205)	656 (518)	301 (198)	323 (239)	229 (111)	399 (241)	538 (385)
その他	32 (▲36)	63 (23)	532 (480)	161 (102)	▲487 (▲574)	74 (▲35)	170 (71)
4年度以降の累計	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)	1,062,844 (812,161)	1,065,423 (811,271)	1,069,626 (815,367)	1,081,452 (822,730)
直接償却等の累計	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)	515,235 (444,938)	516,732 (445,797)	516,940 (445,868)	518,755 (447,152)
リスク管理債権残高	89,692 (33,718)	81,990 (30,021)	75,626 (27,734)	65,602 (20,837)	65,443 (18,148)	67,068 (19,585)	77,981 (25,655)
貸倒引当金残高	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)	28,300 (12,480)	28,070 (10,690)	30,300 (12,250)	37,520 (17,330)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)	12,940 (3,280)	15,460 (4,540)	14,630 (4,010)	17,030 (5,030)

- (注) 1. ()内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、12年3月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、石川銀行及び中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(別紙16)

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
都銀・ 旧長信 院・信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390	2,970,080	3,052,330	3,146,980	3,190,970	
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730	20,840	18,150	19,590	25,650	
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220	1,000	690	700	1,330	
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520	11,590	12,730	12,560	14,950	
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700	330	190	210	280	
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300	7,920	4,540	6,120	9,090	
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060	12,480	10,690	12,250	17,330	
	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330	3,280	4,540	4,010	5,030	
	(9) 都市銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	2,020,730	2,027,260	2,068,470	2,186,050	2,018,690	1,972,420	2,035,210	2,148,320	2,274,400	2,403,010	2,448,620	2,471,180	2,434,740	2,601,150	2,693,170	2,736,470
		リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	39,070	34,000	32,020	38,870	39,210	39,180	40,390	42,090	33,420	30,450	27,990	26,030	19,720	16,940	18,220	23,860
破綻先債権		9,800	7,050	3,370	1,720	1,150	1,140	1,230	4,760	2,980	1,670	1,350	1,510	620	540	1,330	1,190	940	640	620	1,300	
延滞債権		111,020	67,760	51,710	36,850	18,870	18,060	16,520	23,440	26,320	23,920	25,440	25,950	21,530	17,200	17,570	13,790	11,050	11,830	11,720	13,750	
3ヶ月以上延滞債権		3,360	2,800	2,000	1,310	670	520	490	860	660	1,550	950	720	700	650	620	680	310	190	170	250	
貸出条件緩和債権		87,620	96,860	59,170	22,230	18,380	14,280	13,780	9,810	9,250	12,050	12,650	13,900	10,570	12,070	8,460	10,360	7,420	4,290	5,710	8,560	
貸倒引当金残高		66,440	67,130	59,950	40,770	27,750	25,140	21,480	25,100	25,040	22,950	22,420	21,590	17,610	15,730	15,040	14,730	10,660	9,190	10,370	15,400	
個別貸倒引当金残高		37,150	25,560	21,940	17,150	7,520	8,070	5,860	8,070	9,190	7,210	7,970	7,640	6,320	4,960	6,760	4,100	3,130	4,140	3,610	4,520	
(4) 旧長期信用銀行		貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	69,870	84,380	93,070	83,620	78,020	67,120	67,870	69,650	68,850	70,040	68,160	70,750	72,630	77,150	79,780	80,790
		リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	630	600	930	2,810	4,770	3,780	3,780	3,310	2,300	990	580	230	150	260	460	600
	破綻先債権	3,670	220	190	30	10	10	10	660	510	170	100	110	70	10	10	10	10	10	50	20	
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	390	400	550	1,940	3,780	3,190	3,280	2,950	1,980	820	500	170	90	220	360	490	
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	40	20	20	10	10	10	10	10	10	10	0	0	10	
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	200	370	170	450	400	380	250	240	150	50	40	40	30	50	80	
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	1,930	1,690	1,460	2,490	2,180	2,140	1,980	1,700	1,480	1,100	880	800	700	700	850	860	
	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	700	570	490	980	1,020	950	1,030	1,050	850	370	160	110	60	120	220	260	
	(2) 信託銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	336,190	335,180	333,330	350,390	352,420	354,000	349,200	375,150	392,220	416,160	438,260	458,460	462,710	374,030	374,020	373,710
		リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	5,540	5,440	4,040	3,690	4,210	3,420	3,330	3,950	3,000	2,280	1,450	1,480	960	950	910	1,190
破綻先債権		1,820	1,400	1,030	370	250	160	120	750	320	280	210	180	10	20	20	20	50	40	30	10	
延滞債権		18,860	8,890	8,170	5,070	1,830	2,430	1,610	2,370	2,360	1,780	1,990	2,470	1,510	1,210	930	560	450	680	480	710	
3ヶ月以上延滞債権		180	130	50	30	20	20	20	10	20	10	10	10	10	10	0	0	0	0	30	30	
貸出条件緩和債権		17,130	15,150	8,340	3,850	3,440	2,830	2,290	560	1,510	1,350	1,120	1,290	1,460	1,040	500	900	460	220	360	450	
貸倒引当金残高		10,510	7,680	5,680	4,040	2,790	3,370	2,860	2,680	2,410	1,980	2,010	1,850	1,340	1,120	1,070	1,540	1,120	800	1,030	1,060	
個別貸倒引当金残高		5,850	2,960	2,310	1,800	700	950	490	1,020	1,010	630	880	800	410	290	240	120	100	280	180	250	
(3) 主要行		貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,356,920	2,362,440	2,401,800	2,536,440	2,371,110	2,326,410	2,384,410	2,523,470	2,666,620	2,819,170	2,886,880	2,929,640	2,897,450	2,975,180	3,067,190	3,110,170
		リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	44,610	39,440	36,060	42,560	43,420	42,610	43,720	46,040	36,420	32,730	29,440	27,500	20,680	17,890	19,130	25,050
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	1,400	1,300	1,350	5,510	3,310	1,950	1,560	1,690	630	560	1,350	1,210	990	680	650	1,300	
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	20,700	20,480	18,120	25,810	28,680	25,700	27,430	28,420	23,050	18,410	18,500	14,350	11,500	12,510	12,200	14,460	
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	690	540	510	870	670	1,560	960	730	710	660	630	690	320	190	210	280	
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,820	17,110	16,070	10,370	10,760	13,400	13,770	15,200	12,030	13,110	8,960	11,260	7,880	4,510	6,070	9,010	
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	30,540	28,510	24,340	27,780	27,450	24,930	24,420	23,440	18,950	16,850	16,110	16,270	11,780	9,990	11,400	16,460	
	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	8,220	9,020	6,350	9,090	10,200	7,850	8,840	8,430	6,730	5,260	7,000	4,220	3,220	4,420	3,790	4,770	
	(7)	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390	2,970,080	3,052,330	3,146,980	3,190,970
		リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730	20,840	18,150	19,590	25,650
破綻先債権		15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220	1,000	690	700	1,330	
延滞債権		142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520	11,590	12,730	12,560	14,950	
3ヶ月以上延滞債権		4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700	330	190	210	280	
貸出条件緩和債権		114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300	7,920	4,540	6,120	9,090	
貸倒引当金残高		86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060	12,480	10,690	12,250	17,330	
個別貸倒引当金残高		46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330	3,280	4,540	4,010	5,030	

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,875,530	1,926,740	1,977,170	2,050,270	2,048,590	2,079,870	2,131,100	2,191,830	2,255,410	2,338,120	2,420,120	2,510,200	2,605,260	2,693,310	2,776,640	2,918,630	
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	85,850	77,500	74,700	70,730	66,090	66,330	67,810	67,470	61,620	55,970	51,970	47,890	44,770	47,300	47,480	52,330	
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	4,880	4,340	4,820	9,530	7,370	5,410	3,810	3,130	2,450	1,850	1,690	1,430	1,490	1,670	1,880	1,690	
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	56,400	52,460	50,280	51,310	49,440	51,320	52,650	52,730	48,050	44,200	41,190	38,330	35,720	36,720	35,510	39,520	
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	620	690	590	790	750	630	500	390	320	260	270	260	300	370	380	310	
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	23,950	20,000	19,010	9,100	8,530	8,970	10,850	11,220	10,810	9,670	8,820	7,880	7,250	8,540	9,710	10,810	
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	31,910	28,760	26,930	28,380	27,390	26,880	24,620	23,510	21,310	19,090	17,880	16,540	15,820	17,380	18,050	20,190	
	(101) 個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	19,850	17,610	15,880	17,030	15,550	15,140	14,430	14,390	12,920	11,640	11,100	10,350	9,660	10,920	10,620	11,990	
	(101) 地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,406,130	1,448,150	1,485,930	1,550,650	1,549,770	1,577,000	1,619,600	1,673,740	1,726,410	1,794,440	1,858,230	1,931,230	2,009,320	2,098,540	2,207,510	2,309,670
		リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	63,170	57,580	54,970	50,840	47,470	48,440	49,400	49,130	45,300	41,730	38,850	35,810	33,460	36,560	37,210	41,160
破綻先債権		10,290	9,170	6,030	4,060	3,340	2,980	3,190	6,170	4,620	3,600	2,500	1,980	1,570	1,220	1,210	1,020	1,080	1,270	1,500	1,360	
延滞債権		59,110	57,900	55,640	47,130	40,820	38,890	36,690	37,130	35,670	37,170	37,750	38,300	35,080	32,450	30,290	28,130	26,090	27,710	26,960	30,180	
3ヶ月以上延滞債権		1,210	1,030	790	660	470	540	470	560	530	460	340	330	260	210	220	220	260	320	330	270	
貸出条件緩和債権		34,270	36,130	30,890	23,980	18,540	15,170	14,620	6,970	6,650	7,200	8,800	8,520	8,400	7,850	7,130	6,440	6,030	7,250	8,430	9,350	
貸倒引当金残高		34,870	34,550	35,160	29,380	24,080	21,330	19,730	20,550	19,630	19,520	17,900	17,250	15,840	14,410	13,680	12,780	12,340	14,060	14,760	16,320	
(62) 個別貸倒引当金残高		23,670	22,350	22,100	18,240	14,820	13,200	11,540	12,240	10,960	10,830	10,030	10,250	9,340	8,560	8,250	7,800	7,330	8,780	8,560	9,630	
(62) 第二地方銀行		貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	412,560	419,380	429,430	435,920	434,950	438,980	446,830	451,780	462,070	475,000	492,130	508,010	523,840	521,610	493,350	527,280
		リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	21,820	19,050	18,840	18,890	17,490	16,690	17,270	17,200	15,220	13,220	11,990	10,990	10,310	9,760	9,330	10,270
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,520	1,330	1,590	3,290	2,710	1,760	1,260	1,100	850	610	470	400	390	380	360	320	
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	15,070	12,990	12,920	13,480	12,950	13,250	14,030	13,590	12,150	10,930	10,040	9,310	8,800	8,240	7,830	8,670	
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	100	110	100	180	190	140	160	60	50	50	40	30	40	40	50	30	
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,130	4,610	4,240	1,930	1,630	1,530	1,830	2,460	2,170	1,630	1,440	1,250	1,080	1,100	1,090	1,250	
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,470	7,070	6,810	7,430	7,260	6,840	6,240	5,820	5,090	4,370	3,900	3,500	3,280	3,110	3,090	3,620	
	(38) 個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	4,850	4,240	4,130	4,660	4,430	4,120	4,190	3,930	3,390	2,930	2,700	2,390	2,230	2,050	1,990	2,280	
	(38) 全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,302,320	4,373,560	4,472,040	4,670,330	4,497,720	4,473,400	4,583,380	4,784,950	4,990,870	5,227,330	5,375,170	5,510,590	5,575,340	5,745,650	5,923,610	6,109,600
		リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,350	89,690	81,990	75,630	65,600	65,440	67,070	77,980
破綻先債権		30,360	22,390	13,770	8,240	6,300	5,650	6,180	15,700	11,190	7,530	5,470	4,930	3,160	2,420	3,060	2,650	2,490	2,350	2,590	3,020	
延滞債権		222,960	159,190	136,600	107,530	77,480	73,340	68,950	79,060	81,900	80,220	83,370	84,100	73,070	63,420	60,190	52,850	47,310	49,450	48,070	54,470	
3ヶ月以上延滞債権		6,070	5,000	3,150	2,210	1,310	1,230	1,100	1,700	1,440	2,200	1,470	1,130	1,040	920	910	960	630	560	590	590	
貸出条件緩和債権		160,890	161,900	108,520	57,400	46,000	37,310	35,460	19,640	19,750	22,770	25,000	26,660	23,070	22,930	17,830	19,170	15,170	13,080	15,820	19,900	
貸倒引当金残高		133,530	125,850	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740	37,040	34,880	33,610	28,300	28,070	30,300	37,520	
(110) 個別貸倒引当金残高		78,860	60,810	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500	17,270	18,260	14,670	12,940	15,460	14,630	17,030	

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期	
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080	1,179,220	1,149,840	1,183,720	1,211,420	1,210,910	1,219,850	1,235,520	1,264,120	1,302,620	1,318,630	1,323,820	1,350,360	1,451,170	1,500,890	1,605,700	
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750	66,000	63,250	57,400	57,120	57,280	59,920	60,190	57,750	54,370	50,030	45,780	42,350	39,990	38,420	40,840	
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300	5,650	5,390	7,150	6,430	5,120	4,540	4,020	3,200	2,700	2,630	2,390	2,200	2,060	2,080	1,970	
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700	46,290	45,740	44,280	45,370	46,580	49,280	50,180	49,040	46,340	42,540	38,990	35,890	33,890	32,510	34,840	
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350	360	400	440	470	310	260	260	190	190	140	130	150	130	130	100	
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390	13,690	11,710	5,510	4,850	5,260	5,840	5,720	5,320	5,140	4,720	4,280	4,110	3,900	3,690	3,920	
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320	21,460	19,900	20,540	21,380	20,130	19,820	18,900	18,440	17,280	16,360	15,140	13,760	12,970	12,850	14,170	
	(449) 個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070	15,770	14,630	15,360	15,920	15,150	15,340	14,620	14,250	13,550	12,720	11,600	9,290	9,650	9,270	9,650	
	信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570	690,820	693,960	703,160	704,210	690,090	691,630	691,480	704,550	716,870	740,840	771,630	779,130	790,290	811,490	868,880
		リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010	45,140	44,360	40,700	40,440	41,010	43,470	43,690	41,690	39,080	35,760	33,010	30,770	29,300	28,530	29,820
破綻先債権		8,190	7,740	6,040	4,350	3,390	3,230	3,130	4,140	3,710	2,910	2,610	2,260	1,720	1,480	1,350	1,230	1,120	1,030	1,060	1,070	
延滞債権		42,410	43,510	41,530	37,830	34,890	33,220	33,480	32,850	33,500	34,530	36,850	37,390	36,210	33,950	31,080	28,800	26,880	25,670	24,950	26,140	
3ヶ月以上延滞債権		640	550	340	240	190	180	210	210	240	180	140	140	80	80	60	60	70	60	60	50	
貸出条件緩和債権		21,750	20,490	15,920	13,050	10,530	8,510	7,530	3,500	2,990	3,390	3,870	3,890	3,670	3,570	3,260	2,920	2,700	2,530	2,460	2,550	
貸倒引当金残高		18,250	18,670	17,170	15,100	13,450	12,560	11,970	12,070	11,890	11,270	11,330	10,950	10,690	10,120	9,480	8,860	8,210	7,840	7,840	8,120	
(255) 個別貸倒引当金残高		13,240	13,790	12,930	11,360	10,220	9,580	8,980	9,240	8,990	8,500	8,850	8,620	8,390	8,020	7,460	7,030	6,470	6,070	5,890	5,840	
信用 組合		貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430	98,440	97,810	97,930	97,560	99,700	98,000	99,070	100,670	103,090	112,290	137,930	147,540	154,300	158,630	171,350
		リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600	10,240	10,090	8,810	8,050	7,980	8,320	8,320	7,720	7,380	6,860	6,340	5,740	5,230	5,080	5,150
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090	1,050	1,180	1,260	1,070	950	780	760	660	550	500	460	400	330	350	290	
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730	6,620	6,470	6,260	5,950	5,950	6,410	6,440	5,990	5,780	5,370	4,940	4,440	4,070	3,870	3,950	
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100	110	100	120	120	70	60	60	40	50	30	30	30	20	30	20	
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680	2,460	2,330	1,170	910	1,010	1,070	1,060	1,030	1,000	960	900	870	810	820	890	
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170	3,100	3,080	2,890	2,800	2,810	2,910	2,930	2,790	2,680	2,540	2,450	2,250	2,030	2,050	1,920	
	(146) 個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500	2,440	2,400	2,270	2,210	2,240	2,370	2,430	2,320	2,210	2,090	2,010	1,820	1,580	1,570	1,430	
	預金 取扱 金融 機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410	6,925,700	7,196,820	7,424,510	7,715,300
		リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410	107,950	105,430	105,490	118,820
破綻先債権		45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	22,850	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040	4,690	4,410	4,660	4,990	
延滞債権		284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840	83,200	83,340	80,580	89,310	
3ヶ月以上延滞債権		7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090	780	690	730	690	
貸出条件緩和債権		193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450	19,280	16,980	19,520	23,820	
貸倒引当金残高		167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750	42,060	41,040	43,160	51,690	
(559) 個別貸倒引当金残高		103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270	22,230	25,110	23,900	26,680	

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は3年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

(別紙17)

主要行(7行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9	311.7	321.2	329.1	332.3
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0	7.3	5.8	6.3	9.0
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6	0.9
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.0	1.2	1.1	1.3
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	1.9	2.0	2.6

地域銀行(101行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	165.9	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5	219.3	225.6	231.2	239.3
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.1	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0	21.2	22.6	23.5	27.8
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	3.3
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.8	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8	5.3

全国銀行(110行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	409.2	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2	538.0	554.1	567.7	579.1
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	45.5	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2	28.7	28.8	30.3	37.3
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6	2.0
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0	4.6
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.3
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.9	7.9

預金取扱金融機関(559機関)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	2年3月期	3年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	498.6	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5	640.9	667.4	685.1	701.9
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	65.7	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2	45.4	45.6	47.7	59.9
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4	2.0	1.7	2.0	2.4
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5	6.8	6.7	6.5	7.4
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1	2.1
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2	10.8	10.6	10.6	11.9

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減を伴った銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長債銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生先開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

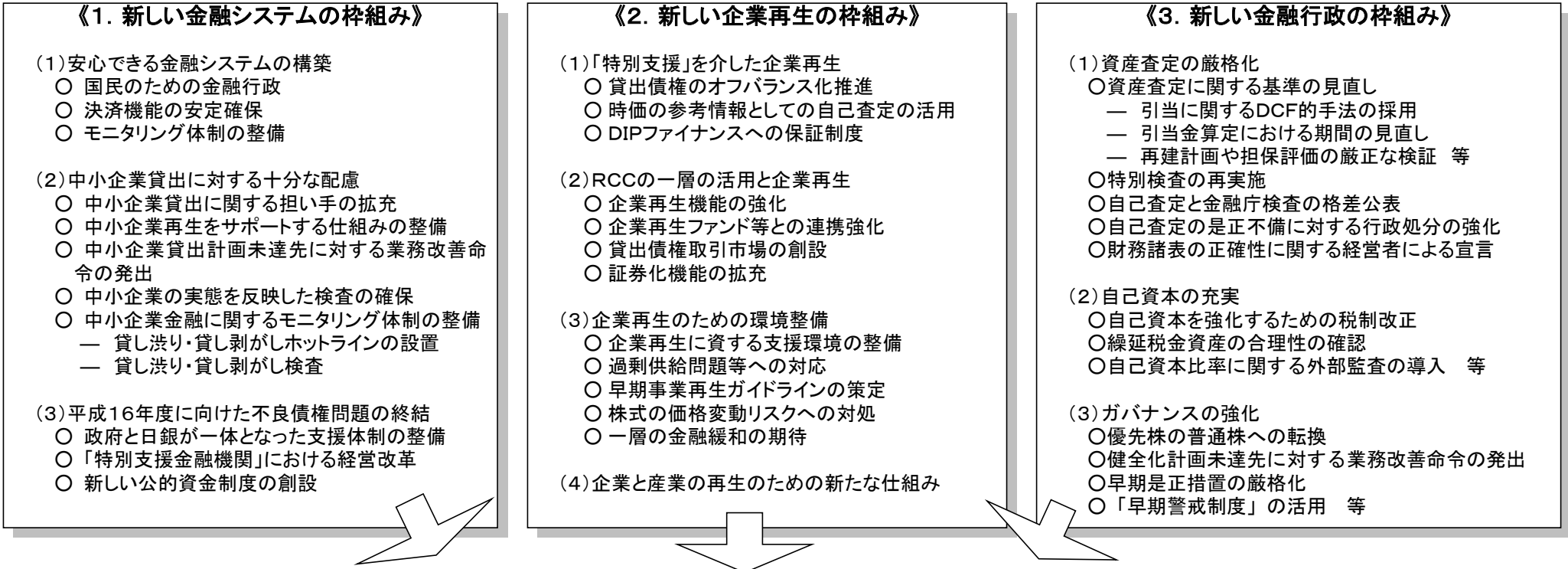
8. ()内は3年3月期時点の対象金融機関数。

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生	← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進	← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施



— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

【基本的考え方】

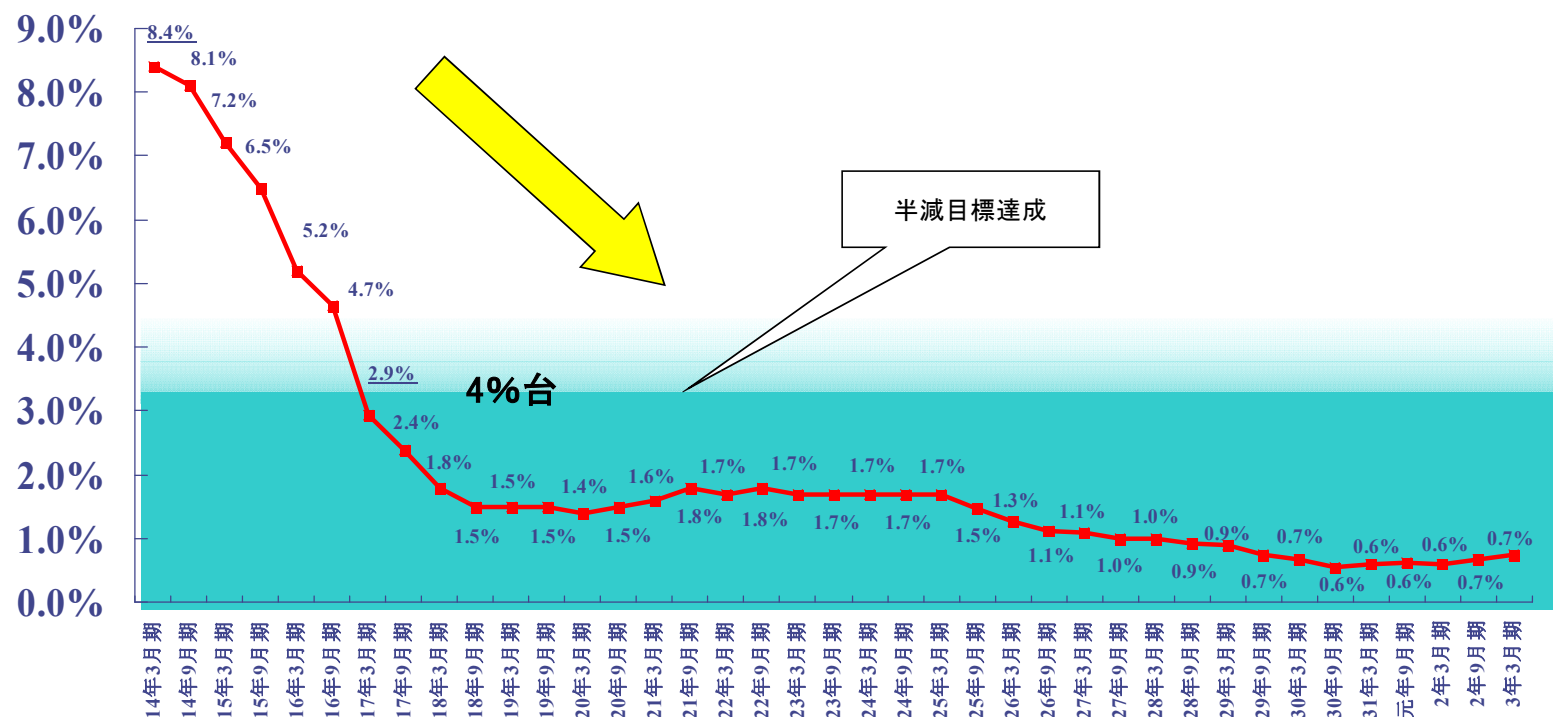
日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒

- ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)

(別紙19)



○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（別紙1参照）

I 大手銀行グループに対する金融モニタリング

2020 事務年度の大手銀行グループに対する通年・専担検査において、各グループの重要な課題についてモニタリングした。モニタリングにおいて把握された重要な課題、例えば、「海外拠点を含む IT ガバナンスやシステムリスク管理における適正なリソースの配置や部門間の必要な連携・牽制の確保、インシデント発生時における適切な顧客対応」、「LBO ファイナンスといった我が国の事業慣行も踏まえたノウハウの蓄積が今後進むと考えられる分野や、一般的に顧客情報の収集が困難な海外与信を含む信用リスク管理の高度化」、「グループ・グローバルベースでのリスクの的確な把握と管理態勢・ガバナンスの有効性確保」などについて、フィードバックレター等により、経営陣に対して共有し、改善を促した。

このほか、コロナが拡大する中での金融仲介機能の発揮状況や、その基盤となる財務の健全性を把握する観点等から、資本性資金に関する取組み、非日系大口与信先の管理状況、海外リスクテイク方針等に係る水平的レビューを実施し、その概要を随時、主要行等との意見交換会において発信した。

また、3メガバンクの与信ポートフォリオに関して、一定のシナリオのもとでの与信費用等の簡易なシミュレーション（センシティブティ分析）を実施し、3メガバンクとの間で手法等の意見交換を行った。

3メガバンクの外貨流動性リスク管理態勢やコロナ拡大初期に見られた市場の混乱が外貨調達に及ぼした影響等について水平的レビューを実施し、管理態勢のさらなる高度化を促した。

さらに、我が国金融業界におけるモデル・リスク管理実務のさらなる発展を促すため、「モデル・リスク管理に関する原則（案）」を公表し、パブリックコメントを開始した（2021年6月）。

大手銀行グループに対しては、2019 事務年度に引き続き、日本銀行と共通シナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善につながるフィードバックを実施したほか、足許の環境を踏まえた自己資本充実度の検証状況とそれを踏まえた資本政策についてヒアリングを実施した。

加えて、監督カレッジを含めた海外当局との会合において、大手銀行グループが抱えるリスクや課題について意見交換を実施した。

2020 年度における政策保有株式の保有意義の検証や縮減計画の進捗等について、3メガバンクに対しヒアリングを実施し、各行とも政策保有株式の保有意義について検証を行うとともに、中期計画に掲げる縮減目標に向けて、取り組んでいることを確認した。

II 地域銀行に対する金融モニタリング

2020 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、コロナ等の影響によ

る内外の金融市場の変動等を注視し、それらが地域金融機関に及ぼす影響を踏まえ、有価証券運用態勢に課題が見られる地域金融機関に対して検査を実施するなど、必要に応じて個別行に改善を促した。また、有価証券の運用態勢の高度化等に向けて、業界団体と連携して地域銀行との間で研修・意見交換を実施した。

持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは、早期警戒制度に基づく深度のある対話を行い、持続可能なビジネスモデルを構築するための実効性のある対応策の策定・実行を促した。

地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする地域金融機関各層職員や社外取締役との対話や検査を実施した。その際、コロナ対策や地域金融機関の負担軽減に資するようウェブ会議を積極的に活用した。

財務局が地域銀行の検査を実施する際に、金融庁からも検査官を派遣し、検証の水準感について目線合わせを行うなど、連携して対応した。

地域銀行のシステムコストについて、持続可能なビジネスモデル構築に向けた対話やITガバナンスに関する対話、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブへの相談を通じて、実態把握に努めた。

決算期を前に、引当方法の見直しを検討している金融機関には「融資DPの相談窓口」を活用するよう、業界団体との意見交換会において周知したほか、金融機関が、相談窓口をより利用しやすくなるよう、金融庁のウェブサイトを見直し、相談フォーマットの提出がなくとも相談を受け付けることを明確にした。

引当方法の見直しを実施していると思われる地域銀行に対しては、ヒアリングを行い、工夫事例を集積した。

2020年3月実施の企業アンケート調査では、金融仲介への取組みの全体観をより具体的に把握するため、従来のメインバンクの金融仲介プロセスに対する顧客評価にくわえ、非メインバンクの取組みに係る顧客評価も確認し、その結果を2020年10月に公表した。

また、2021年4月実施の企業アンケート調査では、コロナによる企業の資金繰りへの影響や地域金融機関による支援の状況を確認し、その分析結果について、2021年7月に「金融仲介機能の発揮に向けたプログ्रेसレポート」にて公表した。

Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

ビジネスモデルの変容に関する情報収集を継続するとともに、リスク特性の変化やリスク管理上の課題について分析し、コロナ下におけるオペレーショナルリスクのリスク低減策等について議論を行った。

また、クロスボーダーで行われる外国銀行支店の新規取組みに係るAML/CFTリスクの低減に向け、外国銀行支店に対してモニタリング強化を求めるとともに、関係機関とも連携してリスク低減策等に係る議論を行った。

IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

2020 事務年度の信用金庫・信用組合に対するモニタリングについては、2019 事務年度より開始した新たな早期警戒制度に基づく対話を実施し、計数等を提示しつつ早め早めの改善を促した。更に、新型コロナを踏まえた信用・市場リスクが健全性に及ぼす影響について対話を実施し、収益計画・目標やリスク管理態勢等に関し、課題認識の共有と改善対応策の具体的かつ着実な実行を促した。

また、2019 事務年度より試行的に開始した持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話は、協同組織性（相互扶助の理念、地域住民や会員・組合員との結びつき等）も念頭に置いて、2020 事務年度も実施した。理事長から本部・営業店の各階層に対し、丁寧に繰り返し問いかけることで、経営理念への理解とその浸透・実践状況を確認した。

そのほか、サイバーセキュリティやマネー・ローンダリング等の潜在するリスクについての対話を行い、更なる対応を促した。

なお、新型コロナの影響を踏まえ、特に中小・零細事業者に対する資金繰り支援・本業支援に配意し、年間を通じて特別ヒアリングを累次に渡って実施したほか、緊急事態宣言等の発出を受けて継続的にヒアリングを実施し、資金繰りの状況に変化が生じていないか適時に確認した。

こうした信用金庫・信用組合の抱える様々な経営課題について、コロナの対応を含め、その解決に向けた自主的な改革を後押しすべく、モニタリングを通じて得られた具体的な事例を還元した。

2. 協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

会員・組合員企業の経営改善提案や経営分析・モニタリング等の金融仲介機能の発揮に向けた支援や信用金庫・信用組合の経営・業務サポート等への取組み状況のほか、新型コロナを踏まえた信用・市場リスクが信用金庫・信用組合の健全性に及ぼす影響について、中央機関と対話を行った。また、各財務局においても、個別信金・信組に関する事項や、特定のテーマに関する事項など、地域の実情に合わせた内容について、中央機関支店と意見交換を実施している。

3. 他省と共管する金融機関に対する金融モニタリング

(1) 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施することとしている（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

(2) 農林中央金庫等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省等と財務（支）局が共同で検査を実施している。

(3) 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

2020事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (2021年6月30日現在)	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	25	9
主要行等	全国	31	10
地域銀行	関東	21	7
	近畿	8	2
	北海道	2	0
	東北	15	1
	東海	12	3
	北陸	6	0
	中国	9	1
	四国	8	0
	九州	20	0
	計	101	14
信用金庫	関東	72	3
	近畿	29	2
	北海道	20	1
	東北	27	0
	東海	34	1
	北陸	15	3
	中国	20	1
	四国	10	0
	九州	27	1
	計	254	12
信用組合	関東	51	2
	近畿	21	3
	北海道	7	1
	東北	15	0
	東海	15	0
	北陸	6	1
	中国	10	1
	四国	3	0
	九州	17	0
	計	145	8
外国金融機関等	全国	57	0
生命保険会社	全国	42	0
損害保険会社	全国	54	0
その他金融機関	全国	4	1
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。
九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、2021年6月30日現在。
主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専門銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。
外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行をいう。
その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。
政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。
5. 検査実施機関数については、新型コロナウイルスの影響により中止した検査を除いている。

第4節 自己資本比率規制等

I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（別紙参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性規制、③レバレッジ比率規制を導入している。

II 関連告示等の整備

2017年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、2020年12月に、国内実施に関する規制方針案を公表し、2021年3月に、オペレーショナル・リスクに係る告示改正案のパブリックコメントを実施した。

また、流動性規制に係る基準のうち、安定調達比率（NSFR）に係る計算方法及び開示方法について、欧州や米国が最終案を公表したことを受け、2020年12月に、2018年6月に実施したパブリックコメント結果を公表するとともに、再度、告示改正案及び監督指針改正案についてパブリックコメントを実施し、2021年3月に改正を行った（2021年9月期より適用）。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、2020年6月期から引き続き、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外する措置を1年間延長すべく、レバレッジ比率規制に関する告示改正案について、2021年2月にパブリックコメントを実施し、2021年3月に改正を行った（2021年3月期より適用）。

III 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2020事務年度）

- ① 信用リスクの内部格付手法（基礎的内部格付手法）…2行（みなと銀行及びひろぎんホールディングス）
- ② オペレーショナル・リスクの粗利益配分手法…1行（ひろぎんホールディングス）

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット (RWA)}} \geq \begin{matrix} 8\% \\ (4\%)^{(*)} \end{matrix}$$

(※)国内基準行に求められる自己資本比率の水準

RWA：標準的手法の場合、保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出。

(例) 大企業向け貸出×100%+中堅企業向け×85%+中小企業向け×75%
+国債×0%+……

ほか、銀行の内部データを活用して所要自己資本を見積もる内部モデル手法が存在。

信用リスク

貸出先(企業、個人等)の債務不履行リスク

+

市場リスク

市場の動向による保有有価証券等の価格変動リスク

+

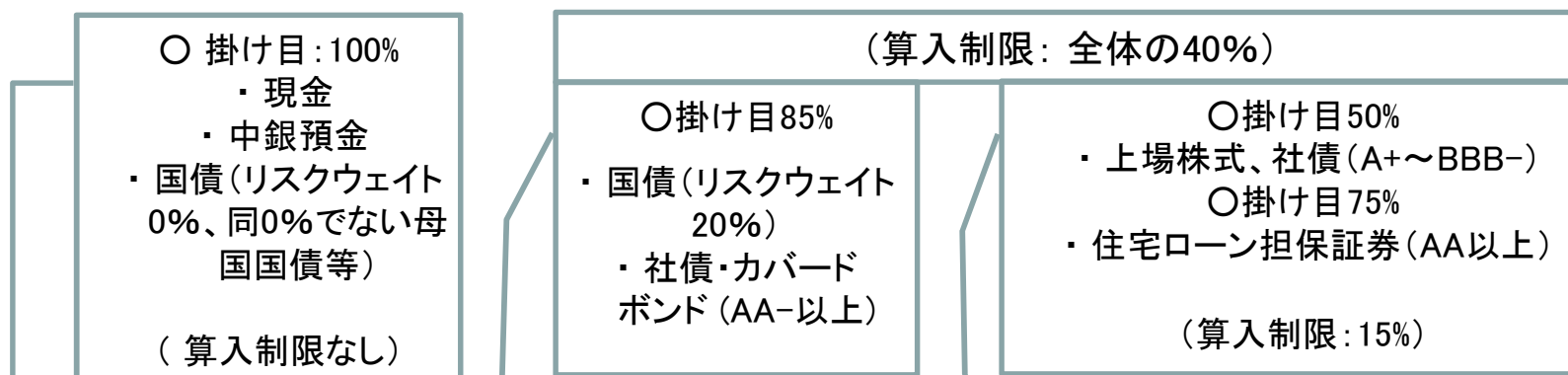
オペレーショナルリスク

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク

流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio: LCR)

■ 目的: 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産を保有することを求めるもの。

■ 基準の概要:



$$LCR = \frac{\text{レベル1資産} + \text{レベル2A資産} + \text{レベル2B資産}}{\text{30日間のストレス期間の資金流出額}} \geq 100\%$$

<主な預金の流出率>

・ リテール・中小企業(預金保険対象)	5%(3%*)
" (預金保険対象外)	10%
・ 非金融機関(預金保険対象)	20%
" (預金保険対象外)	40%
・ 金融機関	100%

* リテール・中小企業預金の流出率は過去の実際の流出率を見て決定する

<与信・流動性ファシリティ等の流出率>

・ リテール向け与信・流動性枠	5%
・ 非金融機関向け与信枠	10%
・ 非金融機関向け流動性枠	30%
・ 金融機関向け与信・流動性枠	40%
・ 中銀とのレポ取引	0%

レバレッジ比率

- 目的: 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。簡素な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率)を補完
- 基準の概要:

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{総エクスポージャー(オンバランス項目 + オフバランス項目)の額}} \geq 3\%$$

【本邦におけるこれまでの経緯】

- 2015年3月末 国際統一基準行に対して、開示規制(第3の柱)を導入
- 2019年3月末 国際統一基準行に対して、所要最低比率規制(第1の柱)を導入

【現行のレバレッジ比率規制の概要】

- 国際統一基準行を対象に、連結ベース・単体ベースで3%の最低比率を設定
- 最低比率を下回った場合には、自己資本比率規制と同様の早期是正措置を導入

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2020年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月22日に、2021年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月29日に、報告内容を公表した。(別紙1～2参照)

2. 公的資金の返済状況

2020事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、2019事務年度末時点と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、2021年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、既に返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

2020事務年度においては、金融機能強化法に基づく国の資本参加は行われなかった。

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、法令の趣旨を踏まえた経営戦略とそれに基づく計画が営業店に浸透しているか、また、具体的な取組み等が適切に評価され実行されているかといった点に加え、金融仲介の取組みを通じて収益化を実現することにより、公的資金の返済原資を積上げ、返済可能性が確保されているかといった観点からモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、2020年3月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については同年9月30日に、同年9月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については2021年3月3日に、報告内容を公表した。(別紙3～4参照)

3. 経営強化計画等の公表

福邦銀行、南日本銀行、釧路信用組合、滋賀県信用組合(以上、本則)の新たな経営強化計画等について、2020年9月30日に公表した。(別紙3参照)

4. 公的資金の返済状況

2020事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,985.4億円）に対して、2021年6月末時点で残額は4,980.4億円となっている。

5. 金融機能強化法の一部改正

（1）新型コロナウイルス感染症等に関する特例措置

現在日本の金融システムの健全性に問題はないが、予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が中小企業等を支え、経済の再生を図ることが重要である。

こうした考えの下、国による資本参加の期限を2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例を創設する改正法を2020年8月14日に施行した（2020年6月12日国会成立）。（別紙5参照）

（2）資金交付制度

人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併・経営統合等の経営基盤の強化のための措置を実施する金融機関等が活用できる資金交付制度を創設した（2021年5月19日国会成立、2021年7月21日施行予定）。（別紙6参照）

経営健全化計画履行状況報告

令和2年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画
新生	※419	※109	※390	339	43	356	332	6	340

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化計画
新生	11.21	10.92	11.96	8,225	8,235	8,807	73,366	75,356	73,601

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画
新生	9	10	10	2,137	2,196	2,185	26,921	13,658	28,232	22,737	10,142	24,546	66,537	31,818	70,270

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和3/3 健全化 計画
新生	173	111	200	173	111	200	36	36	40	-	-	-	476	477	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和2年9月期 実績(対前期比)	令和2年9月期 実績(対前期比)
新生	366	▲109

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和2/3 実績	令和2/9 実績	令和2/3 実績	令和2/9 実績
新生	23	46	125	242	28	49	176	338	57	60

○剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(令和2年9月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,205	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

経営健全化計画履行状況報告

令和3年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績
新生	※419	※390	※424	339	356	372	332	340	345

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績
新生	11.21	11.96	11.39	8,225	8,807	8,339	73,366	73,601	73,204

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績
新生	9	10	10	2,137	2,185	2,186	26,921	28,232	26,630	22,737	24,546	21,132	66,537	70,270	64,242

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 健全化 計画	令和3/3 実績
新生	173	200	189	173	200	189	36	40	36	-	-	-	476	495	491

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和3年3月期 実績(対前期比)	令和3年3月期 実績(対前期比)
新生	1,064	▲178

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	令和2/3 実績	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 実績	令和2/3 実績	令和3/3 実績
新生	23	49	125	233	28	62	176	344	57	81

○剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(令和3年3月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,545	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和2年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	平成21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	平成21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円
全国信用協同組合連合会	令和 2年 3月31日	92億円

（注1）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

（注2）東和銀行については、平成30年5月11日に、350億円のうち200億円を返済。

**金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
令和2年3月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5	5	2	▲ 2	▲ 3	人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったものの、資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	36	20	▲ 15	▲ 16	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	59	55	18	▲ 41	▲ 37	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	50	61	44	▲ 6	▲ 16	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	6	14	6	▲ 0	▲ 8	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	59	69	▲ 36	+ 9	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	24	19	22	▲ 1	+ 2	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	24	24	24	+ 0	+ 0	役員取引等利益が預かり資産販売の不振等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	18	7	11	▲ 6	+ 4	資金利益が貸出金利や有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	▲0.11	6.43	5.21	+ 5.32	▲ 1.22	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	11	8	10	▲ 0	+ 2	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	1.48	1.35	1.73	+ 0.25	+ 0.38	資金利益が貸出金利の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	25	25	28	+ 3	+ 3	資金利益が貸出金利の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
釧路 (信用組合)	1.96	2.03	0.54	▲ 1.42	▲ 1.49	資金利益が貸出金利の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	1.79	1.80	1.95	+ 0.15	+ 0.15	資金利益が貸出金利の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	77.21	67.83	71.42	▲ 5.79	+ 3.59	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.67	57.57	64.17	+ 6.50	+ 6.60	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.96	72.55	84.41	+ 12.45	+ 11.86	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	65.13	63.96	63.86	▲ 1.27	▲ 0.10	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	75.43	60.10	71.24	▲ 4.19	+ 11.14	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	53.49	68.96	61.62	+ 8.13	▲ 7.34	業務粗利益がその他業務利益等の増加により計画を上回ったことや、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	73.00	71.37	72.53	▲ 0.47	+ 1.16	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	74.82	73.37	75.90	+ 1.08	+ 2.53	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が役員取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	66.26	73.15	67.71	+ 1.45	▲ 5.44	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	97.29	78.49	77.15	▲ 20.14	▲ 1.34	業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が人件費の削減等により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	68.40	71.22	68.49	+ 0.09	▲ 2.73	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	72.35	74.51	70.61	▲ 1.74	▲ 3.90	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜幸銀 (信用組合)	61.44	61.50	58.72	▲ 2.72	▲ 2.78	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧路 (信用組合)	74.01	71.34	80.62	+ 6.61	+ 9.28	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	77.85	77.75	75.85	▲ 2.00	▲ 1.90	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,491	1,530	1,632	+ 141	+ 102	ライフステージに応じた本業支援や提案営業等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.20	33.26	36.76	+ 3.56	+ 3.50	
南日本	残高	3,260	3,350	3,491	+ 231	+ 141	顧客の事業性の把握及び理解に基づく貸出を中心に、地元への融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.84	41.90	44.39	+ 2.55	+ 2.49	
みちのく	残高	5,106	5,262	5,307	+ 201	+ 45	顧客の営業利益改善支援活動をベースとした法人営業活動、ミドルリスク層へのアプローチ強化に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.10	24.15	24.49	+ 0.39	+ 0.34	
第 三	残高	6,374	6,459	6,439	+ 65	▲ 19	リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資などに積極的に取り組んだものの、他行競合等により、残高は計画を下回った。なお、比率は計画を上回った。
	比率	31.42	31.63	32.74	+ 1.32	+ 1.11	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,773	1,183	▲ 572	▲ 590	「経営改革プラン」に掲げる不良債権半減に向け、貸出債権売却や貸出金償却などを実施したことにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.90	28.74	▲ 12.10	▲ 12.16	
東 和	残高	7,120	7,480	7,613	+ 493	+ 133	「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.59	31.52	32.79	+ 2.20	+ 1.27	
高 知	残高	3,956	3,985	4,258	+ 302	+ 273	「防災・環境関連分野」「医療・福祉分野」等の成長分野に対するリレーション強化に取り組んだこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.29	38.27	+ 2.43	+ 1.98	
北 都	残高	2,902	2,952	3,041	+ 139	+ 89	再生可能エネルギー事業向け融資に加え、一万先訪問活動により顧客接点が拡大したことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	21.64	21.71	22.57	+ 0.93	+ 0.86	
宮崎太陽	残高	2,529	2,734	2,803	+ 274	+ 69	地元顧客との関係強化や、顧客本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	36.91	37.99	39.86	+ 2.95	+ 1.87	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,101	1,051	+ 18	▲ 49	中小規模事業者等へのプロパー貸出に取り組んできたものの、案件の掘り起こしが不十分で残高を伸ばせなかったこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	29.65	31.87	31.37	+ 1.72	▲ 0.50	
豊 和	残高	2,530	2,599	2,573	+ 43	▲ 26	中小規模事業者等向け貸出については、量を追うことなく質の高い融資に注力したことや大口先の被肩代わり等があったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.73	44.82	44.49	+ 0.76	▲ 0.33	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	286	287	+ 4	+ 1	業域取引の基盤再構築と取引拡大等に的確に応えるための業務運営体制、役員・本部・営業店一体となった営業推進体制の更なる強化等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	46.03	46.07	47.14	+ 1.11	+ 1.07	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,323	3,603	+ 341	+ 280	営業本部及び営業店において、営業推進に取り組んだ結果、貸出残高については計画を上回ったが、キャンペーン定期預金の獲得による預金・預け金の増加等により総資産額が大きくなったことから、貸出比率については計画を下回った。
	比率	65.22	65.51	63.77	▲ 1.45	▲ 1.74	
釧路 (信用組合)	残高	324	340	297	▲ 26	▲ 42	役職員が一丸となって営業推進活動に取り組んだものの、不良債権のオフバランス化に向けて、貸出金の償却・債権売却を実施したことにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.32	36.74	32.37	▲ 2.95	▲ 4.37	
滋賀県 (信用組合)	残高	411	432	532	+ 121	+ 100	営業推進会議での情報共有の充実化や、営業店の効率的な運営による渉外活動時間の確保等を通じて、取引先の拡大や取引深耕を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	33.31	34.38	+ 3.52	+ 1.07	

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	9.11	9.26	13.39	+ 4.28	+ 4.13	外部支援機関との連携による経営相談支援や、マッチング情報を切り口とした提案型営業に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	2.44	2.13	+ 0.60	▲ 0.31	経営相談は計画を上回ったものの、創業・新事業や担保・保証に依存しない融資が計画を下回ったことから、計画を下回った。
みちのく	7.05	8.36	9.89	+ 2.84	+ 1.53	コンサルティングメニューの拡充やプロダクトサービスの強化による顧客の課題解決に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	4.98	5.99	6.53	+ 1.55	+ 0.54	リレーションシート等を活用した融資や本業支援に加え、ミドルリスク先等に対する経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	7.21	8.25	+ 1.51	+ 1.04	所管部署である企業サポート課が中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	27.91	28.01	31.65	+ 3.74	+ 3.64	「TOWAお客様応援活動」による事業支援の提案などの経営相談や、経営者保証ガイドラインを踏まえた担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	4.73	4.92	8.17	+ 3.44	+ 3.25	事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北 都	14.82	14.87	19.07	+ 4.25	+ 4.20	事業承継支援やビジネスマッチング支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.89	1.36	+ 0.65	+ 0.47	外部機関との連携による創業・新事業開拓支援や、事業性評価による担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	38.50	75.42	+ 48.88	+ 36.92	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、特別経営支援資金等の推奨により事業性評価に基づく融資に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	9.00	9.02	8.41	▲ 0.59	▲ 0.61	事業承継支援は計画を上回ったものの、新型コロナウイルスにかかる相談・対応に注力したため、経営相談支援や担保・保証に過度に依存しない融資が計画を下回ったことから、計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	16.14	18.34	+ 2.55	+ 2.20	診療報酬・介護給付費等を担保とする債権譲渡担保融資や制度融資を含む無担保融資に取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	19.30	22.17	+ 3.07	+ 2.87	認定経営革新等支援機関である税理士事務所等と連携し、創業・新事業の展開支援を行ったほか、事業性評価に基づく融資や経営者保証に関するガイドラインの活用を推進したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	3.19	3.55	4.26	+ 1.07	+ 0.71	中小企業再生支援協議会等の外部団体との連携強化や、事業再生ファンドの活用等により、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	36.06	37.62	41.74	+ 5.68	+ 4.12	事業再生の専担組織による支援先の経営分析・把握、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生支援など、本部と営業店が連携して取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 令和2年3月期の実施状況の概要

1. 経営改善の目標

1) 資金利益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	R2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合 連合会	171	229	238	+ 66	+ 9	J-REITへの投資、国債レボ取引による収益等が寄与し、資金利益は計画を上回った。

2) 一営業店当たり資金量

(単位: 億円)

	計画始期の水準	R2年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合 連合会	6,476	8,344	8,081	+ 1,604	▲ 263	当初の想定よりも個別信用組合が有価証券の償還資金を当会預け金に預入する動きが見られず、一営業店当たり資金量は計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	R2年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同 組合連合会	残高	5,837	10,571	+ 4,734	特定信用組合(資本支援を行った13信用組合)において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	46.10	+ 11.21	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	R2年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同組合 連合会	9.76		17.59	+ 7.83	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援などに取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における
「経営強化計画の履行状況（令和2年3月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成23年7月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	平成23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	平成24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	平成24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	平成24年 3月30日	70億円
東北銀行	平成24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	平成24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 令和2年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▪「地元企業応援部」に配置している復興融資担当者や事業再生担当者が、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> ▪仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台に法人営業グループを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ▪令和2年2月に「経営改善サポート協議会」を「コンサルティングサポート協議会」に一本化するとともに、新たに設置した「コンサルティングサポート委員会」に「経営改善サポート委員会」を統合させることにより、債務者区分全般に亘り経営課題を抱える地元中小企業に対して、本業支援の実践による取引先の持続的成長や地域の活性化に貢献していく態勢を構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪「地域応援部」、「支店統括部」、「資産運用コンサルティング部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化 ▪地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を動員した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施 																
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ▪グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(令和元年度:成約実績78件)(仙台、きらやか) ▪両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(令和元年度:協調・紹介融資実績5件)(仙台、きらやか) ▪復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(仙台、きらやか)※令和元年度は台風のため中止 ▪被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台) ▪津波被災地等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台) 	<ul style="list-style-type: none"> ▪平成31年4月から「コベナンツ融資」開始。取引先企業の借入を見直すリファイナンス案件を中心に同融資を推進(令和元年度:308件 234億円のうち、リファイナンス208件 88億円) ▪東日本大震災以降、地域復興・振興支援プロジェクト「あゆみ」の活動を通し、地域経済や地域社会の面的な復興・振興に取り組んできたが、「筑波銀行 SDGs宣言」制定を受け、「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」にリニューアルし、当行を含む地域社会の持続的成長を支援する取組みを推進中(震災関連融資実績は平成31年4月～令和2年3月:12,111件)。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続 ▪財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化。30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱い開始。(令和2年3月末:23億円) ▪ローカルベンチマークを活用した事業性評価シートを活用 ▪営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(令和元年度:登録233件) 																	
被災者向け新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">7,931先/2,728億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>4,345先/242億円</td> </tr> </table>	事業性	7,931先/2,728億円	消費性	4,345先/242億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">1,442件/421億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>150件/19億円</td> </tr> </table>	事業性	1,442件/421億円	消費性	150件/19億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">56,821件/7,446億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>13,675件/1,706億円</td> </tr> </table>	事業性	56,821件/7,446億円	消費性	13,675件/1,706億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">3,780件/937億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>654件/111億円</td> </tr> </table>	事業性	3,780件/937億円	消費性	654件/111億円
事業性	7,931先/2,728億円																			
消費性	4,345先/242億円																			
事業性	1,442件/421億円																			
消費性	150件/19億円																			
事業性	56,821件/7,446億円																			
消費性	13,675件/1,706億円																			
事業性	3,780件/937億円																			
消費性	654件/111億円																			
被災者向け条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">248先/152億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>346先/41億円</td> </tr> </table>	事業性	248先/152億円	消費性	346先/41億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">643件/200億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>104件/18億円</td> </tr> </table>	事業性	643件/200億円	消費性	104件/18億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">3,649件/917億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>177件/17億円</td> </tr> </table>	事業性	3,649件/917億円	消費性	177件/17億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業性</td> <td style="width: 50%;">1,093件/192億円</td> </tr> <tr> <td>消費性</td> <td>75件/9億円</td> </tr> </table>	事業性	1,093件/192億円	消費性	75件/9億円
事業性	248先/152億円																			
消費性	346先/41億円																			
事業性	643件/200億円																			
消費性	104件/18億円																			
事業性	3,649件/917億円																			
消費性	177件/17億円																			
事業性	1,093件/192億円																			
消費性	75件/9億円																			
【参考】R2/3月期の貸出金残高	7,514億円	1兆159億円	1兆6,856億円	5,902億円																
産業復興機構の活用	決定28先	—	決定12先	決定57先																
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定68先	決定7先	決定26先	決定55先																
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立42件	成立4件	—	成立18件																

※ 計数は令和2年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和2年3月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(H24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(H24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(H24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(H24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 信用供与の円滑化のため、「みやしん山田相談プラザ」において受付時間を延長するとともに、月1回の休日相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店に開設し、これまで累計で124件(令和2年5月末)の相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生支援部と地域貢献部を統合した「地方創生・地域貢献部」にて、引き続き、地方創生、地域経済活性化及び地域貢献の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 避難する顧客の相談等に対応するため、令和元年度も常設相談所の設置や定期的な移動相談会を開催 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年11月、被災地域の取引先が首都圏の大企業OBアドバイザーへ経営相談を行う「新現役交流会 2.0(注)」へ参加し、取引先の課題解決を支援 開業独立者に対し、県の制度融資の提案や専門家との相談会の開催等、外務機関との連携を図ることで創業を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年11月、被災地域の取引先が首都圏の大企業OBアドバイザーへ経営相談を行う「新現役交流会 2.0(注)」へ参加し、取引先の課題解決を支援 令和元年10月、「2019 よい仕事おこしフェア」、11月には「ビジネスマッチ東北2019」等へ当金庫取引先の参加を奨励し、出展企業に対して個別商談会等への参加を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年11月、開催された「ビジネスマッチ東北 2019」において、当金庫職員を派遣してサポート等を実施 令和2年3月、事業承継業務事務取扱要領を制定し、事業承継支援に係る相談スキームを確立 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年11月、被災地域の取引先が首都圏の大企業OBアドバイザーへ経営相談を行う「新現役交流会 2.0(注)」へ参加し、取引先の課題解決を支援 令和元年12月、取引先の人出不足解消と地域の人材還流による地域経済の活性化を図ることを目的に大手人材サービス企業と業務提携を行うなど、取引先の人材確保を支援 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,582先/210億円 673先/59億円	2,856先/591億円 741先/60億円	1,017先/500億円 1,056先/148億円	1,885先/739億円 535先/75億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	210先/104億円 84先/7億円	126先/62億円 296先/11億円	239先/105億円 108先/13億円	512先/289億円 486先/40億円
【参考】 R2/3期の貸出金残高		273億円	465億円	720億円	908億円
産業復興機構の活用		決定24件	決定29件	決定35件	決定5件
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定46件	決定27件	決定57件	決定5件
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

(注: 東北3県(岩手県、宮城県、福島県)の金融機関、民間事業者及び官庁が合同で開催したもので、令和元年度「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」として内閣府特命担当大臣(地方創生担当)による表彰を受ける)

※ 計数は令和2年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和2年3月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(H24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(H24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(H24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備			
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の事業者等が来店しやすい支店をローンセンターとして整備し、各ローンセンターにおいて休日融資相談会及び夜間融資相談会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談を毎月実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、常時相談に対応 ・経営改善支援担当者を全営業店に配置
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県事業継支援センター等と連携し、価格や条件面等、取引先の事業承継に係る様々な課題に対する解決に向けての支援を実施 ・令和元年11月から12月、被災地支援を目的とした災害復興定期預金「結の力」を販売し、募集金額の一部を市町村(包括的連携協定先)に寄付 ・令和元年11月、地域観光振興を目的とした特定非営利活動法人等を支援するため、「FAAVO磐城国」を活用してクラウドファンディングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月、取引先の新たな販路等の確保に向け、全信組連等が主催する「2019 しんくみ食のビジネスマッチング展」への取引先の出店を支援 ・令和元年11月、日本政策金融公庫いわき支店と事業承継支援に係る連携協定締結と併せ、協調融資商品「TUNAGU(つなぐ)」を創設 ・令和2年3月、雇用創出や事業承継等、人材課題対応や地域経済の活性化に貢献するために人材紹介業者3社と業務提携 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月、大手損保会社と連携協定を締結し、取引先のSDGs支援を行うとともに「なすしん SDGs宣言」及び「なすしん SDGsマップ」を公表 ・令和2年1月、中小企業の経営改善・再生の一連の支援強化を目的として、日本公認会計士協会と「金融機関と認定経営革新等支援機関である会員との連携推進制度の利用に係る覚書」を締結 ・令和2年3月、那須町と当組合及び第一勧業信用組合で、産業振興・まちづくり等に関する取組みを推進することを目的として、包括連携協定を締結
被災者向け 新規融資	事業性 641先/213億円 消費性 297先/45億円	177先/346億円 68先/11億円	4,060件(460先)/444億円 142件(85先)/3億円
被災者向け 条件変更	事業性 629先/176億円 消費性 206先/18億円	211先/230億円 68先/8億円	3,725件/408億円 196件/26億円
【参考】 R2/3期の貸出金残高	403億円	1,074億円	413億円
産業復興機構の活用	決定5件	決定4件	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定3先	決定9先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立2件	決定3件	—

※ 計数は令和2年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年6月末時点)

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【福邦銀行・南日本銀行】

(令和2年9月30日(水)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R2/3期)	計画終期 (R5/3期)	始期比	新計画における主な取組み
福邦銀行 (21年3月) [60億円]	コア業務純益 (百万円)	217	540	323	①お客さまの成長・再生支援 (1) 「トップラインサポート」「バックオフィスサポート」など、顧客の本業支援を実施。 (2) 顧客の本業支援を可能とする人材の配置とするため、外部機関への出向者などを専任部署に配置し、顧客サービスの充実をサポート。 ②業務効率化とお客様サービス向上 (1) 福井銀行との共同店舗化や店舗内店舗などによる店舗再編により、広域化と行員の集中を図り、行員育成に時間と機会の創出。 (2) 福井銀行が活用するサブシステムの共同利用。 ③活力ある職場 (1) コンサル能力向上等の人材育成 (2) 特別表彰による行員への多様な評価 (3) 役職員間のコミュニケーション強化 など
	業務粗利益経費率	71.42	66.30	▲ 5.12	
	中小規模事業者等向け貸出残高	1,632	1,660	28	
	同 貸出比率	36.76	37.60	0.84	
	経営改善支援先割合	13.39	13.90	0.51	
南日本銀行 (21年3月) [150億円]	コア業務純益 (百万円)	2,057	2,445	388	①事業者向け資金繰り支援 (1) 約定弁済している運転資金について、顧客が資金繰りの不安から解放され、ポストコロナに向けた事業運営に注力できる機会を創出するため、当貸や短コロを活用した資金への組み換え提案の実施 (2) WIN-WINネット業務「事業再生型」及びQTシートを活用した質の高い融資の推進 ② 消費者向け資金繰り支援 (1) 住宅ローンについては、顧客の事情に応じて柔軟に条件変更対応を実施 (2) 消費者ローンについては、保証会社の承認が得られないものは、創設した当行プロパー商品を活用し、返済額の見直しを実施
	業務粗利益経費率	64.17	64.02	▲ 0.15	
	中小規模事業者等向け貸出残高	3,491	3,621	130	
	同 貸出比率	44.39	44.53	0.14	
	経営改善支援先割合	2.59	2.68	0.09	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【釧路信用組合・滋賀県信用組合】

(令和2年9月30日(水)公表)

(単位：億円、%)

信用組合名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R2/3期)	計画終期 (R5/3期)	始期比	新計画の取組み
釧路信用組合 (平成26年12月) [80億円]	コア業務純益 (百万円)	54	140	86	○ソリューション営業の実践による収益力の強化 ー 顧客情報の管理ツールを一元化し、営業店職員の訪問状況等を迅速に共有するとともに、資金需要が見込まれる先を絞り込み、重点的に営業活動を行うことで効率化を实践 ー OJT計画及びジョブローテーション計画を策定することで新入職員育成を行い、外部講師の招聘や部門別・階層別での勉強会を開催することでスキルアップを図る ○業務の効率化・生産性の向上 ー 事業性融資が多く収益力の高い店舗へ人員を集中させる一方、不採算店舗は将来性を見据えた再編に着手 ー 各営業地区の特性に鑑み、各営業店を事業性融資強化店、併進店、消費性融資中心店の3区分に分けることで生産性の向上を図る ○信用リスク管理の一層の強化 ー 不良債権の圧縮に引き続き取り組むとともに、事業再生に特化した特別チームの下、取引先の経営改善支援を行うことで不良債権の発生を防止
	業務粗利益経費率	80.62	72.61	▲ 8.01	
	中小規模事業者等向け貸出残高	297	305	8	
	同 貸出比率	32.37	33.15	0.78	
	経営改善支援先割合	4.26	4.38	0.12	
滋賀県信用組合 (平成26年12月) [90億円]	コア業務純益 (百万円)	195	196	1	○貸出金増強等による収益力の強化 ー 他金融機関からの人材派遣支援による専門人材を活用し、事業性融資先の開拓を行うとともに、渉外職員への指導を通してノウハウを蓄積 ー 営業店の活動状況を本部へ毎日報告することで役員を含めた当組合全体の営業活動の迅速化 ー 創業・新規事業開拓を含めた小口新規先への支援を推進し、中小規模事業者向け貸出残高を伸長 ○人材育成の強化 ー OJT指導計画や通信教育を充実させ、各部門担当者による研修会、融資実務トレーニー研修等を実施し、人材育成を強化 ○信用リスク管理の一層の強化 ー クレジットポリシーを制定し、経営陣が率先してリスク管理能力の向上に取り組むことで新たな不良債権の発生を防止 ○経営の効率化 ー 手順書等を見直しを行い、事務の効率化や人員の適正化を推進
	業務粗利益経費率	75.85	75.52	▲ 0.33	
	中小規模事業者等向け貸出残高	532	575	43	
	同 貸出比率	34.38	36.41	2.03	
	経営改善支援先割合	41.74	42.17	0.43	

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和2年9月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	平成21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	平成21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円
全国信用協同組合連合会	令和 2年 3月31日	92億円

（注1）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

（注2）東和銀行については、平成30年5月11日に、350億円のうち200億円を返済。

**金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
令和2年9月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1)コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	令和2年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	2	0	0	▲ 0	+ 0	資金利益が有価証券利息配当金や貸出金利息の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	20	10	12	+ 4	+ 1	資金利益が計画を上回ったことや人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	59	31	25	▲ 9	▲ 6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	50	32	20	▲ 10	▲ 12	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	51	24	▲ 57	▲ 27	資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
高 知	24	12	13	+ 2	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	24	12	14	+ 4	+ 1	役員取引等利益が預かり資産販売のコロナ禍における対面営業自粛等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	18	9	3	▲ 10	▲ 5	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	11	5	6	+ 0	+ 0	資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったものの、人件費・物件費の減少により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

注)「始期比」は、令和2年9月期(半期)の実績を2倍し、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: 96)

	計画始期の水準	令和2年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	71.42	66.30	76.03	+ 4.61	+ 9.73	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益は国債等債券関係損益の減少により計画を下回ったこと等から、OHRは計画を上回った。
南日本	64.17	66.27	64.88	+ 0.71	▲ 1.39	業務粗利益は国債等債券関係損益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったこと等から、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.96	70.05	69.95	▲ 2.01	▲ 0.10	業務粗利益が資金利益や役員取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
第 三	65.13	63.44	64.86	▲ 0.27	+ 1.42	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	53.49	54.68	71.33	+ 17.84	+ 16.65	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
高 知	73.00	70.38	69.30	▲ 3.70	▲ 1.08	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったこと等から、OHRは計画を下回った。
北 都	74.82	72.89	77.34	+ 2.52	+ 4.45	経費（機械化関連費用を除く）は計画を下回ったものの、業務粗利益が役員取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	66.26	65.57	70.64	+ 4.38	+ 5.07	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊 和	68.40	68.92	66.92	▲ 1.48	▲ 2.00	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	令和2年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,632	1,635	1,741	+ 108	+ 106	本業支援を通じた経営改善や事業再生等に取り組んだ結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.76	36.98	35.79	▲ 0.97	▲ 1.19	
南日本	残高	3,491	3,523	3,696	+ 205	+ 173	新型コロナウイルス関連融資への取組みに注力した結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	44.39	44.00	42.79	▲ 1.60	▲ 1.21	
みちのく	残高	5,106	5,301	5,342	+ 236	+ 41	顧客営業利益支援活動をベースに法人営業活動、ミドルリスク層へのアプローチ強化に取り組んだ結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	24.10	23.85	23.06	▲ 1.04	▲ 0.79	
第 三	残高	6,374	6,489	6,947	+ 572	+ 457	リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資や、事業者等への資金繰り支援に取り組んだ結果、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.42	31.66	32.48	+ 1.06	+ 0.82	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,776	1,207	▲ 547	▲ 568	実質無利子・無担保融資を中心に、中小規模事業者に対する金融支援を行ったものの、「経営改革プラン」に掲げる不良債権半減に向け、貸出債権売却や貸出金償却などを実施したことにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.91	27.31	▲ 13.53	▲ 13.60	
東 和	残高	7,120	7,570	7,982	+ 862	+ 412	「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援や円滑な資金供給に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.59	31.60	31.72	+ 1.13	+ 0.12	
高 知	残高	3,956	3,993	4,502	+ 546	+ 509	「医療・福祉分野」「農林水産業・食品加工分野」「防災・環境関連分野」等の成長分野に対するリレーション強化や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等への金融支援に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.32	36.77	+ 0.93	+ 0.45	
北 都	残高	2,902	2,970	3,461	+ 559	+ 491	県内中小規模事業者を中心にリレーションを図り、新型コロナウイルス関連融資等へも積極的に取り組んだ結果、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	21.64	21.75	22.71	+ 1.07	+ 0.96	
宮崎太陽	残高	2,529	2,834	2,947	+ 418	+ 113	本業サポートWithやTBMSを通じた顧客の売上改善に取り組んだ結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.91	38.88	37.81	+ 0.90	▲ 1.07	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,114	1,145	+ 111	+ 30	実質無利子・無担保融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	29.65	32.13	32.31	+ 2.66	+ 0.18	
豊 和	残高	2,530	2,620	2,698	+ 168	+ 78	新型コロナウイルス関連融資等顧客の資金繰り支援に注力した結果、貸出残高は計画を上回った。なお、顧客への資金繰り支援が予防的に厚めの手元流動性として残っていること等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	43.73	45.14	43.84	+ 0.11	▲ 1.30	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	289	288	+ 5	▲ 1	業域信用組合として取引拡大等に的確に応えるための業務運営体制の強化に取り組む、残高では始期を上回ったものの、大口先の返済等により貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	46.03	46.12	45.35	▲ 0.68	▲ 0.77	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,330	3,873	+ 610	+ 543	営業本部及び営業店において、営業推進に取り組んだ結果、貸出残高については計画を上回ったが、貸出比率は、総資産が想定よりも大きく増加したため、計画を下回った。
	比率	65.22	65.81	64.10	▲ 1.12	▲ 1.71	
釧路 (信用組合)	残高	297	299	335	+ 38	+ 36	実質無利子・無担保融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.37	32.50	33.55	+ 1.18	+ 1.05	
滋賀県 (信用組合)	残高	532	540	585	+ 52	+ 45	貸出残高は、実質無利子・無担保融資を中心に取組んだほか、役職員一丸となって貸出金増強に取り組んだ結果、計画を上回った。他方、貸出比率は、総資産が想定よりも大きく増加したため、計画を若干下回った。
	比率	34.38	34.50	34.49	+ 0.11	▲ 0.01	

2) 経営改善支援先割合

(単位: 96)

	計画始期の水準	令和2年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	13.39	13.41	18.17	+ 4.78	+ 4.76	「補助金申請サポート」等のコンサルティングサービスに積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
南日本	2.59	2.61	3.28	+ 0.69	+ 0.67	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で厳しい状況にある事業者に対する経営改善支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
みちのく	7.05	9.78	10.79	+ 3.74	+ 1.01	コンサルティングメニューの拡充やプロダクトサービスの強化による顧客の課題解決に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
第 三	4.98	6.00	6.12	+ 1.14	+ 0.12	リレーションシート等を活用した本業支援や三重県中南部地域活性化推進プロジェクトやミドルリスク先等に対する経営改善支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	7.29	8.75	+ 2.01	+ 1.46	所管部署である企業サポート課が中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	27.91	28.85	36.47	+ 8.56	+ 7.62	A B L等の積極的な活用により担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	4.73	4.95	4.98	+ 0.25	+ 0.03	事業性評価等の推進により担保・保証に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	14.82	14.89	18.40	+ 3.58	+ 3.51	経営改善計画策定支援やビジネスマッチング支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.95	2.59	+ 1.88	+ 1.64	新型コロナウイルス関連の助成金・給付金に係る相談・対応に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	40.55	82.58	+ 56.04	+ 42.03	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、特別経営支援資金等の推奨により事業性評価に基づく融資に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	9.00	9.02	8.40	▲ 0.60	▲ 0.62	実質無利子・無担保融資の影響により担保・保証に過度に依存しない融資が計画を下回ったことから、計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	15.89	26.66	+ 10.87	+ 10.77	コロナ禍の影響により、担保・保証に過度に依存しない融資や経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	19.32	38.51	+ 19.41	+ 19.19	新型コロナウイルス感染症拡大を受けて相談先が急増したほか、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を行ったことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	4.26	4.28	4.46	+ 0.20	+ 0.18	経営改善支援先の経営相談に積極的に取り組んだほか、担保・保証に過度に依存しない融資の促進や、創業・新事業開拓支援を行ったことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	41.74	41.79	43.57	+ 1.83	+ 1.78	事業支援グループ・審査部・業務部・営業店が連携を密にして取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 令和2年9月期の実施状況の概要

1. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	R2年9月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同 組合連合会	残高	5,837	11,520	+ 5,683	特定信用組合（資本支援を行った13信用組合）において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	47.46	+ 12.57	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む)

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	R2年9月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同組合 連合会	9.76	19.87	+ 10.11	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援などに取り組んだことから、計画始期を上回った。	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む)

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における
「経営強化計画の履行状況（令和2年9月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成23年7月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	平成23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	平成24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	平成24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	平成24年 3月30日	70億円
東北銀行	平成24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	平成24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 令和2年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「地元企業応援部」の復興融資担当者や事業再生担当者、営業店が連携し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台に法人営業グループを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月に「経営改善サポート協議会」を「コンサルティングサポート協議会」に一本化するとともに、新たに設置した「コンサルティングサポート委員会」に「経営改善サポート委員会」を統合させることにより、債務者区分全般に亘り経営課題を抱える地元中小企業に対して、本業支援の実践による取引先の持続的成長や地域の活性化に貢献していく態勢を構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域応援部」、「支店統括部」、「資産運用コンサルティング部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化 ・地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙台圏でのビジネスマッチングの実施(令和2年度:成約実績60件)(仙台、きらやか) ・両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(令和2年度:協調・紹介融資実績3件)(仙台、きらやか) ・被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台) ・津波被災地等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月から「コベナンツ融資」開始。コロナ禍において、税理士会と連携した当座貸越型融資を中心に同融資を推進し取引先企業の資金応需に対して積極的に対応(令和2年度上期:169件 191億円) ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への販路支援の取組みとして事業者を紹介する「ハッピーエールパスポート(クーポンブック)」を令和2年9月に発行・配布 ・東日本大震災以降、地域復興・振興支援プロジェクト「あゆみ」の活動を通し、地域経済や地域社会の面的な復興・振興に取り組んできたが、「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」にリニューアルし、当行を含む地域社会の持続的成長を支援する取組みを推進中(震災関連融資実績は令和2年4月～令和2年9月:5,642件)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続 ・財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化。平成30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱い開始。(令和2年9月末30件/14.8億円) ・ローカルベンチマークを活用した事業性評価シートを活用 ・営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(令和2年9月期:登録80件) 		
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	8,484先/2,929億円 4,478先/245億円	1,448件/423億円 150件/19億円	61,621件/8,061億円 13,833件/1,740億円	3,802件/940億円 658件/112億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	248先/152億円 346先/41億円	643件/200億円 104件/18億円	3,649件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】 R2/9月期の貸出金残高		8,018億円	1兆512億円	1兆7,478億円	6,266億円
産業復興機構の活用		決定28先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定68先	決定7先	決定26先	決定55先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立43件	成立4件	—	成立18件

※ 計数は令和2年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和2年9月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(平成24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(平成24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(平成24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(平成24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月、震災以降、店舗内店舗としていた田老支店を宮古市田老総合事務所庁舎内にて再開 	<ul style="list-style-type: none"> 取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店に開設し、これまで累計で125件(令和2年11月末)の相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 三陸道開通に伴う登米地区の取引先数増加により、令和2年9月、震災以降はじめての新規出店となる登米支店を開設 	<ul style="list-style-type: none"> 避難する顧客の相談等に対応するために、一部店舗での各種相談等の休日受け付けや、定期的な移動相談会を引き続き実施 																
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 経済環境が好調な釜石地区の重点開拓のため、大渡支店の増員と人材強化を図り、積極的な訪問活動を展開 令和2年6月、岩手県内の6金庫共同で「地域経済」、「地域社会」、「地域環境」の3つをテーマに取り組み「SDGs共同宣言」を公表するとともに、地方創生に関する取組みを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年5月、信用金庫業界専用M&Aプラットフォーム「しんきんトランビプラス」の利用を開始するなど、事業承継に対する支援を推進 震災以降、仮店舗で営業していた高田支店を令和2年7月に、店舗内店舗としていた内の脇支店を同年8月に、店舗建設を開始(注) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月以降、全営業店に相談窓口を設置し、積極的な新規融資を行うなどコロナ感染症の影響に対する支援を実施 事業承継支援の相談スキームを確立したうえで、令和2年4月よりプロパー融資「しんきん事業承継ローン」の販売を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 地元の人手不足解消のために、大型自動清掃ロボット(部品の大半を南相馬市の企業から調達)を開発する企業の支店開設を支援 令和2年8月に閉店した農産物直売所の営業再開を望む住民の声を受け、自社店舗の建設に係る資金をクラウドファンディングで募る取組みを支援 																
被災者向け新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td> <td style="text-align: center;">1,641先／215億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費性</td> <td style="text-align: center;">694先／60億円</td> </tr> </table>	事業性	1,641先／215億円	消費性	694先／60億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td> <td style="text-align: center;">3,006先／616億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費性</td> <td style="text-align: center;">751先／60億円</td> </tr> </table>	事業性	3,006先／616億円	消費性	751先／60億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td> <td style="text-align: center;">1,026先／502億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費性</td> <td style="text-align: center;">1,068先／151億円</td> </tr> </table>	事業性	1,026先／502億円	消費性	1,068先／151億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td> <td style="text-align: center;">2,041先／796億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費性</td> <td style="text-align: center;">566先／78億円</td> </tr> </table>	事業性	2,041先／796億円	消費性	566先／78億円
事業性	1,641先／215億円																			
消費性	694先／60億円																			
事業性	3,006先／616億円																			
消費性	751先／60億円																			
事業性	1,026先／502億円																			
消費性	1,068先／151億円																			
事業性	2,041先／796億円																			
消費性	566先／78億円																			
被災者向け条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td> <td style="text-align: center;">225先／113億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費性</td> <td style="text-align: center;">90先／8億円</td> </tr> </table>	事業性	225先／113億円	消費性	90先／8億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td> <td style="text-align: center;">127先／62億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費性</td> <td style="text-align: center;">296先／11億円</td> </tr> </table>	事業性	127先／62億円	消費性	296先／11億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td> <td style="text-align: center;">239先／105億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費性</td> <td style="text-align: center;">108先／13億円</td> </tr> </table>	事業性	239先／105億円	消費性	108先／13億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">事業性</td> <td style="text-align: center;">529先／296億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">消費性</td> <td style="text-align: center;">492先／41億円</td> </tr> </table>	事業性	529先／296億円	消費性	492先／41億円
事業性	225先／113億円																			
消費性	90先／8億円																			
事業性	127先／62億円																			
消費性	296先／11億円																			
事業性	239先／105億円																			
消費性	108先／13億円																			
事業性	529先／296億円																			
消費性	492先／41億円																			
【参考】R2/9期の貸出金残高	283億円	465億円	738億円	932億円																
産業復興機構の活用	決定24件	決定29件	決定35件	決定5件																
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定46件	決定27件	決定57件	決定5件																
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立11件	成立26件	成立39件	成立2件																

(注: 高田支店は令和2年12月、内の脇支店は令和3年1月に新店舗での業務を開始)

※ 計数は令和2年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和2年9月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(平成24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(平成24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(平成24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の事業者等が来店しやすい支店をローンセンターとして整備し、各ローンセンターにおいて夜間融資相談会を引き続き実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談を引き続き毎月実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、常時相談に対応 ・「経営改善支援担当者」を全営業店に配置 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月より、資金調達力の乏しい中小零細事業者向けの事業性融資商品の取扱を開始 ・令和2年6月、外出自粛に伴い、売上減少等、経営に打撃を受けた当組合営業エリアの飲食業の復興を支援すべく、取引先飲食業20社の食事券を懸賞とした、懸賞付定期預金「福食めぐり」を発売し、20億円販売 ・人材紹介サービス業者と業務提携したうえで、令和2年4月より、即戦力人材の紹介や創業支援・企業再生支援等を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月、創業支援から事業承継まで一貫通貫した事業支援体制の強化のために、地域開発部を事業支援部に統合 ・令和2年8月、いわき市、いわき商工会議所、いわき産学官ネットワーク協会との連携によるコロナ対策企画で「企業ひと技 応援ファンド」を立ち上げ、事業承継や新たなビジネスモデルの構築に尽力する市内の事業者を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年8月、後継者不足等の経営課題解決を目的として(株)マイナビと業務提携を締結 ・令和2年9月、町の活性化を目的とした「PFI方式による地域優良賃貸住宅」整備事業に、融資金融機関として参加 ・令和2年11月、中小零細事業者に対する経営改善・再生支援ノウハウの共有や意識醸成を目的とした「企業支援者育成シンポジウム」に参加 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	642先／214億円 302先／45億円	177先／365億円 68先／11億円	4,228件(460先)／470億円 144件(85先)／3億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	665件／184億円 215件／19億円	211先／230億円 68先／8億円	3,873件／422億円 197件／26億円
【参考】 R2/9期の貸出金残高		390億円	1,145億円	447億円
産業復興機構の活用		決定5件	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定3先	決定9先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立2件	決定3件	—

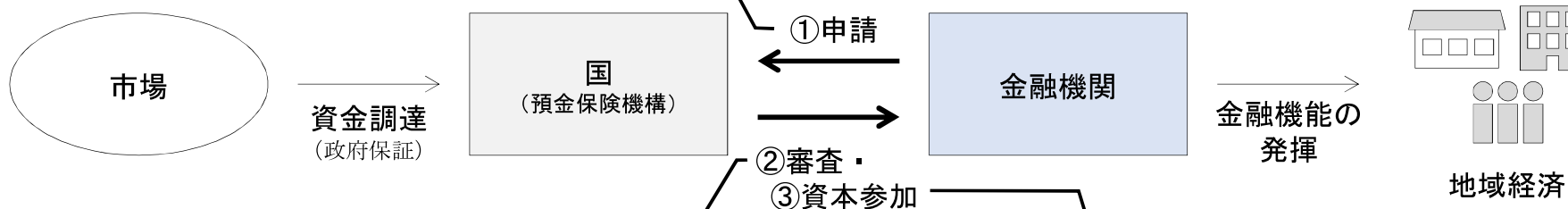
※ 計数は令和2年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は令和2年12月末時点)

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の概要

- 現在日本の金融システムの健全性に問題はないが、**予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期す**ことにより、金融機関が中小企業等を支え、**経済の再生を図ることが重要**。
- このため、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである**金融機能強化法の期限**(現在は2022年3月)を**2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例を設ける**。
- ※ 第2次補正予算において、政府保証枠を12兆円から15兆円に拡充。

【① 金融機関が申請時に提出する経営強化計画の内容】

[通常]	[特例]
収益性や効率性の目標	⇒ 求めない
経営体制の見直し(経営責任)	⇒ 求めない
中小企業に対する信用供与の円滑化等 (数値目標を含む)	⇒ 数値目標は求めないが地域経済の再生に資する方策の策定を求める【内閣府令】



【② 国の審査基準】

[通常]	[特例]
収益性や効率性向上の見込み	⇒ 求めない
概ね15年以内【政令】の公的資金返済	⇒ 期限は設けない
適切な資産査定	⇒ 利用可能な直近の情報に基づく適切な資産査定

【③ 国による資本参加の種類等】

[通常] 原則優先株(銀行の場合)
⇒ [特例] 普通株や劣後債も可 とし、 配当率も通常より引下げ【運用】

資金交付制度の概要

(別紙6)

- **人口減少地域等**においてポストコロナの**地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併・経営統合等を行う地域銀行等**が、経営基盤強化の「**実施計画**」を作成して**国の認定**を受け、**預金保険機構**から**資金の交付**を受けることができる制度

制度の概要

<p>対象 【改正金融機能強化法第34条の10第1項】</p>	<p>事業の抜本的な見直しとして実施する合併・経営統合等の経営基盤強化の計画（「実施計画」）を作成して国の認定を受けた地域銀行等</p>
<p>「実施計画」の記載事項 【改正金融機能強化法第34条の10第2項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤強化の内容・時期 ・ 金融サービスの提供の維持に関する事項 ・ 地域経済の活性化に資する方策 ・ 計画の適切な実施に必要な経営体制 等
<p>「実施計画」の認定要件 【改正金融機能強化法第34条の10第3項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供する金融サービスが地域経済にとって不可欠 ・ 人口減少等により金融サービスの持続的提供が困難となるおそれ ・ 計画実施により金融サービスの提供が維持されると見込まれる 等
<p>交付額</p>	<p>経営基盤強化に必要な追加的な初期コスト（ITシステム投資等）の一部</p>
<p>財源 【改正金融機能強化法第43条の2等】</p>	<p>預金保険機構の金融機能強化勘定に属する剰余金を活用</p>
<p>監督等 【改正金融機能強化法第34条の12】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の履行状況を原則5年間モニタリング ・ 必要に応じ監督上の措置命令 ・ 事業の抜本的な見直し（合併・経営統合の場合はその実行）が実施されない場合には資金の返還を求める
<p>申請期限 【改正金融機能強化法第34条の10第1項等】</p>	<p>2026年（令和8年）3月末（約5年間の申請期間を確保）</p>

第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

I 企業アンケート調査

顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、金融庁では、2015 事務年度より地域銀行をメインバンクとする企業に対してアンケート調査を実施している。2020 事務年度では、従来からの調査に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による企業の資金繰りへの影響や地域金融機関による支援の状況についても確認した。約3万社に対しアンケート調査への協力を依頼し、10,162社から回答を得た（回答率：約30%、調査期間：2021年4月1日～23日）。

主な調査結果は以下のとおり。（別紙1参照）

- ・コロナ発生後（2020年2月～2021年3月まで）では、資金繰りが安定していたと回答した企業が約6割であったが、調査時点（2021年4月）では、8割弱が安定していると回答した。
- ・資金繰りが改善した理由については、6割弱が「実質無利子・無担保融資」、次いで4割強が「売上の増加（回復）」、4割弱が「各種補助金・助成金の利用」と回答した。
- ・コロナ発生後に金融機関による支援を受けた企業は、全体で見ると、7割弱に上っており、そのうちほぼ全ての企業が資金繰り支援を受けている。

II 金融仲介の取組みの「見える化」と「探究型対話」

1. 金融仲介の取組みの「見える化」

「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日公表）を踏まえ、2019年9月、金融機関の取組みの「見える化」を推進するため、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を設定した。

これに基づき、主要行等及び地域銀行は、2019年度下期以降、半期ごとにKPIを公表しており、金融庁でも、各行が公表したKPI及び公表ウェブページアドレスを集約のうえ、金融庁ホームページにて公表した。

2. 地域金融機関との深度ある「対話」の構築・実践

2020 事務年度は新型コロナウイルス感染症関連の対応に重点を置いた取組みを行ってきたが、こうした中であっても、各財務局では「探究型対話」の実践に向けて、

- ・地域の経済活動等の実情を把握している財務事務所と、財務局とが一体となり、地域経済の動向の把握も合わせて地域金融機関とモニタリングする体制を構築
- ・財務局独自に事業者アンケートやヒアリングを実施して、事業者の金融機関支援実績に対する認識や金融機関に求める支援内容を把握し、地域金融機関と事業者の認識ギャップから新たな気づきが得られるような地域金融機関と

の対話

といったような様々な創意工夫を重ね、対話の深化・高度化を目指しつつ、定着を図ってきている。

また、金融庁においても、金融機関トップを含め、様々な階層とのオンラインも含めた意見交換の機会を増やしており、こうした取組みの結果、一部の地域金融機関からは新規事業立上げ等の相談のハードルが低くなった等の意見が聞かれた。

Ⅲ Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(2019年12月5日閣議決定)に基づき、地域経済の活性化・課題解決に向け、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に関して多様な関係者が議論する場である Regional Banking Summit (Re:ing/SUM) を、2019 事務年度の東京に引き続き、名古屋・広島でも開催した。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中であっても、地域の企業に対し、現状の資金繰り支援に加え、どのような支援を行うことができるか、また、支援を通じて地域経済に付加価値をもたらしつつ、いかに地域金融機関の持続可能なビジネスモデルを構築していくのか、といった観点から、多様な経歴の有識者が講演やパネルディスカッションを通じて議論を行った。

名古屋・広島を合わせた事前の視聴申込者数は 2,422 人、当日のアクセス数は延べ 9,203 件となり、地域金融機関の課題に対する問題意識が窺われた。(別紙 2 参照)

Ⅳ 事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討 (別紙 3 参照)

2019 年 3 月より、公益社団法人商事法務研究会に「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」が設置され、担保法制の見直しに関する議論が始まった。

担保制度は融資実務や事業再生実務を形づくる重要な要素の 1 つであることから、金融庁としても議論に参加し、事業者の資金調達の選択肢を広げられるような新たな担保制度を提案すべく検討を進めている。

2020 年 11 月には、金融機関が事業者の経営改善支援等に注力できるような融資・再生実務のあり方について、金融機関・事業者双方に事業の継続や発展への適切な動機付けをもたらすような担保制度(事業成長担保権(仮称))のあり方等も含め検討を行う「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置し、同年 12 月、その議論の内容を論点整理として取りまとめ、公表した。¹

2021 年 4 月より、法務省「法制審議会担保法制部会」において、担保法制の見直しに関する議論が開始され、当庁としても、我が国の担保法制が事業の成長に資す

¹ 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」議論の整理(案)(2020年12月25日公表)
<https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/rontenseiri.pdf>

るものとなるよう、議論に貢献している。

V 人材マッチングに関する取組み（別紙4参照）

地域企業における人材ニーズの高まりや監督指針改正（2018年3月）を受け、取引先中小企業への経営改善支援サービスの一環として、人材マッチング業務に取り組む金融機関が増加している。

政府としても、都市部の人材を地域に還流させ、地域経済を活性化させるために、人材マッチングに係る様々な施策を講じ、地域金融機関の人材マッチングに関する取組みを後押ししている。

金融庁では、2020年度第3次補正予算において、地域企業の経営人材確保を支援する「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、所要経費を措置した。また、地域金融機関の人材マッチング業務の実態を把握するため、地域金融機関に対して、人材マッチング業務への取組状況に係るアンケート調査を実施し、取組状況を把握したほか、有料職業紹介の許可を受けている地域金融機関へのヒアリングを実施した。

VI 事業者ノウハウ支援等の取組み支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者は、地域・業種とも多岐にわたり、また多数に上っている。これまで金融機関は、資金繰りを中心に事業者に対する支援を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症による影響の収束後を見据え、今後は一層の事業者支援への貢献が期待されている。

そこで、金融庁では、金融機関職員の事業者支援能力の向上を後押しするため、地域金融機関の現場職員の間で、地域・業態・組織を超えて、実践的な事業者支援のためのノウハウ・知見を共有する「共助」の仕組みを目指し、以下の取組みに着手した。（別紙5参照）

- ① 金融機関・信用保証協会の職員同士で事業者支援のノウハウを共有するためのウェブサイトの創設・運用
- ② 各地域内で始まりつつある事業者支援のノウハウ共有の取組みの後押し
- ③ 監督指針の改正

① 事業者支援ノウハウ共有サイトの創設

事業者支援ノウハウ共有サイトは、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の協力のもと、中小企業庁の賛同も得て、地方創生を担う人材の育成・確保を目的としたウェブサイト「地方創生カレッジ」内に、金融機関及び信用保証協会の職員向けに開設した。

開設後は、3か月（2021年1月～3月）のトライアル期間を設け、使いやすさの

確認や、地域・業態・組織を超えて参加者同士が助け合うための環境づくりに向けた課題の洗い出しを進めた。トライアルには45機関122名の応募があり、金融機関等の関心の高さが窺われた。同サイトは、参加者のみのクローズの場とすることで、心理的安全性を確保し、所属・個人名を明示したうえで（事業者が特定されない形で）、具体的な支援手法についての質問から日常業務に係る疑問に至るまで、幅広い投稿を行えることとした。また、若手職員も含めて参加できることや、参加者同士が経験等に基づき実践的な回答をし合うことを目指した。

トライアル期間中の参加者の声も踏まえ、2021年4月末にサイトを本格稼働させた。本格稼働と同時に、参加機関・職員の一次追加登録の公募を実施した。この結果、131機関311名で稼働することとなった。また、ノウハウ共有の様子を見てから参加を決めたいとの声を踏まえて新たに用意した閲覧専用の枠組みにも、62機関の応募があった。

② 各地域内で始まった事業者支援ノウハウ共有の取組み拡大への後押し

同サイトの開始以前から、一部地域では金融機関の現場職員間でのノウハウ共有の取組みが始まっていた。こうした自発的な動きを後押しすべく、2020年11月に栃木県で開催されたシンポジウム（県内地域銀行及び県信用保証協会主催）を始め、2021年2月に沖縄県、3月に北海道、6月に岐阜県と岡山県で行われた講演会等に金融機関出身の金融庁職員を派遣するほか、他の地域の取組みを紹介するなど、ノウハウの共有と地域における金融機関同士や信用保証協会との連携強化の動きを積極的に後押しした。

③ 監督指針の改正

金融機関による事業者支援能力を向上させるにあたり、現場職員による地域・業態・組織を超えて、ノウハウ・知見を共有することの意義を明確化するため、2021年4月30日、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を行った。

VII 地域課題解決支援チーム・室の取組み（別紙6参照）

2018年10月より地域課題の解決に取り組みたいという思いをもった金融庁有志職員により地域課題解決支援チームが立ち上げられた。同チームでは、産・学・官・金等の地域の関係者ととともに具体的な解決方法を一緒に考える場である「ダイアログ」で議論し、必要に応じて同チームとネットワークでつながった有識者を紹介する等により、課題解決の伴走支援を行ってきた。

「ダイアログ」で議論して生まれた、地域の課題解決に資する企画やスキームについて、地域の関係者ととともに地方自治体をはじめとする地域の関係組織に対して提言し、採用される事例も出てきている。

2020事務年度の主な取組事例は、以下のとおりである。

① コロナ関連の地域課題解決に対する取組み

石川県において、新型コロナウイルス感染症の影響下で資金を必要とする事業者への迅速な融資実行と窓口の混雑解消のため、県・市町・信用保証協会・地域金融機関職員の有志が中心となり、「制度融資における地方自治体認定手続きの電子化」というテーマで「石川ダイアログ」が実施され、認定手続きの電子化の実現に向けて協力した。

この結果、石川県内における認定手続きの一部電子化の枠組みが構築され、ノウハウを共有することで、山形県でも同様の枠組みが構築されている。

② 霞が関ダイアログの開催

地域課題解決支援チームは、中央省庁の職員が担当する施策を、地域の金融機関や地方自治体の問題意識を有する熱意ある職員向けに直接発信する「霞が関ダイアログ」を、2020年1月、8月、11月、2021年2月、5月の計5回開催。

同ダイアログでは、施策を一方的に紹介するだけでなく、地域金融機関・地方自治体参加者が関心ある施策ごとに分かれて施策担当者とともにグループセッションを行い、活発な議論を行っている。

③ 金融庁と環境省の連携チームの発足

2021年3月、金融庁（地域課題解決支援室）と環境省は、地域経済の活性化に向けて、地域の様々なステークホルダーとのネットワークづくりや、地域課題解決の支援のため、知見やノウハウを持ち寄り、連携して取り組むことを目的とした「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた金融庁と環境省の連携チーム」を発足させた。

（注）上記ⅠからⅧに関する、金融仲介機能の質の改善等に向けた具体的な取組事例については、「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」（2021年7月8日公表）を参照。

Ⅷ 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継、創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① 年末の金融円滑化要請の際に、金融機関に対して、事業者への積極的なガイドライン及び特則の周知、事業者からの相談へのきめ細かい対応を要請（2020年

- 11月)。(別紙7参照)
- ② 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について、特則の積極的な周知と、経営者保証に依存しない融資に一層取り組むことを要請(2020年12月)。(別紙8参照)
 - ③ 当庁ウェブサイトで、民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表(2020年12月、2021年6月)。(別紙9参照)
 - ④ 当庁ウェブサイトで、「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用開始等を受けた取組状況に関するアンケート調査の結果について」を公表(2021年6月)。(別紙10参照)
 - ⑤ 主要行、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協との意見交換会において、アンケート結果も踏まえた、経営者保証に依存しない融資の一層の取組みを慫慂。
 - ⑥ 当庁ウェブサイトで、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」として、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」を一覧性のある形で公表(2020年10月、2021年3月)。(別紙11参照)
 - ⑦ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、2014年10月の業務開始以降、2021年6月末までに、150件の支援を実施。

IX 金融仲介の質の向上に向けた取組み等

各財務(支)局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み(各種会議の開催等)を開催した(2020年9月~2021年3月)。具体的には、有識者による講演や地域関係者(企業経営者等)によるパネルディスカッション等を実施した。

X 認定支援機関による経営支援

2012年8月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者(商工会・商工会議所、税理士や金融機関等)を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関(以下「認定支援機関」という。)が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析(運転資金の確保や業務効率化等)、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

なお、2021年6月30日現在で、41,422件の認定支援機関(うち金融機関497件)を認定している。

XI 地域経済活性化支援機構(REVIC)等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC等を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

XII 金融の円滑化に向けた取組み

1. 中小企業金融の現状

(1) 資金繰り等に関する中小企業の判断

中小企業の資金繰りに関する判断の指標である日銀短観の「資金繰り判断D.I.」(D.I.=「楽である」と回答した社数構成比-「苦しい」と回答した社数構成比)をみると、2021年6月期では+8(対前年同月比+9)となっている。(別紙12参照)

(2) 融資残高等

2021年6月の民間金融機関の法人向け融資残高についてみると、中小企業向けが対前年同月比2.0%の増加、中堅・大企業向けが同4.4%の減少となっている。(別紙13参照)

2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

(1) 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

ア. 貸付条件の変更等の実施状況

貸付条件の変更等の実行率は全体で95%を超える水準で推移しており、条件変更等の取組みは金融機関に定着してきたことを鑑み、年次で求めていた「貸付条件の変更等の割合」の報告については、2018年度の計数の報告をもって一旦休止したが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた、事業者等の資金繰り支援の状況について確認する必要があると認められたことから、条件変更等の取組状況(金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等)の報告を求め(銀行法第24条等による報告徴求)、その状況を公表している。(別紙14参照)

イ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸

し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

(2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、2020年11月30日及び2021年3月8日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化を踏まえた金融の円滑化に係る要請を行うとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

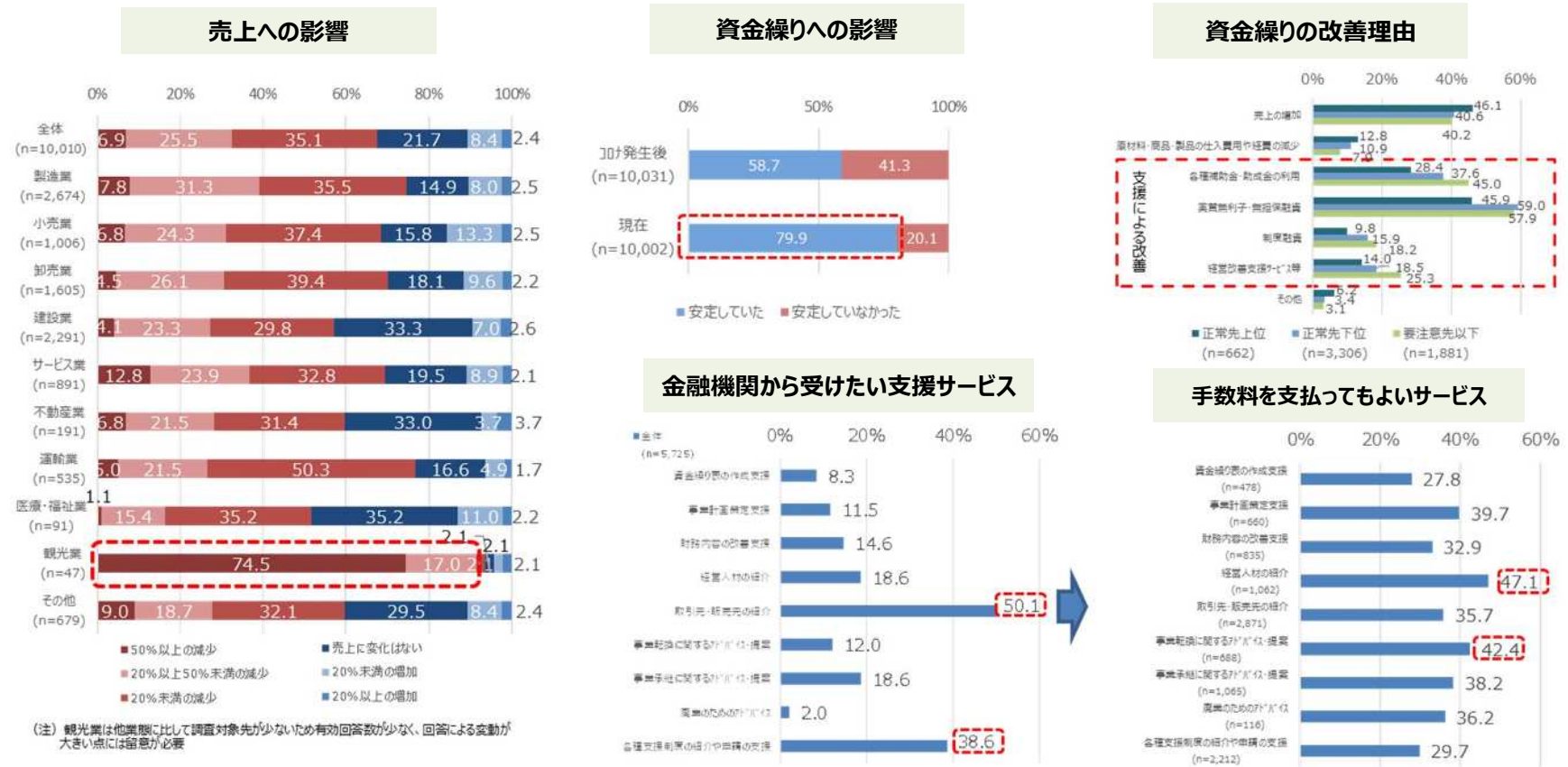
イ. 文書による要請

2020年11月30日や2021年3月8日をはじめとして、累次にわたり、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。(別紙7、15参照)

企業アンケート調査の結果 (調査期間：2021年4月1日～23日)

(別紙1)

- 2015年度より実施する「企業アンケート」を今年度も約3万社に依頼 (10,162社から回答)
- 今回調査では、地域金融機関の金融仲介プロセスに対する顧客評価に加え、新型コロナウイルス感染症による資金繰りへの影響についても確認



多様な関係者が「持続可能なビジネスモデルの構築」に関して議論する場（Regional Banking Summit（Re:ing/SUM））の開催

（別紙2）

- 地域金融機関にとって、長期にわたり地域の企業・産業を支え、地域経済に付加価値をもたらすため、いかに持続可能なビジネスモデルを構築していくか、その真価が問われる局面
- 2020年11月に名古屋、同年12月に広島で、多様な関係者が議論を行う場を設け、オンライン配信を主体とした形式により開催（視聴アクセス数は延べ9,200件）
- 当日のプログラム

	名古屋	広島
開会挨拶	和田 内閣府大臣政務官（金融）	赤澤 内閣府副大臣（金融）
基調講演	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域志向のメンバーシップバンキング（大学教授） ■ 企業理念と信用金庫の未来（協同組織金融機関 理事長） ■ 次世代型地域金融を目指して（地域銀行 頭取） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の発展に貢献できる地域金融機関をめざして（大学教授） ■ 地域金融機関のあるべき姿と現場主義経営（協同組織金融機関 理事長） ■ 本気で取り組むDX（地域銀行 副社長）
パネルディスカッション	<ul style="list-style-type: none"> ■ きらりと光る信用保証協会 ■ Digital × HR × Regional Bank ■ 事業者支援ノウハウ共有への挑戦 ■ 繰り返される危機に備える金融・企業 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者を支える融資・再生実務への挑戦 ■ 外部出向経験者のチャレンジ ■ 地域活性化の新潮流に、金融のスパイスを ■ 地域課題をビジネスチャンスに

新しい担保制度（事業成長担保権）創設の提唱

- 金融機関には、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、事業そのものを評価し融資することを期待
- また、工場等の有形資産を持たない産業の重要性が高まっているほか、開業や事業承継、事業再生の局面での円滑な資金調達の実現の必要性も高まっている
 - ⇒ こうした課題に応えるため、金融機関・事業者双方に適切な動機付けをもたらすような担保制度（事業成長担保権）の実現に向けて「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」で議論を重ね、論点整理を公表（令和2年12月25日）。本年4月以降、法制審議会「担保法制部会」の議論にも積極的に貢献

事業成長担保権の概要

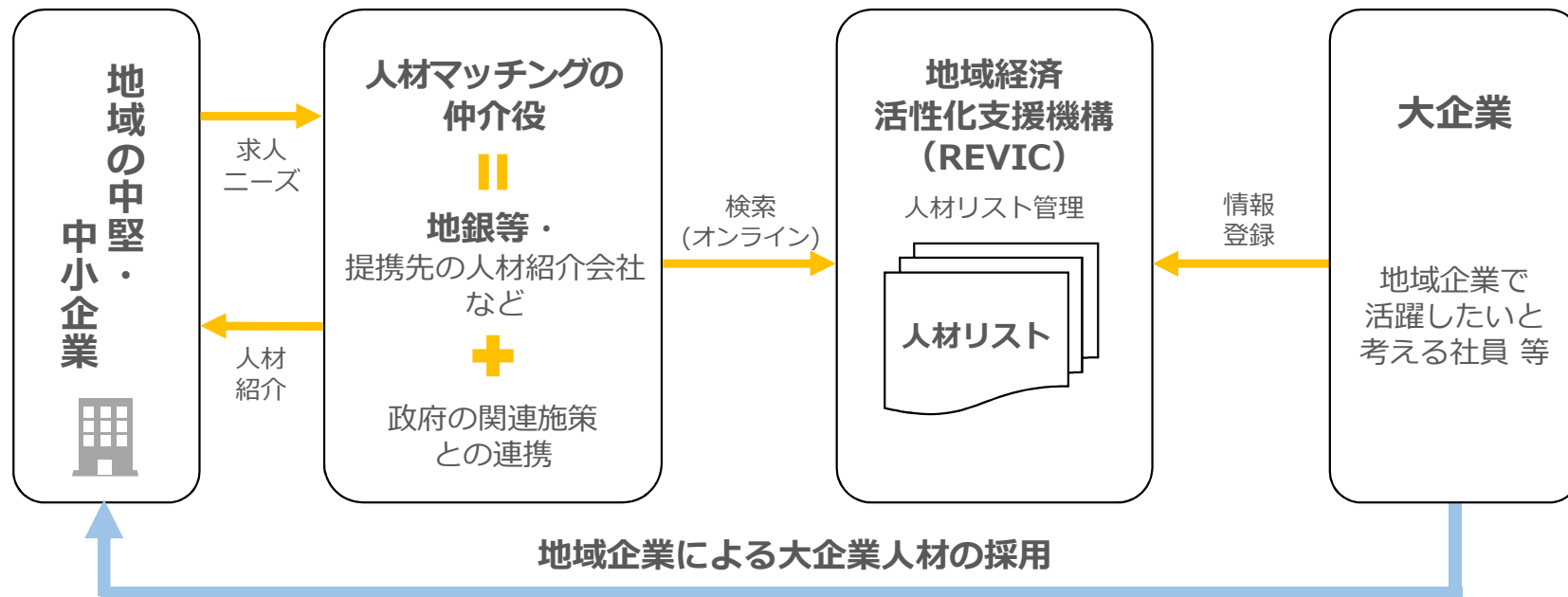
現在	新たな選択肢（事業成長担保権）
個別資産に対する担保権のみ	事業全体に対する担保権を 選択肢に
担保権の対象は土地・工場等の有形資産が中心で、事業の将来性と乖離	担保権の対象には無形資産（のれん等）も含まれ、事業の将来性と一致
事業価値への貢献を問わず担保権者が最優先	事業価値の維持・向上に資する者(商取引先・労働者やDIPファイナンスの出し手)を十分に保護
担保権者の目線が清算価値に向きがち (担保権実行によって事業が解体されやすい)	担保権者の目線が事業継続価値に向きやすい (事業者支援を通じて事業が継続できる)

事業成長担保権により実現が期待できる事業者のニーズ

- 資金繰り等の支援を安定的に受けられる金融機関の確保（新たな形のメインバンクの明確化）
- ベンチャー企業や再生企業などへの相対的にリスクの高い融資
- 経営者保証に過度に依存しない融資

地域企業経営人材マッチング促進事業について

(別紙4)



- 令和2年度第3次補正予算で、経営人材を新たに採用した地域企業への補助など、約30.6億円を計上

※ 大企業：資本金10億円以上 又は 常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人

※ 中堅・中小企業：資本金の額又は出資の総額が10億円未満、かつ、常時使用する従業員の数が10人以上2,000人以下の法人

事業者支援ノウハウ共有の取組み

- 地域の関係者（金融機関、保証協会等）が連携して円滑に事業者支援を進めていくよう、**金融機関の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有する等の取組みを支援**

金融機関・信用保証協会の職員同士で事業者支援のノウハウを共有するためのサイトを創設

- **3か月間のトライアル期間**を経て、**2021年4月から本格稼働**（同5月末時点で131機関311名の登録）
- 地域・業態・組織を超えた意見交換が行われており、今後も段階的に参加者を増やしていく

事業者支援ノウハウ共有サイト意見交換の様子（イメージ）

NEW コロナ禍における売り上げ回復のポイントを教えてください。

飲食店や小売業、卸売業など売上高の回復が急務となっている事業者に対して、販路開拓などの有効なノウハウがあれば、おしえてください。小規模事業者の場合には、ネット通販などで新たな販路が拡大できるものなのでしょうか。 [全文を表示する>](#)

2021-04-21 15:53:48 中国地区 信用保証協会

経営改善・事業再生の手帳 本業支援 コストの見直し 公的支援・補助金

参考になった 0件 もっと知りたい 1件 コメント 1件

売上高回復については、誰にでも効く特効薬はないと思います。まずは市場やニーズを細分化して、適切なターゲットを選定することかと思います。飲食業なら、既存客に対する単価や来店頻度をアップについて、具体的に検討してはどうでしょう。

参考になった 1件 東海地区 地域銀行

各地域内における事業者支援ノウハウ共有の後押し

- 栃木県をはじめ、いくつかの地域で、事業者支援に従事する金融機関等の職員が、テーマ別に、実務家講師と実践的なノウハウ・知見について議論する勉強会が開催されている

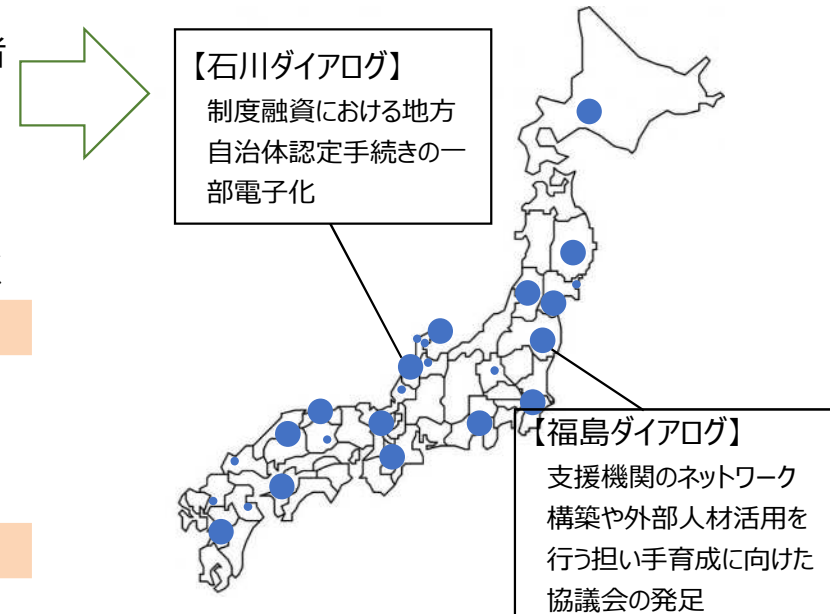
地域の課題を共有し、解決に向けた「地域課題解決支援室・チーム」による取り組み

- 地域課題解決支援チームは、政策オープンラボ（職員の自主的な政策提案の枠組み）の活動から始まり、こうした活動を支えるために「地域課題解決支援室」を設置
- 地域課題の解決に問題意識を持つ有志の職員が、地域の関係者とともに議論を重ね、具体的な解決策の実現を後押し

地域課題の解決支援のイメージ

- ① 官民金の有志が集う「ちいきん会」等での交流によりネットワークを形成
- ② ネットワークを通じて寄せられた課題について、地域の関係者とともに具体的な解決方法を考える場である「ダイアログ」で議論
- ③ 議論で生まれた解決策を地域の関係者とともに提言、実現に向けた伴走支援を行う
- ④ 各自治体による持続的な取り組み（自走化）につなげていく

ダイアログの実施



霞が関ダイアログ

- 各省庁の担当者の協力を得て、それぞれの施策を地域の関係者に発信し、意見交換
- 2021年5月までに計5回開催。

金融庁と環境省の連携チーム

- 2021年3月、課題解決を通じた地域経済活性化を目指して協働する、金融庁と環境省の「連携チーム」が発足

令和2年11月30日
金 融 庁

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、これまで当庁から金融機関に対しては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、累次にわたり事業者の業況等についてきめ細かく実態を把握し、万全の対応を取るよう要請させていただいたところであり、金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、事業者の資金繰り支援に着実に取り組まれておられるところです。

一方、足元の景気は依然として厳しい状況にあるほか、新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoTo キャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う事業者への影響も懸念される所、金融機関におかれては、運転資金等の需要が高まる年末、更にはそれ以降の資金繰り支援に、引き続き全力を挙げて頂く必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の状況等も見極めながら、事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援など、ポストコロナの新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と付加価値の更なる向上に取り組むことも求められ、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されております。

今般、別添（写）のとおり、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末における金融の円滑化について、周知徹底の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記の周知徹底をお願いいたします。

記

- (1) 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoTo キャンペーンを含む各種支援策の変更などにより、宿泊・飲食サービスなどの事業者への影響が懸念される所、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、引き続き、関係機関とも連携しつつ、継続的に業況等の実態をきめ細かく把握し、新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更の迅速かつ柔軟な対応など、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善等が図られるよう積極的に支援（円滑な事業承継に向けた支援を含む）を行うこと。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経営のあり方については、事業再構築・再生・転換等を含めて、どのような選択肢が最適か、事業者としっかり対話を行い、実効的な支援策を積極的に講じていくこと。

(3) 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用が本年4月1日より開始したことを踏まえ、経営者保証に依存しない融資を一層浸透・定着させるため、事業者に対し、積極的に本ガイドライン及び特則の周知を行うとともに、事業者からの相談にもきめ細かく対応すること

(4) 10月30日に「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則が策定され、本年12月1日より適用が開始される所、当該特則の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主の相談に柔軟に対応すること。

また、近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、金融機関は、国民の経済活動を支援する金融機能の維持等のため、金融サービスを継続して提供してきたところ、今後も引き続き、業務の継続について適切な対応に努めること。

(6) 上記(1)から(5)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

令和2年11月30日
中小企業庁

金融庁監督局長

農林水産省経営局長

中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について

貴職におかれましては、これまでも各金融機関団体に対して、中小企業・小規模事業者向け資金の円滑な供給が図られるよう適切な対応を求めていただいていたところですが、年末の金融繁忙期が控えていること、さらに新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、民間金融機関が果たす役割の重要性に鑑み、改めて下記の点に努めることを各金融関係団体に周知徹底いただくよう、対応方よろしくお願いいたします。

記

- (1) 年末における中小企業・小規模事業者の資金繰り支援について、信用保証協会や他の金融機関との連携・協力を努めながら、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り、個々の実情に応じた柔軟かつきめ細かな対応を図るとともに、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。また、審査に当たっては、現下の財務状況や過去の貸出条件の変更等の事象のみで判断するのではなく、事業者の経営実態や特性を十分に踏まえた判断を行うこと。さらに、信用保証を活用しない融資についても、積極的にリスクテイクを行うなど、適切な対応を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などにより、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、事業者への親身な対応、新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施（適時適切な保証・担保徴求の弾力化含む）に加え、信用保証協会によるセーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること。また、

新型コロナウイルス感染症の影響による、新たな借入の据置期間が到来する場合も含め、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の既往債務の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること。

(3) 東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及びその他各地域における大雨や台風等の被災事業者並びに一時的な業況悪化により資金繰りに支障を生じている事業者に対しては、個別企業に応じた十分な対応に努めること。

(4) 貸出先の中小企業・小規模事業者等に対し、金融面からの支援に留まらず、コンサルティング機能を十分に発揮し、モニタリング等による状況把握や経営支援、財務アドバイスにより一層積極的に取り組んでいくこと。

その際、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業や早期経営改善計画策定支援事業、中小企業再生支援協議会等の施策を効果的に活用することを含め、信用保証協会による保証の有無にかかわらず、中小企業・小規模事業者の真の意味での経営改善や事業再生を徹底的に支援していくこと。

(5) 中小企業・小規模事業者に対する融資に当たっては、財務面だけでなく事業性を重視していくこと。個人保証や担保等に必要以上に依存することなく、借り手の事業内容に対して目利きを発揮して対応を行うこと。特に、「経営者保証に関するガイドライン」を積極的に活用し、個人保証に依存しない融資や既存の保証契約の見直し、保証債務の整理への対応を促進することで、創業や中小企業・小規模事業者等の思い切った事業展開、円滑な事業承継及び早期の事業再生などを後押ししていくこと。

金 融 庁
令和 2 年 12 月 8 日

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた
事業者支援の徹底等について（要請）

新型コロナウイルス感染症による我が国経済への影響等を踏まえ、本日（12月8日）、政府において「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を決定したことを受け、別添のとおり麻生金融担当大臣談話を公表したところです。

貴協会等におかれては、傘下金融機関において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や長期化の状況等を踏まえ、これまでの要請事項に加え、今般の経済対策に盛り込まれた、事業者等の資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等の施策を含めた別添の大臣談話の要請事項について了知いただき、さらなる支援等が促進されるよう、現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に対して周知・徹底方をよろしくお願いいたします。

(別添)

令和2年12月8日

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえた
事業者支援の徹底等について
(麻生金融担当大臣談話)

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、金融庁においては、これまで金融機関に対して、事業者等への迅速かつ円滑な資金繰り支援等が実施されるよう、累次にわたり要請してまいりました。金融機関におかれては、こうした要請等も踏まえ、事業者等への支援にこれまで着実に取り組んでいただき感謝申し上げます。

しかしながら、足下、感染症の拡大や長期化に伴い、経済活動の抑制等による事業者等への影響が懸念されますところ、事業者等に対する資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等の必要性が更に高まっていると考えております。

本日(12月8日)「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を決定し、民間金融機関による「実質無利子・無担保」融資制度の延長等の措置を講じることとしたことなどを踏まえ、金融機関における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項を重ねて要請いたします。

1. 民間金融機関による「実質無利子・無担保」融資制度の申請期限が来年3月に延長されることとなったことも踏まえ、年末・年度末を含め事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、事業者からの相談に丁寧に対応することに加え、返済猶予等の条件変更やプロパー融資、保証協会保証付き融資など様々な方策を組み合わせ、引き続き、事業者のニーズに合った支援を迅速かつ積極的に行っていくこと。

なお、条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前に正常先と認識していた事業者について、感染拡大前と同一の評価とすることを含め、金融庁は、引き続き金融機関の判断を尊重する。

2. 「実質無利子・無担保」融資制度に基づく融資を受けている事業者に対しては、その据置期間が終了するまでの期間において、継続的な業況把握を通じて返済能力の変化を適時適切に捉えるとともに、十分な本業支援を通じ、返済に支障を来さないよう、きめ細やかな対応を継続的に行うこと。

3. 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、資金繰りだけでは収まらない課題に直面する事業者に対し、経営改善や事業再生、事業転換支援等の取組を進めていくため、事業者としっかりと対話を行い、地域経済活性化支援機構等が出資するファンドや、日本政策金融公庫等が提供する資本金劣後ローンも活用しつつ、迅速かつ実効的な支援策を講じること。

4. 事業者支援に当たっては、地方自治体、信用保証協会、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等の政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、税理士等の地域の関係機関と緊密に連携するとともに、事業者支援のノウハウや知見を金融機関の現場職員の間で共有することにより、実効的に支援を進めていくこと。
5. 「経営者保証に関するガイドライン」及び、事業承継時の保証の二重徴求を原則禁止した同ガイドラインの特則の積極的な周知を行うとともに、金融庁が公表している新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等の指標群（KPI）や同ガイドラインの活用に係る各金融機関の取組事例も参考にしながら、経営者保証に依存しない融資に一層取り組むこと。
6. 大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材の確保を後押しするため、経営陣の適切な関与のもと、地域経済活性化支援機構に整備する人材リストの活用を進めるとともに、地域企業の経営課題や人材ニーズの調査・分析を踏まえた人材マッチングサービスの提供等に積極的に取り組むこと。
7. 12月のボーナス返済を設定している顧客からの返済猶予等の相談が寄せられることなども踏まえ、引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
8. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者を支援対象に追加した「自然災害債務整理ガイドラインの特則」について、同特則の個人債務者への積極的な周知や丁寧な相談対応に加え、同特則の運用に際し、自由財産の拡張や債務整理の対象債務についても、個人債務者の生活や事業の再建のため、可能な限り柔軟な支援に努めること。
9. 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、政府において、マイナンバーカードの普及に取り組んでいることを踏まえ、各金融機関において、その普及に協力すること。

新型コロナウイルス感染症への対応において、今まさに、金融機関の取組みの真価が問われる局面であります。要請内容は多岐にわたり恐縮ですが、いずれも必要なものばかりです。引き続き、我々も金融機関とともに、事業者等の実情に応じた適切な支援がなされるよう、取り組んでまいります。

民間金融機関^(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	2019年度		2020年度	
	2019年4月-9月	2019年10月-2020年3月	2020年4月-9月	2020年10月-2021年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	345,407	340,622	575,587	425,212
② 経営者保証の代替的な融資手法 ^(※2) を活用した件数	612	650	707	448
③ 保証契約を解除した件数 ^(※3)	32,332	35,872	41,427	38,648
④ 合計【④ = ①+②+③】	378,351	377,144	617,721	465,429
⑤ 保証金額を減額した件数	4,603	5,294	4,343	5,315
⑥ メイン行 ^(※4) としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	73	221	133	115
⑦ 新規融資件数	1,610,081	1,586,446	2,163,402	1,522,080
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	21.5%	21.5%	26.6%	28.0%
		21.5%		27.2%
【代表者の交代時における対応】				
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,891 (10.4%)	2,703 (10.2%)	3,162 (11.6%)	2,632 (9.7%)
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	11,024 (39.7%)	11,878 (44.8%)	12,756 (46.7%)	13,262 (48.9%)
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	9,736 (35.0%)	8,713 (32.9%)	9,986 (36.6%)	9,973 (36.8%)
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	4,128 (14.9%)	3,208 (12.1%)	1,413 (5.2%)	1,237 (4.6%)

※1 「民間金融機関」とは、主銀行等9行、その他銀行22行、地域銀行101行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合46組合(全国信用組合連合会を含む)の合計533機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

※4 「代表者の交代時における対応」とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。

**事業承継時に焦点を当てた
「経営者保証に関するガイドライン」の特則の
適用開始等を受けた取組状況に関する
アンケート調査の結果について**



令和3年6月
金融庁

目次

【調査の目的】

- ・ 令和2年4月から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（以下、特則）の適用が開始されたほか、令和2年10月には、金融庁ウェブサイトにおいて、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の一覧を公表
- ・ これらを受けた各金融機関の態勢整備等の状況を確認するため、当アンケート調査を実施

【調査概要】

実施時期 | 令和2年12月

対象金融機関 | 510金融機関（主要行9行、地域銀行102行（埼玉りそな含む）、信用金庫254庫、信用組合145組合）

質問内容 | 事業承継時に前経営者・後継者の双方から二重に保証を求めることに関する自行（庫・組合）の方針など

調査の目的及び調査概要

P 1

I. アンケート調査の結果を受けた考察

1. 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

- ・ 事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約 P 4－6
- ・ 事業承継時における前経営者との保証契約（第三者保証） P 7
- ・ 経営者保証ガイドラインの周知・債務者への説明内容 P 8－9
- ・ 内部規程等による手続の整備 P 10

2. 主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」等

- ・ 「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定・自主公表 P 12
- ・ 根保証契約の締結 P 13

II. アンケート調査の結果を踏まえ引き続き議論していくべき内容等

P 15

参考資料

P17－20

< 記載上の留意事項 >

- ・ 別に公表している集計結果とは設問の順序が必ずしも一致しない
- ・ 各問の選択肢の記号は、別に公表している集計結果の選択肢の記号とは異なる
- ・ グラフの構成比は、小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

1. アンケート調査の結果を受けた考察

1. 事業承継時に焦点を当てた 「経営者保証に関するガイドライン」の特則

事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約（1）

【1.】事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用が開始され、特則では、原則、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めること（以下「二重徴求」という。）は行わないこととし、例外的に二重徴求を許容する事例として4つの事例を列挙しているところ（特則第2項（1）①～④）、自行（庫・組合）の方針について、該当するものを選択してください（集計結果 問6）



■ 特則の適用開始を受けて、新たに、原則、二重徴求は行わない方針とした

■ 特則の適用開始以前から、原則、二重徴求は行わない方針としており、特則を踏まえ、引き続き、原則、二重徴求は行わない方針としている

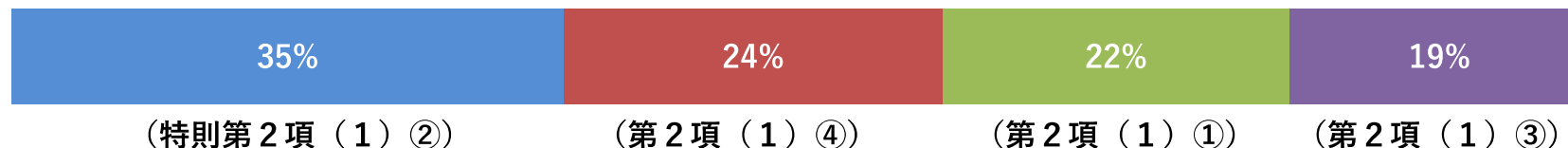
■ その他※

※ 職域の信用組合であり事業性融資の実績がない金融機関、二重徴求の実績がない金融機関 など

約9割の金融機関において、原則、二重徴求は行わない方針としており、既にほとんどの金融機関において、原則として二重徴求を行わない方針が徹底されていることが窺われる

事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約（2）

【2.】 2020年度上期（4-9月）において、事業承継時に二重徴求している事例につき、内訳をご教示ください
（集計結果 問7）



(特則第2項(1)②)

前経営者が引退等により経営権・支配権を有しなくなり、特則第2項(2)に基づいて後継者に経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合において、前経営者に対する保証を解除することが著しく公平性を欠くことを理由として、後継者が前経営者の保証を解除しないことを求めている場合※

※ 法人から前経営者に対する多額の貸付金等の債権が残存しており、当該債権が返済されない場合に法人の債務返済能力を著しく毀損する場合 など

(特則第2項(1)④)

前経営者・後継者の双方から、専ら自らの事情により保証提供の申し出があり、特則上の二重徴求の取扱いを十分説明したものの、申し出の意向が変わらない場合

(特則第2項(1)①)

事務手続完了後に前経営者の保証解除が予定されている中で、一時的に二重徴求となる場合※

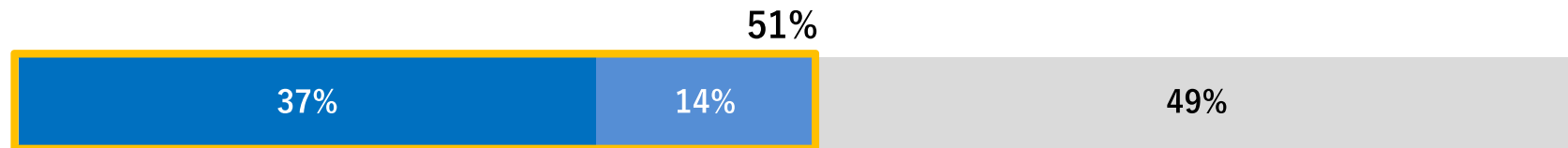
※ 前経営者が死亡し、相続確定までの間、亡くなった前経営者の保証を解除せずに後継者から保証を求める場合 など

(特則第2項(1)③)

金融支援を実施している先、又は返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者への多額の資産等の移転が行われているなどの特段の理由により、当初見込んでいた経営者保証の効果が損なわれるため、前経営者・後継者の双方からの保証を求めなければ金融支援を継続することが困難となる場合

事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約（3）

【3.】前ページの4つの例外事例に該当し、二重徴求となった場合（特則適用開始前より二重徴求となっている場合を含む）、その状態が継続しないよう適切に管理・見直しを行うため、どのような体制整備・取組を行っていますか（集計結果 問8）



- 本部が関与する定期的な事後フォローの体制を整備している
- 本部関与はないが、管理・見直しの体制を整備している
- 管理・見直しの体制整備は講じていない

二重徴求となった場合に、管理・見直しの体制を整備している金融機関が半数に上る一方で、管理・見直し体制が整備されていない金融機関が半数見られ、こうした金融機関については、各金融機関の実情に応じた体制整備が求められる

事業承継時における前経営者との保証契約（第三者保証）

【4.】2020年4月1日施行の改正民法では、第三者保証の利用が制限されましたが（注）、第三者保証に該当する可能性のある経営権・支配権のない前経営者との保証契約について、どのような対応を取っていますか（集計結果 問9）

（注） 第三者保証に関し、公証人による保証意思確認の手續が新設された。なお、保証人になろうとする者が、主債務者である法人の理事、取締役、執行役や、議決権の過半数を有する株主等である場合には、当該手續は不要とされている。



■ 第三者保証に該当する可能性のある前経営者との保証契約は解除

■ 第三者保証に該当する可能性のある前経営者であっても、一定の要件に該当する場合、改正民法に則って保証を徴求※

※ 形式上第三者となっても社内に残り影響力が大きい場合や、前経営者から法人への貸付金等、個人との貸借が多額で影響力が大きい場合 など

改正民法の施行後も、**3割の金融機関**においては、一定の明確な要件や条件の下で、改正民法に則って第三者保証に該当する可能性のある**前経営者から保証を徴求**することがあるとしている

経営者保証ガイドラインの周知・債務者への説明内容（1）

【5.】事業承継時等の契約変更・更新や、（事業承継時に限らず）新規融資において、保証を徴求する際の債務者及び保証人への説明に関し、該当するものを選択してください（事業承継時については、前経営者のみ又は後継者のみから保証を徴求する場合を含む）（集計結果 問3）

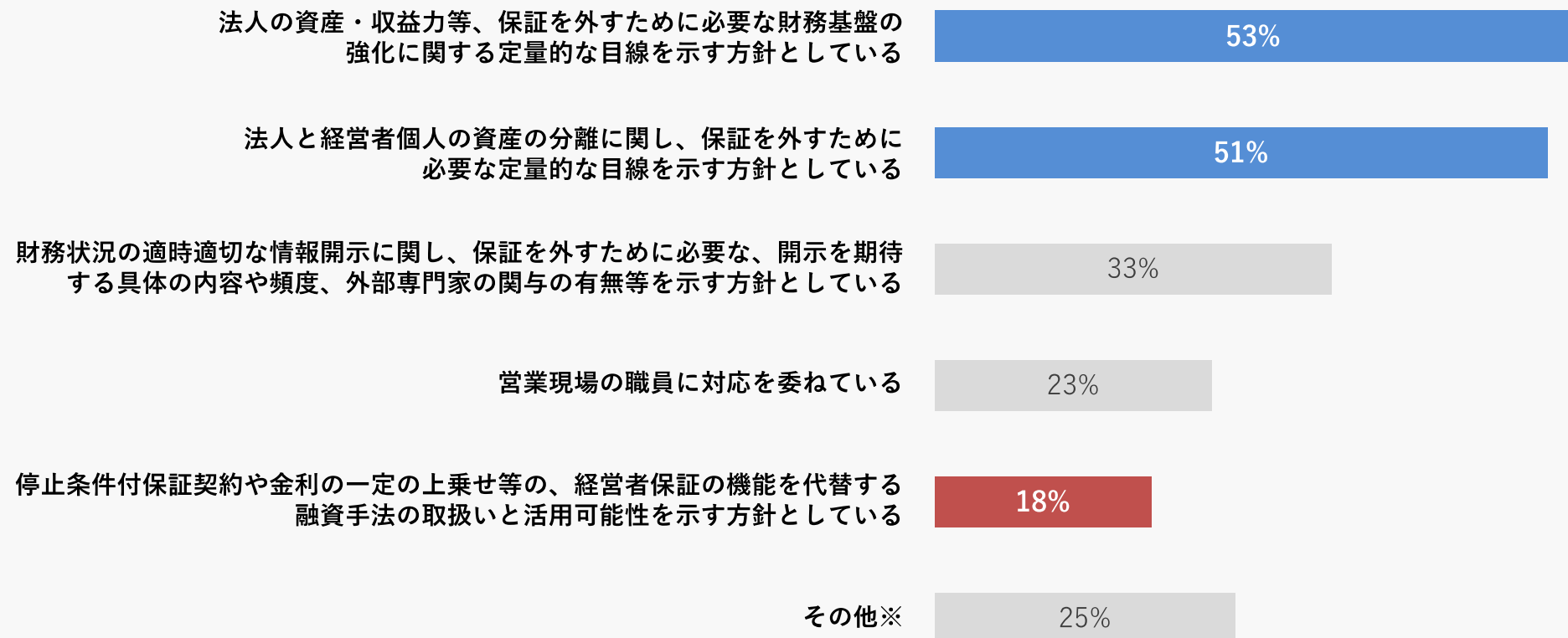


- 常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- 根保証契約（保証限度額を定めた保証契約）の更新時以外、常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- 顧客から問われた際に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- 保証契約が必要である理由について説明を行う方針としている
- 営業現場の職員に対応を委ねている
- その他※
※ 保証人別に最初の保証契約を行う際に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている など

7割超の金融機関が、「常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている」と回答しているところ、他の金融機関においても、債務者等への丁寧な対応が求められる

経営者保証ガイドラインの周知・債務者への説明内容（2）

【6.】前ページの経営者保証ガイドラインの説明に関連し、保証を徴求する際の債務者及び保証人に対する説明内容について該当するものを選択してください（集計結果 問4）



※ 経営者保証に関する自行（庫・組合）の説明書や業界団体のパンフレットを交付している
一律に定量的な目線を示すのではなく、個々の事業者の実態に合わせた説明を行っている など

5割超の金融機関が、経営者保証を外すための「財務基盤の強化や法人と個人の資産の分離」に関する定量的な目線を示す方針としているなど、債務者等への具体的な説明を行うこととしている

また、経営者保証の機能を代替する融資手法の取扱いと活用可能性を示す方針としている金融機関は2割に満たず、**代替手法の活用・浸透を課題に挙げる金融機関もあった**

内部規程等による手続の整備

【7.】特則では、特則第2項（1）から（4）に沿った対応ができるよう、社内規程やマニュアル等を整備し、職員に対して周知することが求められているところ（第2項（5））、営業現場の職員等に対してどのように周知を行いましたか（集計結果 問10）

マニュアル・チェックシートを制定の上、すべての新規融資や保証条件の見直しに関し、当チェックシートを用いて稟議決裁を行うフローとしている

51%

研修・説明会の開催

46%

二重徴求を行うことが前提になる事業承継時の契約変更について、本部が事前に適切性を確認する

34%

二重徴求が許容されない具体の事例などを営業店に展開している

22%

本部においてチェックシートの使用状況に関し、定期的に事後の点検を行う

13%

特に周知は行っていない

5%

その他※

18%

※ 二重徴求となる場合は本部決裁事項とした
新型コロナウイルス感染防止の観点から、担当職員に個別周知を行った など

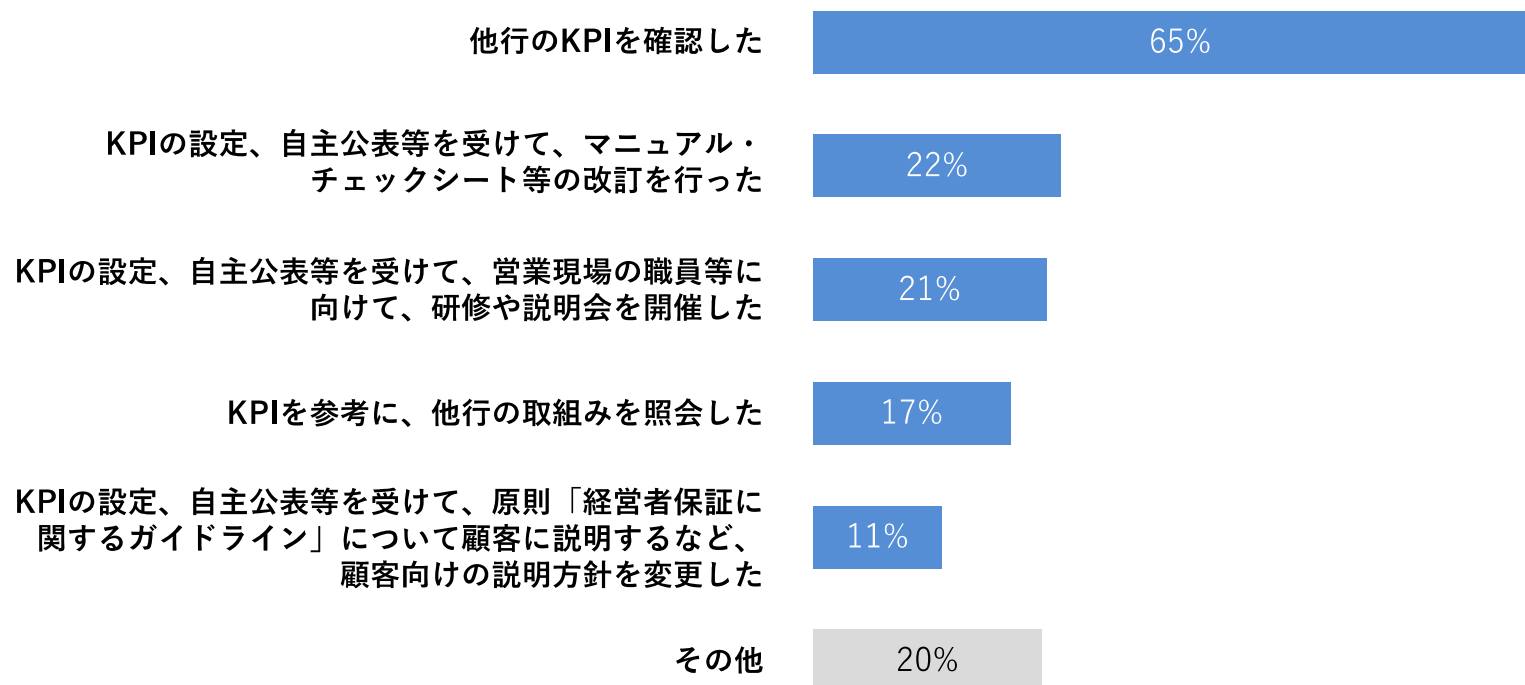
5割超の金融機関がマニュアルやチェックシートを制定の上、活用する態勢を整備しているとするなど、営業現場への周知が進められていることが窺われるところ、他の金融機関においても、こうした結果も参考に、特則の現場への徹底が図られることが期待される

2. 主要行等及び地域銀行の「金融仲介の 取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」等

「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定・自主公表

【8.】「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定、自主公表等（注）の中で、自行（庫・組合）の取組みや態勢整備の状況等にどのような変化がありましたか（集計結果 問1）

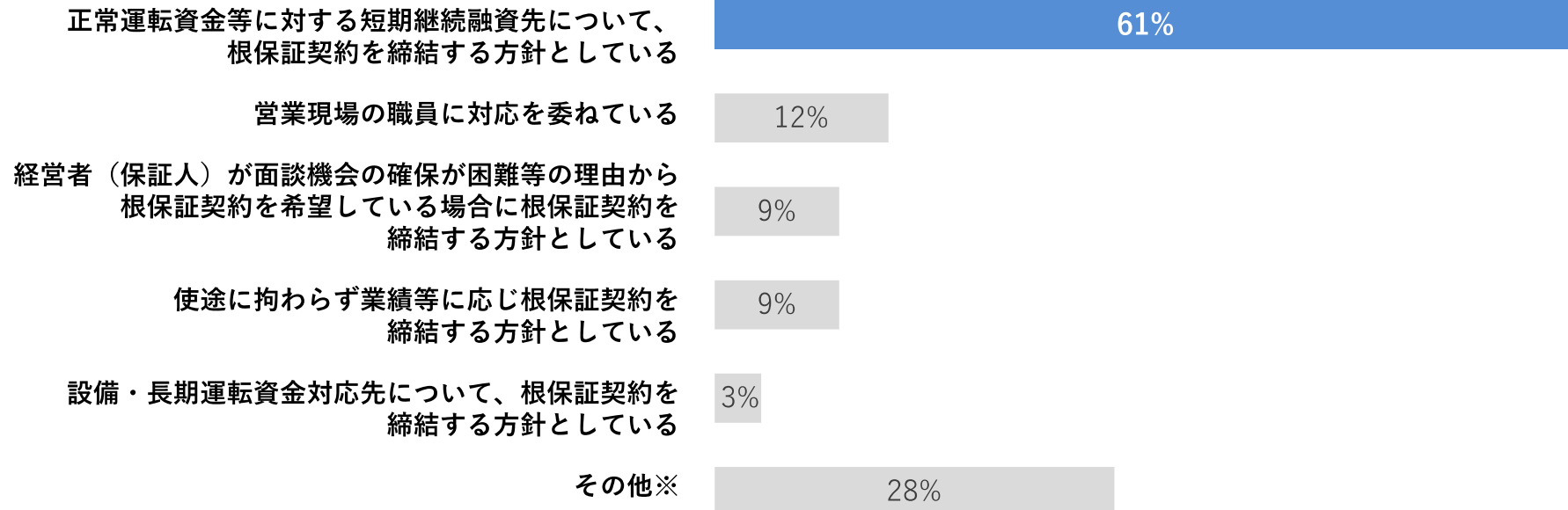
（注）金融庁では、金融機関の取組みの「見える化」を促す観点から、令和元年9月、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」等を「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として設定し、主要行等・地域銀行に対し、令和元年度下期以降の実績の自主公表を求めている。更に、令和2年10月以降、金融庁HPにおいて、当該実績を一覧で公表。



KPIの設定や自主公表を受けた取組内容等については、「マニュアル・チェックシート等の改訂を行った」（2割）、「顧客向けの説明方針を変更した」（1割）といった、具体的な行動に繋がっている金融機関が一定数見られたところ、今後、更なる広がり期待される

根保証契約の締結

【9.】どのようなケースで、（個別保証契約（融資金それぞれに対する保証契約）ではなく）根保証契約を締結するか、該当するものを選択してください（集計結果 問5）



※ 手形貸付や手形割引先に対して、科目を限定して根保証契約を締結している根保証契約はなく、すべて個別契約で対応している など

金融機関が、融資の種類に応じて根保証を徴求していることが窺われる

また、「根保証契約の期間を概ね1年として取り扱っている」、「当座貸越契約（短期運転資金、1年毎の更新が多い）では、根保証契約を締結しているが、法人の業績等に応じて条件を見直している」といった金融機関が見受けられた

II. アンケート調査の結果を踏まえ引き続き 議論していくべき内容等

- ◆ 金融庁では、令和元年9月に「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、無保証融資割合・事業承継時の二重徴求割合等を設定の上、主要行等及び地域銀行に対して、当該KPIの自主公表を求めてきたほか、令和2年4月には、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則が適用開始となったところ。
- ◆ 経営者保証ガイドラインの適用開始から7年が経過する中、経営者保証に依存しない融資等の取組については、半期毎の活用実績や当該KPIを通じ、総体として改善が図られている状況が見受けられる。一方、今回のアンケート結果等では、個々の金融機関における取組に一定のばらつきがあることが改めて確認された。
- ◆ 例えば、今回のアンケート結果では、顧客に対し、経営者保証ガイドラインの説明を徹底することは元より、経営者保証を外すための具体的な目線を示す、代替手法の活用可能性を示すなど、より踏み込んだ対応方針を取っている金融機関が相当程度確認された。また、前経営者・後継者からの二重徴求等についても、本部の関与の有無等、組織的な体制整備の状況に違いが見受けられるほか、KPIの設定、自主公表等を踏まえた対応状況にも差異が窺われた。
- ◆ 金融機関におかれては、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に向け、今回のアンケート結果や、必要に応じて他の金融機関の対応も参考としながら、各金融機関の顧客基盤、特色、経営戦略等に応じた更なる取組を期待したい。
- ◆ 金融庁としても、今回のアンケート結果等を踏まえ、個別の金融機関の取組状況等をフォローするほか、引き続き、組織的な取組み事例の収集・公表等を通じ、金融機関における経営者保証に依存しない融資等の一層の促進を後押ししてまいりたい。

参考資料

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

I. 経営者保証の準則

- 「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、主たる債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。

II. 保証契約時の対応

- 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
 - ①法人と経営者の関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示等
- ⇒ 債権者は、保証を求めない可能性や代替的な融資手法を活用する可能性を検討
やむを得ず保証契約を締結する場合、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明するとともに、適切な保証金額の設定に努める
- 既存の保証契約の見直しの申入時にも、上記に即して適切に対応
 - ⇒ 特に事業承継時には、債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、保証契約の必要性等を改めて検討するとともに、前経営者の保証契約の解除についても適切に判断

III. 保証債務の整理手続

- 一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容
- 残存資産の範囲の決定に際しては、破産手続における自由財産に加え、回収見込額の増加額を上限として、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
 - ⇒ ガイドラインに基づき債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告・登録しない

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

特則策定の背景・目的

- ・ 後継者候補が経営者保証を理由に事業承継を拒否する場合があります、地域経済の持続的発展に支障をきたす可能性
- ・ 経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、円滑な事業承継を促す観点から、**事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」^(※)の特則を策定し(令和元年12月24日公表)、令和2年4月から運用開始**

(※)「経営者保証ガイドライン」とは、一定の要件(①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保)を満たす場合には、経営者保証を取らないことを基本とするなど、金融機関が過度に保証に依存せず融資等を行うよう定めた指針(全銀協・日本商工会議所が平成25年12月に共同策定)

特則の概要

- ・ 前経営者、後継者双方からの二重徴求
事業承継時の前経営者・後継者双方からの二重徴求を原則禁止。例外的に真に必要な場合^(※)を限定列挙し、拡大解釈による安易な二重徴求が行われないようにする

(※)条件変更先や元金等の返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者に多額の資産移転等が行われているなどの理由により、二重に保証を徴求しなければ当初の経営者保証の効果が大きく損なわれる場合 等

- ・ 後継者からの保証
後継者に対し保証を求めることで事業承継が頓挫する可能性等も考慮し、ガイドラインの要件を満たしていない場合でも、**事業承継計画の内容等^(※)をもとに、後継者から保証を求めないこととできないか柔軟に検討**。やむを得ず保証を求める場合でも、後継者の負担が最小限にならないか検討

(※)金融機関に対する報告義務等が履行されなかった場合に保証債務の効力が発生する、保証契約の代替的な融資手法の活用 等

「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」(経営者保証なし融資の実績等)

- ・ **令和元年度下期以降、銀行が半年毎に自主公表**
- ・ 金融庁HPにおいて、各行の実績をとりまとめ公表

金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)

- 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)は、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日公表)を踏まえ、
 - ・ 金融機関の取組みの「見える化」を推進し、
 - ・ 担保・保証に過度に依存せず、中小企業・小規模事業者の事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分に取り組んでもらうために設定。(令和元年9月公表)
- 令和元年度下期以降の計数より、銀行(主要行等(※)・地域銀行)が半年毎に自主公表。
 (※)みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行
- 金融庁HP(※)においても、各行が自主公表した実績を集約の上、公表。
 (※)金融庁HPリンク(主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」一覧及び公表状況(令和3年3月29日))
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20210329/20210329.html>

【公表イメージ(抜粋)】

銀行名	指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	指標2. 事業承継時における保証徴求割合(4類型)				銀行が公表を行ったウェブページアドレス(URL)
	(①+②+③+④)/⑤	新旧両経営者から保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新経営者のみから保証徴求	経営者からの保証徴求なし	
		⑥/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑦/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑧/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑨/(⑥+⑦+⑧+⑨)	
北海道銀行	47.3%	0.0%	71.3%	9.2%	19.5%	https://www.hokkaidobank.co.jp/keieishahosyo/index.html
北洋銀行	31.6%	0.0%	18.9%	60.6%	20.6%	https://www.hokuyobank.co.jp/announcement/pdf/20201113_072006.pdf
.....

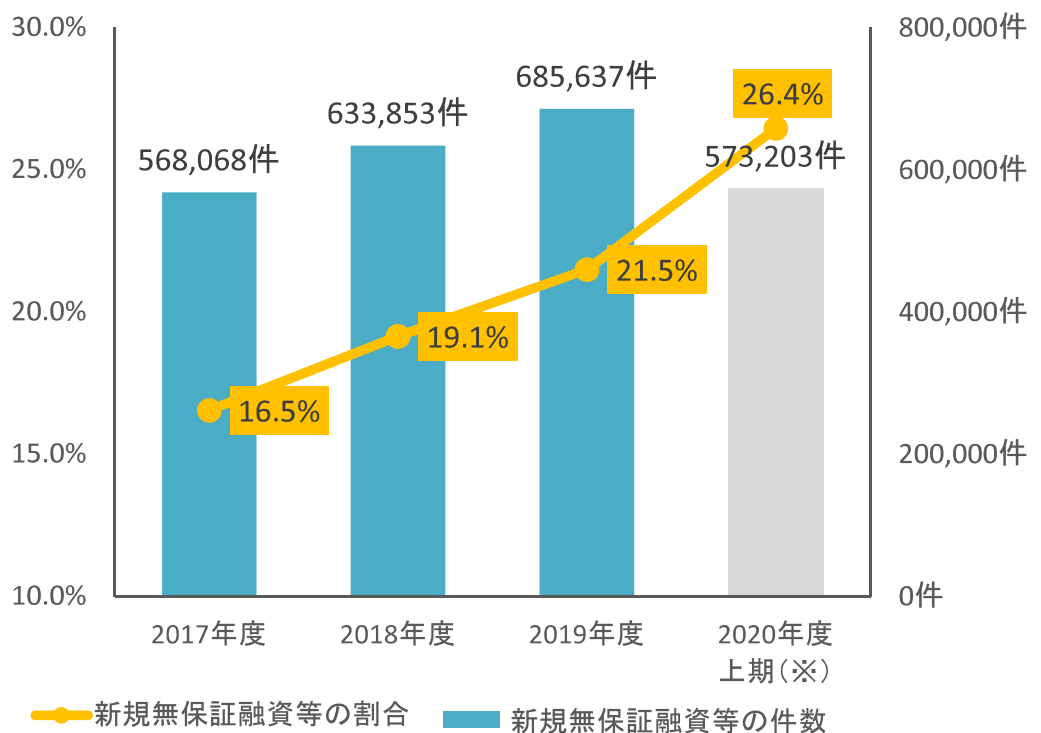
「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

経営者保証ガイドライン活用実績

- ◆ 2020年度上期の「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合については、**民間金融機関全体では約26.4%と、前年度比約4.9%上昇**（グラフ1.）
- ◆ 代表者の交代時（事業承継時）の対応状況については、特に**前経営者・後継者から二重で個人保証を徴求している割合が約5.1%と、前年度比約8.0%低下**（グラフ2.）

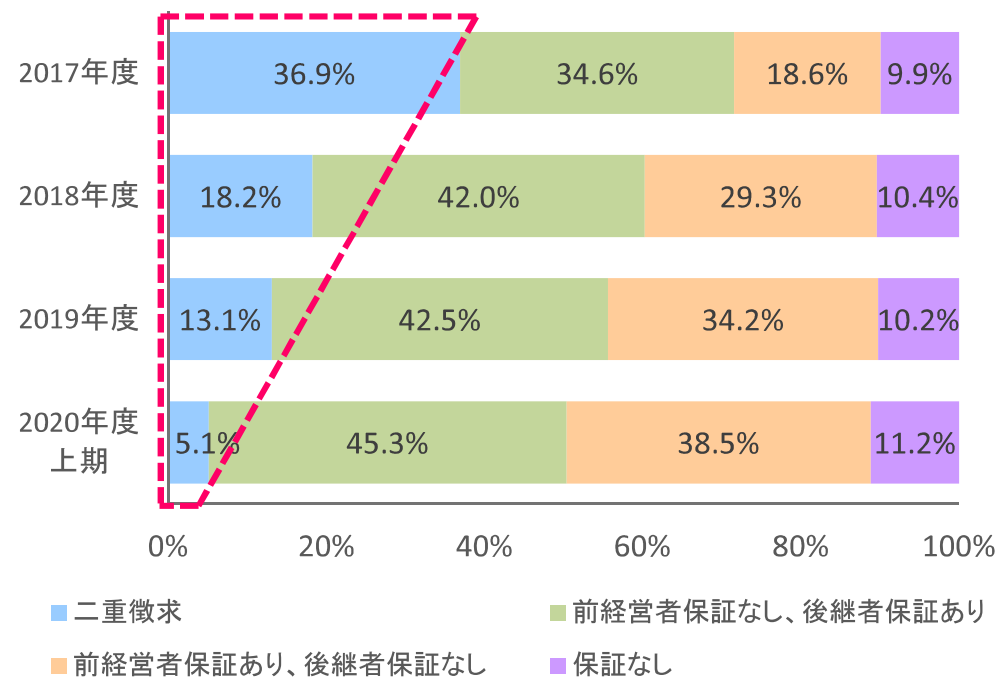
グラフ1.

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合の推移



（資料）金融庁

グラフ2. 事業承継時の保証徴求割合の推移



（注）上記は前経営者が保証を提供している先における代表者交代手続きが行われた場合の件数割合を記載

（資料）金融庁

金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI)
令和2年度上期(4月～9月)

主要行等

令和3年3月現在

銀行名	指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 (①+②+③+④)/⑤	指標2. 事業承継時における保証徴求割合(4類型)				銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス(URL)
		新旧両経営者から保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新経営者のみから保証徴求	経営者からの保証徴求なし	
		⑥/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑦/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑧/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑨/(⑥+⑦+⑧+⑨)	
みずほ銀行	37.4%	9.1%	60.6%	18.1%	12.2%	https://www.mizuho-bank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf
三菱UFJ銀行	44.9%	11.6%	46.9%	26.0%	15.5%	https://www.bk.mufg.jp/houjin/info/pdf/keieishahosho_guideLine.pdf
三井住友銀行	44.2%	5.3%	35.4%	53.6%	5.7%	https://www.zemfco.co.jp/keieisha_hosyo/resources/pdf/keieisha_hosyo_guideLine02.pdf
りそな銀行	35.4%	2.6%	33.2%	53.2%	10.9%	https://www.resonabank.co.jp/houjin/keieisya_hosyo/
三菱UFJ信託銀行	100.0%	-	-	-	-	https://www.tr.mufg.jp/ippan/soudan/pdf/201130.pdf
みずほ信託銀行	59.9%	-	-	-	-	https://www.mizuho-tr.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/guideline_tokaiem.pdf
三井住友信託銀行	75.3%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	https://www.smtb.jp/others/facilitation/pdf/201127.pdf
新生銀行	90.6%	-	-	-	-	https://www.shinsei-bank.com/institutional/sites/pdf/keieisya_hosyo_guideLine.pdf
あおぞら銀行	95.4%	-	-	-	-	https://www.aozorabank.co.jp/houjin/jiqyou/hosyo/pdf/hosyo.pdf

(注1) 上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したもの。

なお、指標2において事業承継実績がない場合は「-」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。

(注2) 銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス(URL)は予告なく変更、削除されることがある。

金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI)
令和2年度上期(4月~9月)

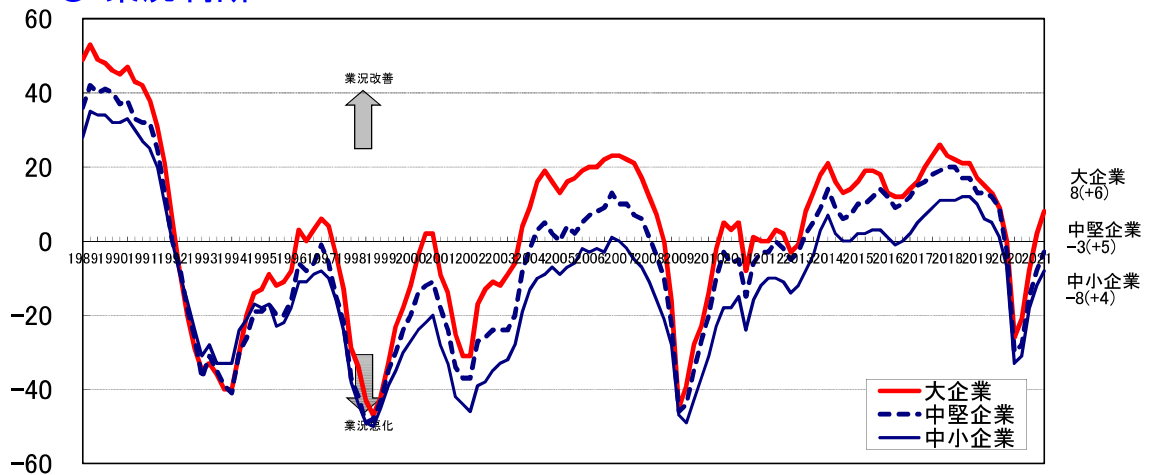
地域銀行

令和3年3月現在

銀行名	指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 (①+②+③+④)/⑤	指標2. 事業承継時における保証徴求割合(4類型)				銀行が公表を行ったウェブページアドレス (URL)
		新旧両経営者から保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新経営者のみから保証徴求	経営者からの保証徴求なし	
		⑥/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑦/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑧/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑨/(⑥+⑦+⑧+⑨)	
北海道銀行	47.3%	0.0%	71.3%	9.2%	19.5%	https://www.hokkaidobank.co.jp/keiishahosyo/index.html
北洋銀行	31.6%	0.0%	18.9%	60.6%	20.6%	https://www.hokuryobank.co.jp/announcement/cdf/20201114_072006.pdf
青森銀行	32.6%	1.4%	55.6%	37.3%	5.6%	https://www.aomori-bank.jp/content/ir/report/2020syosyo_saijishu/pdf/202009_kpi.pdf
みちのく銀行	28.4%	5.4%	46.5%	43.4%	4.7%	https://www.michinokubank.co.jp/about/company/pdf/kpi_202009.pdf
若手銀行	49.0%	1.5%	8.3%	77.3%	12.9%	https://www.watebank.co.jp/company/pdf/20210129_kpi.pdf
東北銀行	31.3%	4.1%	36.5%	41.9%	17.6%	https://www.tohoku-chankyo.co.jp/quarterly/2020/kyuukyukai_202009.pdf
北日本銀行	42.0%	0.0%	6.9%	82.8%	10.3%	https://www.kitaipn.co.jp/company/information/management_guideline/
七十七銀行	29.5%	2.5%	0.8%	67.2%	29.5%	https://www.77bank.co.jp/pdf/soudan/guideline_kogyo.pdf
仙台銀行	43.7%	2.3%	37.1%	51.7%	9.0%	https://www.cmcchiba.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/202009/202009_009_ni4.pdf
秋田銀行	44.1%	0.0%	32.9%	51.8%	15.3%	https://www.akita-bank.co.jp/keiei_hosyo_guideline/
北都銀行	37.5%	9.7%	33.9%	42.7%	13.7%	https://www.hokutobank.co.jp/news/pdf/2020_1_guideline.pdf
荘内銀行	28.0%	11.5%	43.4%	38.1%	7.1%	https://www.chonin.co.jp/information/disclosure_duty/mn_guideline_202001.pdf
山形銀行	24.6%	5.0%	0.0%	86.7%	8.3%	http://www.yamagatabank.co.jp/release/pdf/1625.pdf
さくらや銀行	27.7%	0.0%	18.0%	54.0%	28.0%	https://www.sakurayabank.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/202009/202009_009_ni4.pdf
東邦銀行	17.2%	0.0%	28.6%	69.3%	2.1%	http://www.tohobank.co.jp/pdf/kinyu_28.pdf
福島銀行	16.3%	16.1%	39.5%	42.0%	2.5%	https://www.fukushimabank.co.jp/keiishahosyo/ima/KPI.pdf
大東銀行	23.0%	1.3%	75.3%	13.0%	10.4%	https://www.daitobank.co.jp/investor/csr/pdf/R03-shihyo-0121.pdf
常陽銀行	41.0%	5.5%	44.5%	40.8%	9.3%	https://www.hyobank.co.jp/relationshp/pdf/kpi_202009.pdf
筑波銀行	27.5%	0.0%	67.9%	30.6%	1.5%	https://www.tsukubabank.co.jp/efforts/
足利銀行	30.7%	2.3%	63.9%	31.0%	2.9%	https://www.ashibank.co.jp/ir/library/disclosure/mn_guideline_202009.pdf
栃木銀行	22.7%	2.9%	41.4%	31.4%	24.3%	https://www.tochigibank.co.jp/common/pdf/dat07.pdf
群馬銀行	26.3%	0.5%	51.5%	43.6%	4.4%	https://www.gunmagbank.co.jp/about/csr/chiiki/kyokyo/pdf/kyokyo35.pdf
東和銀行	31.3%	6.7%	6.7%	53.3%	33.3%	https://www.towabank.co.jp/whatsnew/20210127.pdf
埼玉りそな銀行	28.5%	0.9%	38.3%	41.1%	19.6%	https://www.saitamaresona.co.jp/hoin/keiisha_hosyo/index.html
武蔵野銀行	29.9%	1.0%	22.2%	66.7%	10.1%	https://www.museishinbank.co.jp/company/keiei_guide.html
千葉銀行	28.2%	0.4%	47.7%	44.4%	7.5%	https://www.chiba-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
千葉興業銀行	20.4%	2.0%	63.6%	26.3%	8.1%	https://www.chiba-kyogyo-bank.co.jp/pdf/2020shihyo/202009term1/1.pdf
京葉銀行	26.3%	2.2%	13.8%	71.0%	13.0%	https://www.keiyobank.co.jp/enkatsuka/pdf/enkatsu9.pdf
きらぼし銀行	26.5%	0.9%	35.7%	57.4%	6.0%	https://www.kiraboshibank.co.jp/hoin/guidelines.pdf
東日本銀行	13.4%	5.6%	36.8%	51.4%	6.3%	https://www.hiashi-nipponbank.co.jp/about/contribution6.html
東京スター銀行	87.2%	-	-	-	-	https://www.tokyo-starbank.co.jp/hoin/topics/pdf/210112.pdf
横浜銀行	33.8%	3.4%	61.5%	30.0%	5.1%	https://www.yokohama-bank.co.jp/customer/keiishahosyo.html
笹川銀行	11.6%	0.0%	0.0%	81.3%	18.8%	https://www.sagawabank.co.jp/pdf/keiisho_guide/mn.pdf
第四銀行	29.2%	7.7%	40.4%	48.7%	3.2%	https://www.dai-4.co.jp/company/csr/pdf/daishi_keiishahosyo.pdf
北越銀行	26.8%	0.0%	2.7%	70.3%	27.0%	https://www.hokuriku.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
大光銀行	28.5%	5.1%	9.0%	80.8%	5.1%	https://www.taikobank.jp/guidelines/
山梨中央銀行	31.1%	0.0%	40.2%	55.4%	4.4%	https://www.yamanashi-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
八十二銀行	36.9%	8.9%	39.3%	50.1%	1.6%	https://www.82bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
長野銀行	25.9%	0.0%	36.8%	55.3%	7.9%	https://www.naganobank.co.jp/uploaded/attachment/6508.pdf
北陸銀行	26.7%	0.9%	15.2%	58.5%	25.4%	https://www.hokuriku.co.jp/guide/financial_transaction/keiishahosyo.html
富山銀行	24.1%	4.6%	9.1%	70.5%	15.9%	https://www.toyamabank.co.jp/pages/kabanushi/kpi.pdf
富山第一銀行	29.4%	0.0%	2.3%	81.4%	16.3%	https://www.first-bank.co.jp/info/detail?id=1494
北國銀行	73.4%	7.6%	0.0%	9.0%	83.4%	https://www.hokkaidobank.co.jp/company/fsm/pdf/20201217.pdf
福井銀行	30.1%	14.3%	31.9%	40.7%	13.2%	https://www.fukuibank.co.jp/press/2021/kyuukaikpi.pdf
福邦銀行	29.1%	5.7%	14.3%	54.3%	25.7%	https://www.fukubank.co.jp/web-bow/upload/news_release/202009KPI.pdf
大垣共済銀行	29.5%	0.0%	39.5%	43.3%	17.2%	https://www.ohtsuka.co.jp/assess/pdf/investor/disclosure/2020/202009-01-01-01.pdf
十六銀行	31.0%	2.6%	43.5%	45.0%	8.8%	https://www.juroku.co.jp/about/kyouken/16/KPI_2019-2020.pdf
静岡銀行	39.0%	2.9%	60.0%	28.4%	8.7%	https://www.shizuokabank.co.jp/pdf/202009_009_ni4.pdf
スルガ銀行	37.6%	0.0%	50.0%	12.5%	37.5%	https://www.surugabank.co.jp/sustainable/investor/relationshp/pdf/status_201224.pdf
清水銀行	22.9%	0.0%	50.8%	45.5%	3.8%	https://www.shimizu-bank.co.jp/about/ir/annualreport/pdf/2020_first.pdf
静岡中央銀行	21.5%	11.4%	22.7%	56.8%	9.1%	http://www.shizuokachuo-bank.co.jp/pdf/chiiki-ks_dan_202012.pdf
愛知銀行	31.9%	2.0%	36.1%	37.6%	24.4%	https://www.aichibank.co.jp/company/efforts/guide_line/
名古屋銀行	29.8%	0.0%	29.6%	62.6%	7.8%	https://www.meigin.com/pdf/management/kpi.pdf
中京銀行	25.4%	0.0%	44.8%	44.8%	10.4%	https://www.chuokyo-bank.co.jp/csr/download/management_guarantee_guideline.pdf
三重銀行	25.2%	6.3%	35.4%	41.8%	10.4%	https://www.33.co.jp/profile/ir_library/disc/2020_9.pdf
百五銀行	32.7%	2.2%	29.4%	56.6%	11.8%	https://www.hyakugo.co.jp/ir/disclosure/pdf/20200314.pdf
第三銀行	35.0%	18.3%	8.7%	50.0%	23.1%	https://www.daisanbank.co.jp/ir/disclosure/2020_09_01.pdf
滋賀銀行	32.5%	8.7%	52.3%	17.1%	21.8%	https://www.shigaipn.co.jp/about/keiisha_hosyo_2020_1b.pdf
京都銀行	32.1%	0.0%	45.9%	47.2%	6.9%	https://www.kyotobank.co.jp/investor/disc/pdf/2020dis_09_11.pdf
関西みらい銀行	25.4%	5.8%	46.7%	39.2%	8.3%	https://www.kansaimirai-bank.co.jp/hoin/keiisha_hosyo/index.html
池田泉州銀行	36.0%	21.6%	5.4%	45.9%	27.0%	https://www.itsukubank.co.jp/ir/2020/kyuukyukai/disclosure/202009/04.pdf
但馬銀行	38.5%	0.0%	10.9%	78.1%	10.9%	https://www.tanuma-bank.co.jp/about/disclosure/pdf/disc/202009_009_ni4.pdf
みなと銀行	30.1%	2.8%	35.0%	51.7%	10.6%	https://www.minato-bank.co.jp/important/pdf/sme_financing_guideline.pdf?zoom=100
南都銀行	50.1%	1.2%	41.7%	45.2%	11.9%	https://www.nanodobank.co.jp/company/enkatsuka/pdf/guideline.pdf
紀陽銀行	25.1%	3.5%	58.3%	35.1%	3.1%	https://www.kiyobank.co.jp/recommend/images/guide/202012.pdf
鳥取銀行	38.1%	7.8%	41.1%	39.5%	11.6%	https://www.tottori-bank.co.jp/ir/inquiry/csr/kpi/pdf/2021-01-15.pdf
山陰合同銀行	42.0%	0.0%	57.7%	27.6%	14.7%	https://www.keiishahosyo.pdf
島根銀行	36.9%	5.7%	0.0%	68.6%	25.7%	https://www.shimane-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
中国銀行	32.0%	3.1%	61.1%	27.3%	8.4%	https://www.chuokin.co.jp/ir_lead_files/company/csr/keiishahosyo.pdf
トマト銀行	28.1%	20.9%	18.2%	50.9%	10.0%	https://www.tomatobank.co.jp/about/pdf/application_status.pdf
広島銀行	26.6%	5.3%	7.5%	75.0%	12.2%	https://www.hiroshimabank.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/guide_line_kiyakuwa.pdf
もみじ銀行	26.3%	0.3%	57.4%	34.2%	8.1%	http://www.momijibank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf
山口銀行	27.4%	0.0%	63.2%	31.3%	5.5%	https://www.yamaguchi-bank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf
西京銀行	55.4%	0.0%	9.1%	90.9%	0.0%	https://www.seikyobank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
阿波銀行	44.7%	10.7%	30.5%	40.7%	18.0%	https://www.awabank.co.jp/about/about/keiishahosyo/
徳島大正銀行	29.4%	0.0%	72.9%	21.7%	5.3%	https://www.tokugin.co.jp/news/2020/09/20200909_kpi.pdf
百十四銀行	27.2%	0.0%	72.0%	13.3%	14.7%	https://www.114bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2020_chikan/03.pdf
香川銀行	26.3%	17.7%	20.6%	36.8%	25.0%	https://www.kagawabank.co.jp/ir/news/2020/kyuukyukai_keiishahosyo_202009.pdf
伊予銀行	25.6%	2.1%	16.9%	58.5%	22.5%	https://www.iyobank.co.jp/keiishahosyo_guide.html
愛媛銀行	24.4%	17.7%	19.4%	33.9%	29.0%	https://www.ehime-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
四国銀行	29.6%	1.7%	5.2%	86.2%	6.9%	https://www.shikokubank.co.jp/profile/disclosure/assets/2020h05.pdf
高知銀行	32.7%	0.7%	53.2%	36.0%	10.1%	https://www.kochi-bank.co.jp/pdf/resultsguideline_201207.pdf
福岡銀行	34.0%	0.5%	56.8%	27.5%	15.2%	https://www.fukuokabank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
筑邦銀行	26.4%	0.0%	0.0%	92.0%	8.0%	https://www.chikuin.co.jp/about/keiisha_hosyo/
西日本シティ銀行	30.5%	1.1%	27.3%	54.5%	17.1%	https://www.west-japan-city-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
北九州銀行	25.2%	0.0%	54.8%	25.0%	20.2%	http://www.kitakyushubank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf
福岡中央銀行	26.4%	0.0%	6.3%	93.8%	0.0%	https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/news/pdf/20201228.pdf
佐賀銀行	37.6%	4.3%	46.8%	35.1%	13.2%	https://www.sagabank.co.jp/disclosure/202009/pdf/12.pdf
佐賀共栄銀行	46.5%	0.0%	26.9%	73.1%	0.0%	https://www.sagayuki.co.jp/ir/library/disclosure/2020_0/disclosure.pdf
十八銀行	38.0%	5.6%	0.0%	83.1%	11.3%	https://www.jubank.co.jp/ir/library/disclosure/2020_0/disclosure.pdf
親和銀行	33.4%	0.0%	51.9%	34.9%	13.3%	https://www.onokubo-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
長崎銀行	35.0%	11.1%	11.1%	55.6%	22.2%	https://www.nagasaki-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
肥後銀行	30.3%	0.0%	0.0%	88.9%	11.1%	https://www.kyushu-fu.co.jp/company/pdf/202009_benchmark.pdf
熊本銀行	27.2%	0.5%	67.7%	28.6%	3.2%	https://www.kumamoto-bank.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
大分銀行	38.4%	0.0%	2.2%	88.9%	8.9%	https://www.oitabank.co.jp/company/ir/en/chiiki/pdf/sihyo_2020.pdf
豊和銀行	24.4%	2.3%	20.9%	72.1%	4.7%	https://www.howabank.co.jp/docs/aboutus/ir/kpi2020-09.pdf
宮崎銀行	43.6%	0.0%	3.6%	46.4%	50.0%	http://www.miyazaki-bank.co.jp/about/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
宮崎太陽銀行	40.5%	0.0%	38.5%	53.8%	7.7%	https://www.kyushu-fu.co.jp/ir/library/disclosure/2020/202009_009_ni4.pdf
鹿児島銀行	23.3%	1.6%	54.9%	41.6%	2.0%	https://www.kyushu-fu.co.jp/company/pdf/202009_benchmark.pdf
南日本銀行	37.5%	0.0%	1.7%	79.2%	18.8%	https://www.nanjin.co.jp/information/HP/keiishaHosho_GL_02.pdf
琉球銀行	46.1%	4.1%	1.4%	94.6%	0.0%	https://www.ryukyu-bank.co.jp/common/uploads/2020/04.pdf
沖縄銀行	30.0%	8.9%	11.9%	79.3%	0.0%	https://www.okinawa-bank.co.jp/files/2020/04/28/keiishahosyo_kpi.pdf
沖縄海邦銀行						

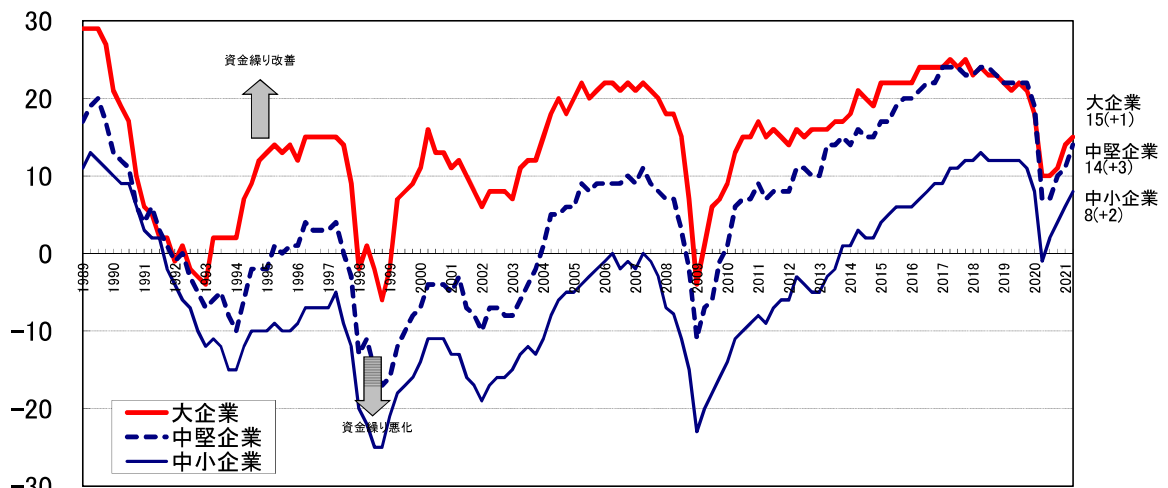
日銀短観D.I. の推移

○ 業況判断



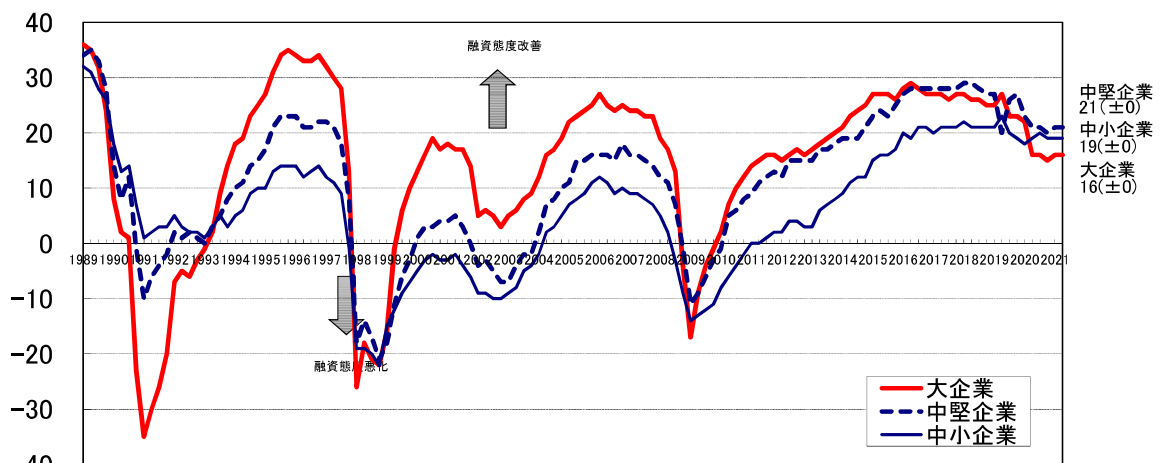
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2021年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2021年3月)との比較)

(別紙13)

法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比		中堅・大企業向け	前年同月比	
		前年同月比	前年同月比			
2018.01	312.3	2.6	199.2	4.5	113.1	▲ 0.6
2018.02	311.7	2.2	199.3	4.6	112.4	▲ 1.7
2018.03	315.8	2.2	204.5	4.2	111.3	▲ 1.2
2018.04	315.4	3.1	202.1	3.9	113.3	1.8
2018.05	313.6	2.9	200.5	3.7	113.1	1.5
2018.06	317.1	3.5	203.4	4.3	113.7	2.1
2018.07	317.2	3.5	202.1	3.6	115.0	3.3
2018.08	317.0	3.7	201.4	3.3	115.5	4.2
2018.09	321.3	3.7	205.0	3.2	116.4	4.7
2018.10	318.8	3.5	202.6	3.1	116.2	4.2
2018.11	321.5	3.8	203.8	3.3	117.7	4.8
2018.12	325.3	3.5	207.1	3.0	118.2	4.4
2019.01	323.0	3.4	204.8	2.8	118.2	4.6
2019.02	322.6	3.5	204.4	2.5	118.2	5.2
2019.03	327.1	3.6	209.2	2.3	117.9	6.0
2019.04	327.2	3.7	208.7	3.3	118.5	4.6
2019.05	323.7	3.2	206.1	2.8	117.6	4.0
2019.06	325.9	2.8	208.2	2.4	117.7	3.5
2019.07	325.0	2.5	206.6	2.2	118.5	3.0
2019.08	325.0	2.5	207.2	2.9	117.8	1.9
2019.09	327.7	2.0	209.6	2.3	118.1	1.5
2019.10	326.2	2.3	208.1	2.7	118.1	1.7
2019.11	328.3	2.1	209.3	2.7	119.0	1.1
2019.12	331.4	1.9	212.0	2.3	119.4	1.1
2020.01	330.4	2.3	210.3	2.7	120.1	1.6
2020.02	330.5	2.5	210.7	3.1	119.8	1.4
2020.03	334.6	2.3	213.9	2.3	120.7	2.4
2020.04	344.0	5.1	214.7	2.9	129.3	9.1
2020.05	350.6	8.3	218.1	5.9	132.5	12.6
2020.06	353.3	8.4	219.8	5.6	133.4	13.4
2020.07	353.2	8.7	220.6	6.8	132.6	11.9
2020.08	352.5	8.5	220.9	6.6	131.5	11.7
2020.09	352.3	7.5	222.4	6.1	129.9	9.9
2020.10	351.5	7.8	222.0	6.7	129.5	9.6
2020.11	354.6	8.0	221.5	5.8	133.0	11.8
2020.12	354.8	7.1	224.0	5.7	130.8	9.5
2021.01	354.3	7.2	222.9	6.0	131.5	9.4
2021.02	355.1	7.4	223.0	5.9	132.1	10.3
2021.03	355.7	6.3	226.8	6.0	129.0	6.9
2021.04	353.9	2.9	224.3	4.5	129.6	0.2
2021.05	352.3	0.5	223.4	2.4	128.8	▲ 2.8
2021.06	351.9	▲ 0.4	224.3	2.0	127.6	▲ 4.4

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」: 資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和3年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み	貸付条件の変更等の状況				A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	89,907	79,160	2,430	6,060	2,257	97.0%
地域銀行(100)	449,712	421,518	2,609	16,889	8,696	99.4%
その他の銀行(77)	897	771	53	37	36	93.6%
合計(186)	540,516	501,449	5,092	22,986	10,989	99.0%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和3年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
 (令和2年3月10日から令和3年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	16,461	13,203	468	1,601	1,189	96.6%
地域銀行(100)	33,706	28,019	693	1,941	3,053	97.6%
その他の銀行(77)	1,157	915	45	54	143	95.3%
合計(186)	51,324	42,137	1,206	3,596	4,385	97.2%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和3年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和3年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(255)	411,579	390,639	1,867	11,598	7,475	99.5%
信用組合(146)	67,877	65,205	125	1,449	1,098	99.8%
労働金庫(14)	11	11	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(46)	2,139	2,014	8	74	43	99.6%
農協・漁協(639)	4,898	4,604	28	83	183	99.4%
合計(1100)	486,504	462,473	2,028	13,204	8,799	99.6%

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和3年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和3年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和3年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ		
信用金庫(255)	17,728	16,062	169	649	848	99.0%
信用組合(146)	3,135	2,969	14	62	90	99.5%
労働金庫(14)	4,733	4,087	190	156	300	95.6%
信農連・信漁連(46)	54	49	1	1	3	98.0%
農協・漁協(639)	3,099	2,813	15	73	198	99.5%
合計(1100)	28,749	25,980	389	941	1,439	98.5%

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和3年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和3年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

金 融 庁
令和3年3月8日

年度末における事業者に対する金融の円滑化について

金融機関におかれては、緊急事態宣言下も含め、資金繰り支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただけてきたことに感謝申し上げます。

3月5日、緊急事態宣言が延長されたところ、新型コロナウイルス感染症の影響が2事業年度目を迎え、これまでの経済活動の抑制等による事業者への影響の長期化が懸念される中、苦境に立たされている様々な事業者を引き続きしっかりと支え、今後の経済の力強い回復に向けて取り組んでいく必要があります。特に、資金需要の高まる年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。

金融機関におかれては、既に大変なご尽力を頂いている中、重ねての要請となり恐縮に存じますが、引き続き、これまでに要請させて頂いた事項に加え、本日の「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」における大臣及び副大臣からの要請事項も含めた下記の内容について、貴協会傘下金融機関等に対し、周知徹底を宜しくお願い申し上げます。

記

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光・遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含め、積極的な資金ニーズの確認や、事業者からの相談への丁寧な対応などをはじめ、きめ細やかな支援を行うこと。

- (2) こうした支援に当たっては、直接・間接に新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、年度末、更にはそれ以降も含めて、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
- (3) 年度末を迎えることを踏まえ、事業者の状況やニーズを積極的に確認し、年度末に必要な資金や補助金等の支給までの間に必要となる資金等も含めた新規融資の積極的な実施など、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。
- (4) 既往債務の返済猶予等の条件変更についても、新型コロナウイルス感染症の影響長期化等を踏まえ、事業者ごとの事業・財務状況を十分に確認し、再度の条件変更も含め、事業者の要望に沿った最大限柔軟な対応を徹底すること。
- (5) また、融資上限額が拡大された民間金融機関における実質無利子・無担保融資について、申込期限である年度末に向けて、ニーズに応じた最大限積極的な活用を図るほか、既往融資の据置期間（多くの事業者が1年以内）や返済期間についても、事業者の先々の状況やニーズを十分に踏まえ、据置期間・返済期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、親身かつ丁寧な対応を行うこと。
- (6) さらに、条件変更や新規融資を行う場合の債権の区分について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前に正常先と認識していた事業者について、感染拡大前と同一の評価とすることを含め、金融庁が、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。
- (7) 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等による資本金劣後ローン等に関し、幅広い業種・規模の事業者の本制度が理解され、申請に当たって必要となる事業計画の策定が円滑に進むよう、官民金融機関で連携し、事業者への積極的な周知や、必要性が高いと思われる事業者への積極的な提案、また、本業支援の一環としての事業計画の策定支援などをより一層促進すること。

- (8) 事業再構築補助金の公募が今月開始予定であることも踏まえ、必要に応じて、同補助金も活用しながら、今後の経営改善等に向けて事業者と十分に対話を行い、必要に応じ、地域経済活性化支援機構の復興支援ファンド等や、中小企業再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター等の外部機関も活用・連携して、事業者の経営改善、事業再生、事業転換支援等を力強く進めること。また、同補助金をはじめとする様々な補助金・交付金・税制措置等について、事業者への積極的な周知・浸透を図ること。さらに、企業決算・監査業務が円滑に進むよう、日本公認会計士協会から、監査人に対して、経営者と適時かつ適切なコミュニケーションを図ることを求めていることも含め、新型コロナウイルス感染症に関連して関係団体より発出された文書¹について、上場会社等である事業者に対し適切に周知を行うこと。
- (9) 上記(1)から(8)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。また、顧客から金融機関等の相談窓口等に寄せられる相談・苦情等を迅速に把握・分析し、顧客対応等に課題が認められる場合には直ちに改善を図ること。

以 上

¹ 以下の事項等に留意すること。

・企業会計基準委員会「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」(2020年4月10日公表、2021年2月10日更新)において、会計上の見積りについて、企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、会計上の「誤謬」にあたらぬとされていること

・日本公認会計士協会「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その7)」(2021年3月2日公表)において、監査人が、過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することは適切ではないとされていること

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会において、関係団体より発出された文書を共有し、公表している。(次のURL参照) <https://www.fsa.go.jp/singi/coronakansakvougikai/index.html>

第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（別紙1～5参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、2018年度は277件、2019年度は221件、2020年度は122件となっている。2020年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、91.6%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、2018年度は13,476件、2019年度は15,023件、2020年度は10,826件となっている。2020年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、56.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、2018年度は43件、2019年度は30件、2020年度は23件となっている。2020年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、60.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、2018年度は394件、2019年度は1,927件、2020年度は1,499件となっている。2020年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、83.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ⑤ 連携サービス（注1）における被害発生件数は、2020年10月～2021年3月において16件（注2）となっている。2020年10月～2021年3月に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、60.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。

注1) スマートフォンのアプリ等を用いて、インターネット口座振替サービス等の方法により預金口座と連携させる決済サービス。2020年に資金移動業者の提供する決済サービスを悪用した不正出金事案が多発したことを踏まえ、調査項目に追加したもの。

注2) 上記不正出金事案の多発を踏まえ、2016年1月～2020年10月13日を対象に、過去の被害状況等について調査を実施したところ、948口座において被害が発生していたことが確認された。

II 金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、各年度に一度公表している。2020年度は、各預金取扱金融機関の2020年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計したところ、別紙6のとおりであった(2020年10月7日に概要を金融庁HPにて公表)。

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、SMS等を用いたフィッシングメールによりインターネットバンキング利用者をフィッシングサイトへ誘導し、インターネットバンキングのIDやパスワード、ワンタイムパスワード等の情報を窃取して不正送金を行うといった手口の増加等により、2019年度に被害発生件数及び被害額が急増し、2020年度も依然として高い水準にある。このような状況を踏まえ、全国銀行協会において、金融犯罪防止啓発に係るHP公表により、注意喚起を行った。

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙1)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
12年度	0	0	1	18	0	0	0	0	1	18	1,857	1	1	0	0
13年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	91	84	8	16	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	33	29	75	68	910	706	77	905	863	42	5
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	0
26年度	266	116	32	21	1	0	6	4	305	142	46	302	290	12	3
27年度	338	134	24	24	13	9	9	6	384	175	45	369	362	7	15
28年度	269	104	29	7	5	3	4	2	307	117	38	306	301	5	1
4月～6月	68	15	7	0	0	0	0	0	75	16	22	75	72	3	0
7月～9月	82	27	5	2	1	0	2	2	90	32	36	90	89	1	0
10月～12月	63	27	8	2	3	2	2	0	76	33	43	76	75	1	0
1月～3月	56	33	9	1	1	0	0	0	66	35	54	65	65	0	1
29年度	325	81	52	25	2	1	18	22	397	131	33	394	387	7	3
4月～6月	81	19	7	2	0	0	1	0	89	22	25	89	87	2	0
7月～9月	85	19	12	1	0	0	3	2	100	23	23	100	98	2	0
10月～12月	96	31	27	21	2	1	14	19	139	74	53	137	137	0	2
1月～3月	63	10	6	0	0	0	0	0	69	11	16	68	65	3	1
30年度	235	63	20	13	2	7	20	10	277	94	34	264	256	8	13
4月～6月	52	6	0	0	0	0	2	1	54	7	14	54	54	0	0
7月～9月	78	22	4	0	0	0	7	5	89	28	31	88	85	3	1
10月～12月	65	17	8	8	1	1	7	2	81	31	38	77	74	3	4
1月～3月	40	17	8	4	1	5	4	0	53	27	51	45	43	2	8
R1年度	168	64	38	53	7	11	8	17	221	147	66	204	200	4	17
4月～6月	41	21	0	0	1	8	1	6	43	36	83	43	43	0	0
7月～9月	41	12	12	30	3	2	1	2	57	48	84	56	54	2	1
10月～12月	66	27	25	22	3	0	4	7	98	58	59	97	94	3	1
1月～3月	20	3	1	0	0	0	2	1	23	5	22	21	21	0	2
R2年度	76	61	22	13	4	2	20	13	122	91	74	83	76	7	39
4月～6月	3	1	0	0	2	0	2	6	7	7	113	5	5	0	2
7月～9月	6	16	2	0	0	0	1	0	9	17	193	8	6	2	1
10月～12月	62	39	20	12	2	2	16	6	100	61	61	75	70	5	25
1月～3月	5	3	0	0	0	0	1	0	6	4	73	1	1	0	5
計	5,272	3,928	1,423	1,419	420	387	460	443	7,575	6,179	81	7,409	7,128	281	166
構成比	69.6%	63.6%	18.8%	23.0%	5.5%	6.3%	6.1%	7.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.2%	3.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.5%(5,044件/5,225件)、地方銀行96.5%(1,294件/1,341件)、第二地方銀行95.5%(386件/404件)、信金等92.0%(404件/439件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済			調査・検討中等
													計	補償 全額	補償 75%又は一部	
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,825	1,055	389	172	715	347	6,927	3,237	46	6,899	3,342	969	2,588	28
19年度	3,469	1,365	1,162	623	200	84	498	227	5,329	2,300	43	5,329	2,132	854	2,343	0
20年度	3,512	1,581	1,002	529	171	111	444	211	5,129	2,433	47	5,128	1,820	908	2,400	1
21年度	4,239	1,884	1,074	647	208	130	533	301	6,054	2,964	48	6,052	1,774	1,520	2,758	2
22年度	4,465	2,431	1,174	878	290	200	703	486	6,632	3,995	60	6,630	1,668	2,088	2,874	2
23年度	3,719	1,825	926	644	208	140	532	338	5,385	2,948	54	5,384	1,234	1,452	2,698	1
24年度	2,897	1,244	623	399	109	75	312	187	3,941	1,907	48	3,938	819	851	2,268	3
25年度	2,795	1,206	472	290	66	34	209	130	3,542	1,662	46	3,538	606	705	2,227	4
26年度	2,392	1,058	418	223	74	55	205	162	3,089	1,499	48	3,085	582	603	1,900	4
27年度	2,134	1,126	482	371	95	36	231	230	2,942	1,765	59	2,930	602	747	1,581	12
28年度	2,826	1,873	584	453	97	76	427	351	3,934	2,755	70	3,925	567	1,272	2,086	9
4月～6月	631	404	132	91	21	16	72	56	856	568	66	856	152	226	478	0
7月～9月	647	388	158	130	21	12	65	64	891	595	66	891	129	285	477	0
10月～12月	699	484	130	113	23	17	109	95	961	710	73	959	126	281	552	2
1月～3月	849	596	164	118	32	30	181	135	1,226	881	71	1,219	160	480	579	7
29年度	6,850	4,593	1,630	1,339	387	315	1,721	1,179	10,588	7,428	70	10,556	1,231	5,117	4,208	32
4月～6月	1,271	825	326	326	60	61	311	222	1,968	1,437	73	1,964	249	899	816	4
7月～9月	1,537	1,000	357	279	90	58	389	295	2,373	1,635	68	2,365	327	1,089	949	8
10月～12月	1,959	1,386	466	351	119	107	484	313	3,028	2,159	71	3,019	284	1,543	1,192	9
1月～3月	2,083	1,380	481	382	118	86	537	347	3,219	2,196	68	3,208	371	1,586	1,251	11
30年度	8,575	6,026	2,243	1,710	386	245	2,272	1,454	13,476	9,437	70	13,283	1,187	6,775	5,321	193
4月～6月	1,812	1,292	419	358	94	68	492	325	2,817	2,045	72	2,810	258	1,273	1,279	7
7月～9月	2,003	1,402	504	362	99	64	517	337	3,123	2,166	69	3,104	302	1,542	1,260	19
10月～12月	2,425	1,750	708	548	92	56	591	378	3,816	2,732	71	3,775	339	2,089	1,347	41
1月～3月	2,335	1,582	612	440	101	56	672	413	3,720	2,492	67	3,594	288	1,871	1,435	126
R1年度	9,626	7,397	2,588	2,132	374	252	2,435	1,581	15,023	11,363	75	13,475	1,211	6,657	5,607	1,548
4月～6月	2,284	1,617	641	503	92	61	579	369	3,596	2,552	70	3,196	303	1,505	1,388	400
7月～9月	2,482	1,799	689	541	107	72	564	363	3,842	2,777	72	3,412	274	1,718	1,420	430
10月～12月	2,584	2,193	685	625	104	71	688	429	4,061	3,320	81	3,668	350	1,856	1,462	393
1月～3月	2,276	1,786	573	461	71	47	604	418	3,524	2,713	77	3,199	284	1,578	1,337	325
R2年度	6,833	5,369	1,783	1,535	344	243	1,866	1,370	10,826	8,519	78	9,018	645	4,407	3,966	1,808
4月～6月	1,777	1,489	457	368	102	69	480	357	2,816	2,285	81	2,558	213	1,288	1,057	258
7月～9月	2,016	1,542	495	446	94	67	529	370	3,134	2,426	77	2,835	229	1,410	1,196	299
10月～12月	1,632	1,203	440	388	89	64	434	335	2,595	1,992	76	2,263	151	1,112	1,000	332
1月～3月	1,408	1,134	391	330	59	41	423	307	2,281	1,814	79	1,362	52	597	713	919
計	71,554	43,192	19,976	14,276	3,809	2,450	14,104	9,178	109,443	69,098	63	105,777	22,977	35,793	47,007	3,666
構成比	65.4%	62.5%	18.3%	20.7%	3.5%	3.5%	12.9%	13.3%	100.0%	100.0%		100.0%	21.7%	33.8%	44.4%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等51.2%(36,262件/70,887件)、地方銀行70.7%(12,422件/17,557件)、第二地方銀行61.0%(2,108件/3,458件)、信金等57.5%(7,978件/13,875件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	0
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	0
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	104	148	62	42	10	7	13	14	189	214	113	186	112	74	3
24年度	84	79	51	73	7	1	11	11	153	166	108	152	94	58	1
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	90	43	0
26年度	68	54	23	13	3	0	13	24	107	92	86	106	63	43	1
27年度	48	40	18	7	7	10	11	6	84	65	77	84	31	53	0
28年度	36	16	16	5	0	0	6	2	58	25	43	57	36	21	1
4月～6月	6	2	5	1	0	0	2	0	13	5	38	13	6	7	0
7月～9月	5	1	2	0	0	0	2	1	9	3	36	9	6	3	0
10月～12月	16	6	8	3	0	0	2	0	26	10	41	25	21	4	1
1月～3月	9	6	1	0	0	0	0	0	10	6	62	10	3	7	0
29年度	31	21	14	9	1	0	10	2	56	34	60	54	29	25	2
4月～6月	12	8	5	4	1	0	4	1	22	15	70	21	13	8	1
7月～9月	8	3	6	2	0	0	0	0	14	6	49	13	8	5	1
10月～12月	7	6	2	0	0	0	4	0	13	7	59	13	5	8	0
1月～3月	4	2	1	0	0	0	2	0	7	4	57	7	3	4	0
30年度	27	17	6	2	3	0	7	3	43	24	57	41	28	13	2
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	10	2	0
7月～9月	9	1	3	2	1	0	2	0	15	4	30	15	9	6	0
10月～12月	6	3	1	0	0	0	1	0	8	4	56	7	4	3	1
1月～3月	5	9	1	0	1	0	1	0	8	9	122	7	5	2	1
R1年度	20	13	6	5	0	0	4	6	30	24	83	24	10	14	6
4月～6月	9	8	0	0	0	0	2	5	11	14	130	10	3	7	1
7月～9月	6	2	3	3	0	0	0	0	9	6	68	6	2	4	3
10月～12月	3	1	0	0	0	0	1	0	4	2	53	4	2	2	0
1月～3月	2	0	3	2	0	0	1	0	6	2	38	4	3	1	2
R2年度	12	24	8	6	1	1	2	1	23	34	151	10	6	4	13
4月～6月	3	3	1	1	1	1	0	0	5	5	111	4	2	2	1
7月～9月	5	10	3	4	0	0	0	0	8	14	179	3	2	1	5
10月～12月	1	0	2	0	0	0	1	0	4	1	42	2	1	1	2
1月～3月	3	11	2	0	0	0	1	1	6	13	220	1	1	0	5
計	1,661	3,582	1,230	1,501	162	239	399	476	3,452	5,799	168	3,273	1,349	1,924	179
構成比	48.1%	61.8%	35.6%	25.9%	4.7%	4.1%	11.6%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	41.2%	58.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.6%(729件/1,600件)、地方銀行34.0%(390件/1,148件)、第二地方銀行45.3%(67件/148件)、信金等43.2%(163件/377件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4-1)
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
17年2月～3月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	0
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	0
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	0	0	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	41	115	8	36	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度	142	141	6	8	0	0	1	1	149	151	101	149	104	45	0
25年度	1,871	1,942	67	190	14	76	4	4	1,956	2,213	113	1,950	1,777	173	6
26年度	1,123	1,240	143	417	22	142	122	414	1,410	2,213	157	1,404	1,178	226	6
27年度	1,181	1,444	198	364	19	109	166	545	1,564	2,463	157	1,557	1,315	242	7
28年度	574	618	117	330	13	55	62	140	766	1,145	149	757	636	121	9
4月～6月	256	225	18	24	0	0	11	8	285	258	90	283	234	49	2
7月～9月	85	116	26	102	2	7	10	14	123	241	196	121	95	26	2
10月～12月	168	210	41	135	7	30	28	100	244	475	194	242	217	25	2
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	16	114	169	148	111	90	21	3
29年度	211	409	98	397	15	59	48	172	372	1,039	279	367	290	77	5
4月～6月	58	103	19	100	7	20	14	70	98	296	302	96	72	24	2
7月～9月	56	145	30	44	2	23	7	6	95	220	231	95	86	9	0
10月～12月	37	49	28	155	2	8	19	21	86	234	273	84	65	19	2
1月～3月	59	109	21	96	4	7	8	74	92	288	313	91	67	24	1
30年度	304	669	55	127	9	23	26	44	394	864	219	389	320	69	5
4月～6月	84	157	27	83	3	7	11	28	125	276	221	124	104	20	1
7月～9月	38	38	11	17	5	13	7	10	61	80	131	61	46	15	0
10月～12月	28	25	12	6	0	0	6	4	46	36	79	44	28	16	2
1月～3月	154	447	5	20	1	3	2	0	162	470	290	160	142	18	2
R1年度	1,817	2,283	95	130	5	12	10	13	1,927	2,440	126	1,914	1,644	270	13
4月～6月	98	121	25	85	1	10	1	0	125	216	173	121	106	15	4
7月～9月	514	460	11	10	1	1	3	1	529	474	89	529	455	74	0
10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165	949	803	146	5
1月～3月	275	148	41	22	0	0	3	1	319	172	53	315	280	35	4
R2年度	1,356	1,499	117	203	4	16	22	169	1,499	1,888	126	1,179	987	192	320
4月～6月	432	475	9	11	0	0	2	1	443	488	110	436	371	65	7
7月～9月	238	446	42	52	0	0	4	106	284	606	213	277	252	25	7
10月～12月	397	263	56	59	4	16	15	60	472	400	84	247	175	72	225
1月～3月	289	314	10	79	0	0	1	0	300	394	131	219	189	30	81
計	9,259	10,965	979	2,467	121	545	500	1,610	10,859	15,589	143	10,465	8,821	1,644	394
構成比	85.3%	70.3%	9.0%	15.8%	1.1%	3.5%	4.6%	10.3%	100.0%	100.0%		100.0%	84.3%	15.7%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.5%(7,573件/8,957件)、地方銀行85.0%(779件/917件)、第二地方銀行64.8%(68件/105件)、信金等82.5%(401件/486件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(別紙4-2)
(単位:件、百万円)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
個人	23年度	87	153	30	49	0	0	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	0	0	1	1	146	142	97
	25年度	1,809	1,868	49	91	4	9	3	1	1,865	1,971	105
	26年度	1,092	1,113	106	181	7	11	45	92	1,250	1,399	111
	27年度	1,127	1,041	180	298	10	13	91	127	1,408	1,482	105
	28年度	542	586	92	126	11	39	33	42	678	793	117
	4月～6月	234	199	17	20	0	0	10	6	261	226	86
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146
	10月～12月	162	207	28	36	7	30	10	20	207	294	142
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	6	97	106	109
	29年度	198	340	83	171	8	14	22	22	311	548	176
	4月～6月	53	99	15	37	4	6	4	3	76	146	193
	7月～9月	49	84	28	32	0	0	5	5	82	121	148
	10月～12月	36	47	21	39	0	0	8	10	65	97	149
	1月～3月	59	109	19	62	4	7	5	3	87	183	210
	30年度	300	663	49	109	6	13	24	26	379	812	214
	4月～6月	82	154	27	83	1	0	9	10	119	249	209
	7月～9月	37	36	9	7	5	13	7	10	58	66	115
	10月～12月	27	24	9	1	0	0	6	4	42	31	75
	1月～3月	154	447	4	17	0	0	2	0	160	464	290
	R1年度	1,807	2,269	91	109	5	12	10	13	1,913	2,404	125
	4月～6月	96	120	22	69	1	10	1	0	120	200	166
	7月～9月	510	458	10	4	1	1	3	1	524	466	88
	10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165
	1月～3月	271	137	41	22	0	0	3	1	315	160	51
	R2年度	1,334	1,476	110	187	4	16	11	14	1,459	1,693	116
	4月～6月	418	457	9	11	0	0	2	1	429	470	109
	7月～9月	233	441	41	50	0	0	2	2	276	494	179
	10月～12月	396	262	51	54	4	16	7	10	458	344	75
	1月～3月	287	313	9	70	0	0	0	0	296	384	129
	計	8,436	9,648	795	1,328	55	131	250	350	9,536	11,459	120
	構成比	88.5%	84.2%	8.3%	11.6%	0.6%	1.1%	2.6%	3.1%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(別紙4-3)
(単位:件、百万円)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	0	0	0	0	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	37	235	15	130	77	321	160	814	509
	27年度	54	403	18	65	9	95	75	417	156	981	629
	28年度	32	32	25	204	2	16	29	98	88	351	399
	4月～6月	22	25	1	3	0	0	1	2	24	31	132
	7月～9月	1	1	5	67	0	0	4	6	10	75	759
	10月～12月	6	2	13	98	0	0	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	15	195	7	45	26	150	61	459	753
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	2	0	13	98	759
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	11	11	21	137	655
	1月～3月	0	0	2	33	0	0	3	71	5	104	2,095
	30年度	4	6	6	18	3	9	2	17	15	52	350
	4月～6月	2	3	0	0	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	2	10	0	0	0	0	3	13	438
	10月～12月	1	0	3	4	0	0	0	0	4	4	119
	1月～3月	0	0	1	3	1	3	0	0	2	6	300
	R1年度	10	14	4	21	0	0	0	0	14	35	253
	4月～6月	2	0	3	15	0	0	0	0	5	16	330
	7月～9月	4	2	1	5	0	0	0	0	5	7	156
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	4	11	0	0	0	0	0	0	4	11	277
	R2年度	22	23	7	16	0	0	11	155	40	195	488
	4月～6月	14	17	0	0	0	0	0	0	14	17	123
	7月～9月	5	5	1	2	0	0	2	104	8	111	1,397
	10月～12月	1	0	5	5	0	0	8	49	14	56	401
	1月～3月	2	0	1	8	0	0	1	0	4	9	246
	計	233	773	141	910	55	415	234	1,226	663	3,326	501
	構成比	35.1%	23.3%	21.3%	27.4%	8.3%	12.5%	35.3%	36.9%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

連携サービスによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙5)
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
R2年度	10	2	6	2	0	0	0	0	16	4	26	10	6	4	6
10月～12月	2	0	3	2	0	0	0	0	5	2	46	5	3	2	0
1月～3月	8	1	3	0	0	0	0	0	11	1	17	5	3	2	6
計	10	2	6	2	0	0	0	0	16	4	26	10	6	4	6
構成比	62.5%	50.5%	37.5%	49.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%		100.0%	60.0%	40.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等80.0%(4件/5件)、地方銀行40.0%(2件/5件)。

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(令和2年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の令和2年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

[対象金融機関数]

主要行等…9行、地銀…65行、第二地銀38行、その他の銀行…78行
信用金庫…255、信用組合…145、労働金庫…13、農漁協等…739

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	20,430	110,151
地銀	65	65	65	34,750	115,112
第二地銀	38	38	38	9,592	26,609
その他の銀行	21	22	33	76,790	216,877
信用金庫	255	253	253	18,899	50,484
信用組合	127	72	74	2,257	5,016
労働金庫	13	13	13	1,670	8,967
計	528	471	484	164,388	533,216
農漁協等	739	736	640	12,057	24,202
総計	1,267	1,207	1,124	176,445	557,418

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
		⑥/①	⑥/①	⑦/④	⑦/④	⑧/⑤	⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	20,279	99.3%	49,542	45.0%
地銀	65	65	100.0%	34,407	99.0%	39,253	34.1%
第二地銀	38	36	94.7%	8,627	89.9%	8,628	32.4%
その他の銀行	21	10	47.6%	76,790	100.0%	91,553	42.2%
信用金庫	255	208	81.6%	16,763	88.7%	12,994	25.7%
信用組合	127	44	34.6%	1,047	46.4%	710	14.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,670	100.0%	37	0.4%
計	528	382	72.3%	159,583	97.1%	202,717	38.0%
農漁協等	739	736	99.6%	12,013	99.6%	13,404	55.4%
総計	1,267	1,118	88.2%	171,596	97.3%	216,121	38.8%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	生体認証キャッシュカード導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュカード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	19,479	95.3%	38,970	35.4%
地銀	65	48	73.8%	22,562	64.9%	17,238	15.0%
第二地銀	38	7	18.4%	1,960	20.4%	603	2.3%
その他の銀行	21	3	14.3%	32,047	41.7%	70,346	32.4%
信用金庫	255	80	31.4%	6,626	35.1%	2,905	5.8%
信用組合	127	11	8.7%	362	16.0%	219	4.4%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	528	154	29.2%	83,036	50.5%	130,281	24.4%
農漁協等	739	111	15.0%	1,723	14.3%	18	0.1%
総計	1,267	265	20.9%	84,759	48.0%	130,299	23.4%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	38	38	100.0%
その他の銀行	22	22	100.0%
信用金庫	253	253	100.0%
信用組合	72	70	97.2%
労働金庫	13	13	100.0%
計	471	469	99.6%
農漁協等	736	736	100.0%
総計	1,207	1,205	99.8%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	4	50.0%	7	87.5%	2	25.0%
地銀	31	47.7%	51	78.5%	33	50.8%
第二地銀	19	50.0%	26	68.4%	17	44.7%
その他の銀行	12	54.5%	17	77.3%	5	22.7%
信用金庫	177	70.0%	227	89.7%	2	0.8%
信用組合	5	6.9%	68	94.4%	33	45.8%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	261	55.4%	409	86.8%	92	19.5%
農漁協等	0	0.0%	736	100.0%	736	100.0%
総計	261	21.6%	1,145	94.9%	828	68.6%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑯		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑰	
			⑯/③		⑰/③
主要行等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	65	65	100.0%	0	0.0%
第二地銀	38	33	86.8%	5	13.2%
その他の銀行	33	27	81.8%	4	12.1%
信用金庫	253	239	94.5%	12	4.7%
信用組合	74	69	93.2%	4	5.4%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	484	454	93.8%	25	5.2%
農漁協等	640	636	99.4%	0	0.0%
総計	1,124	1,090	97.0%	25	2.2%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	1	12.5%	8	100.0%	0	0.0%
地銀	14	21.5%	57	87.7%	11	16.9%
第二地銀	7	18.4%	26	68.4%	4	10.5%
その他の銀行	5	15.2%	23	69.7%	2	6.1%
信用金庫	173	68.4%	155	61.3%	1	0.4%
信用組合	2	2.7%	67	90.5%	11	14.9%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	202	41.7%	349	72.1%	29	6.0%
農漁協等	0	0.0%	636	99.4%	1	0.2%
総計	202	18.0%	985	87.6%	30	2.7%

第8節 振り込め詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手前から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2018年度は291件、2019年度は220件、2020年度は498件であり、調査を開始した2003年9月以降2021年3月末までの累計は45,136件となっている。

なお、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は、認知件数及び被害額共に依然高水準で推移しているため、被害防止の観点から、業界団体を通じて、金融機関のより踏み込んだ窓口対応等の取組みを促した。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2018年度は115件、2019年度は102件、2020年度は329件、強制解約等をしたのは、2018年度は128件、2019年度は109件、2020年度は113件であり、調査を開始した2003年9月以降2021年3月末までの累計は、利用停止が24,555件、強制解約等が15,999件となっている。

第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、ここ数年の間に見られた融資残高の増加から、過剰な貸付けが行われているのではないかといった批判・指摘等がなされてきたところ、各銀行では、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ(2017年3月)」を踏まえた取組みが進められている。

金融庁においても、これまで、多重債務の発生抑制等の観点から、銀行業界全体の業務運営の適正化を推進するため、カードローンホットラインを開設(2017年9月)した。

これに加え、カードローンの残高の多い銀行を中心に立入検査(2018年1月公表)を実施。検査実施先以外の銀行の実態把握及び検査実施先における業務運営の改善状況の確認(2018年8月公表)、その後の各銀行における業務運営の改善状況についてのフォローアップ及びその結果の公表(2019年9月公表)等の取組みを実施してきた。

2020事務年度においては、2020年3月末で取組みが十分に進んでいないと認められる銀行に対し対応を促してきたところ、融資上限枠の設定や融資実行後の途上管理など、必要な態勢整備が図られたことを確認した。